

千葉県こども・若者 みらいプラン 【原案】

※ 計画本文、図・表やデータ（数値）等は、今後の策定作業の中で変更があります。

千葉県
令和6年12月



目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
第 2 章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	5
(1) 少子化の進行	5
(2) 子育て家庭を取り巻く状況	11
(3) こども・若者を取り巻く状況	17
(4) グローバル化の状況等	28
(5) 生命・安全の危機	30
(6) こどもの権利の現状	34
第 3 章 計画の基本的事項	36
第 4 章 具体的施策の展開	42
I 全てのこども・若者を支える	
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	43
① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	44
2 自分らしく生き抜く力の育成	47
① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成	48
② 創造的な未来を切り開くこども・若者の応援	54
③ 多様性を尊重する社会づくり	59
④ 「こどもまんなかまちづくり」の推進	64
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	67
① 健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり	68
② こどもの健康の保持増進	72
③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	75
4 こどもの貧困対策	78
① こどもの貧困対策	79
5 障害のあるこどもや若者への支援	99
① 障害のあるこどもの療育支援体制の充実	100
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	105
① 児童虐待防止対策の充実	106
② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	112
③ ヤングケアラーへの支援	115

7 こども・若者の安全・安心の確保	117
① 総合的な自殺対策の推進	118
② ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備	120
③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策	123
④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備	127
II ライフステージに応じて支える	
1 こどもの誕生前から幼児期まで	133
① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	134
② 子育て環境の整備	137
2 学童期・思春期	143
① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり	144
② 健やかな成長を支える環境づくり	155
③ 居場所づくり	159
④ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	163
⑤ 社会的・職業的自立に向けた教育・啓発	165
⑥ いじめ防止対策の推進	169
⑦ 不登校のこどもへの支援	171
⑧ 校則の見直し	173
⑨ 学校におけるハラスメント等の防止	174
⑩ 高校中退の予防、高校中退後の支援	175
3 青年期	177
① 高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進	178
② 若者の経済的自立と就労支援	180
③ 結婚の希望をかなえるための支援	183
④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	185
III 社会全体で子育てを支える	
第5章 推進体制及び進行管理	188
① 社会全体でこどもを育てる環境づくり	189
② 共育ての推進	194
③ 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	196
④ ひとり親家庭等への自立支援の推進	200
第6章 施策推進の目標	210
第7章 附録	212

用語解説 ○○

※ 「こども」の表記について

固有名詞を除き、この計画では、根拠法であるこども基本法に基づき「こども」と表記します。

※ 用語解説に解説がある用語について、* をつけました。

資料編

資料1 計画策定の経緯 ○○

資料2 千葉県子ども・子育て会議委員名簿 ○○

資料3 (仮称)千葉県こども計画策定会議構成員名簿 ○○

資料4 (仮称)千葉県こども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会委員名簿 .. ○○

資料5 千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会母子・里親部会委員名簿 .. ○○

《別冊》各種データ

- ・(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査の結果
- ・少子化に関する若い世代の意識等調査の結果
- ・こどもの生活実態調査の結果
- ・ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査の結果
- ・教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧 等

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

次代を担うこども・若者が、夢や希望をもって健やかに成長し、その可能性を広げ、自立・活躍することは社会全体の願いです。

一方で、急速な少子高齢化や人口減少の進行、グローバル化、デジタル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、こどもの貧困、児童虐待、いじめなど様々な課題に加え、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による犯罪被害といった情報通信環境をめぐる課題など、こども・若者を取りまく課題が多様化・複雑化しています。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策に取り組むこととされました。

そして、こどもに関する基本的施策を総合的に推進するため、同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げされました。

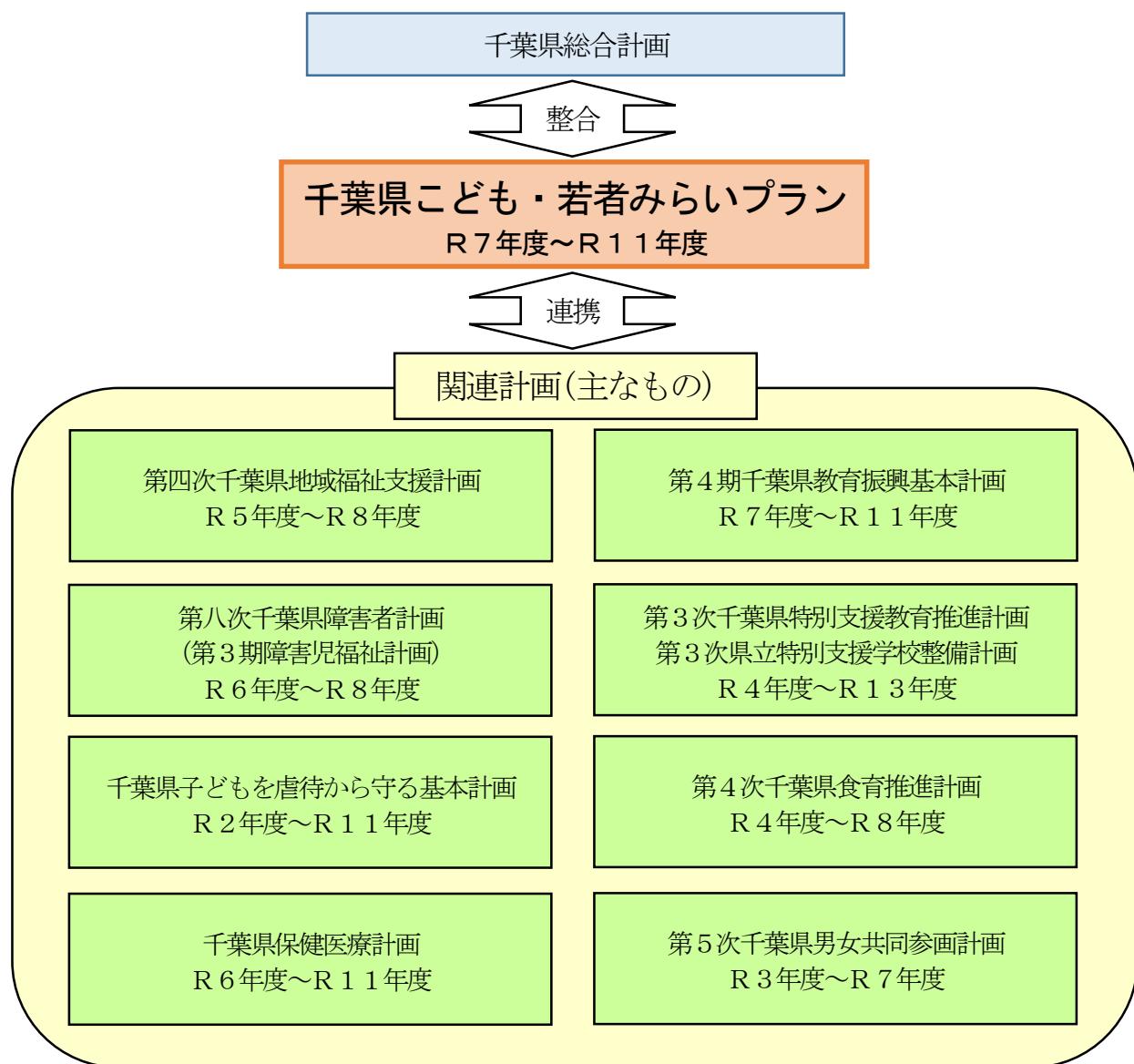
県では、これまで、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法等に基づく「千葉県子ども・子育て支援計画2020」や、子ども・若者育成支援推進法に基づく「千葉県青少年総合プラン」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「千葉県子どもの貧困対策推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、市町村や関係機関等と連携し、こどもや若者支援に関する施策を推進してきました。

これらの施策をより総合的かつ計画的に推進するため、こども・若者施策の共通の基盤となる新たな計画として「千葉県子ども・若者みらいプラン」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として、以下の法律等に基づく計画と一体的に策定するとともに、千葉県総合計画をはじめ、関連する各種個別計画との整合性を図ります。

- ・子ども・子育て支援法第62条第1項「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項「都道府県行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項「都道府県子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項「都道府県自立促進計画」
- ・厚生労働省通知（成育医療等基本方針）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」



<SDGsの理念に基づく「こどもまんなか社会」の実現>

- SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するためにはじめられた目標です。
- SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。
- 我が国においても、2016年（平成28年）5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組まれています。千葉県では、チバくんの「SDGsシンボルマーク」を作成し、県民、企業、大学、行政などによる連携・協働の取組を促進し、活動の普及・啓発に取り組み、持続可能な社会実現を目指しています。
- 本計画においても、その実施に当たってはSDGsの取組と重なり合うことが多いことから、SDGs推進との協働を図りながら、こども・若者施策の推進に取り組み、こどもまんなか社会を創り、持続的発展を目指すことで、SDGsの達成に貢献します。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画における定義

(1) 「こども」

この計画が対象とする「こども」は、18歳や20歳といった年齢により「おとな」とするのではなく、「おとな」として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を幅広く含んだ概念としています。

(2) 「若者」

この計画が対象とする「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者としています。

(3) 「子育て当事者」

この計画が対象とする「子育て当事者」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の「若者」の保護者を含めた概念としています。

※ 本計画では、施策や事業等によっては、個別の法令等による定義として、「子ども」「子供」「幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の表現を使用しています。

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分はありますが、本計画では、円滑な社会生活を送っている20代や30代の「おとな」に対する施策も含まれていることから、「若者」の表記を使っています。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

(1) 少子化の進行

①県人口の推移

本県の総人口は、1970年から2020年の50年間で約2倍まで増加しましたが、その後、社会増を自然減が上回る総人口減少時代に入っています。

年少人口（0歳～14歳までの人口）については、1970年代の第二次ベビーブームの影響等により1980年まで急増したものの、その後減少傾向に転じ、2005年以降は高齢者人口を下回っています。

（図表1）千葉県の総人口及び3区分別人口の推移



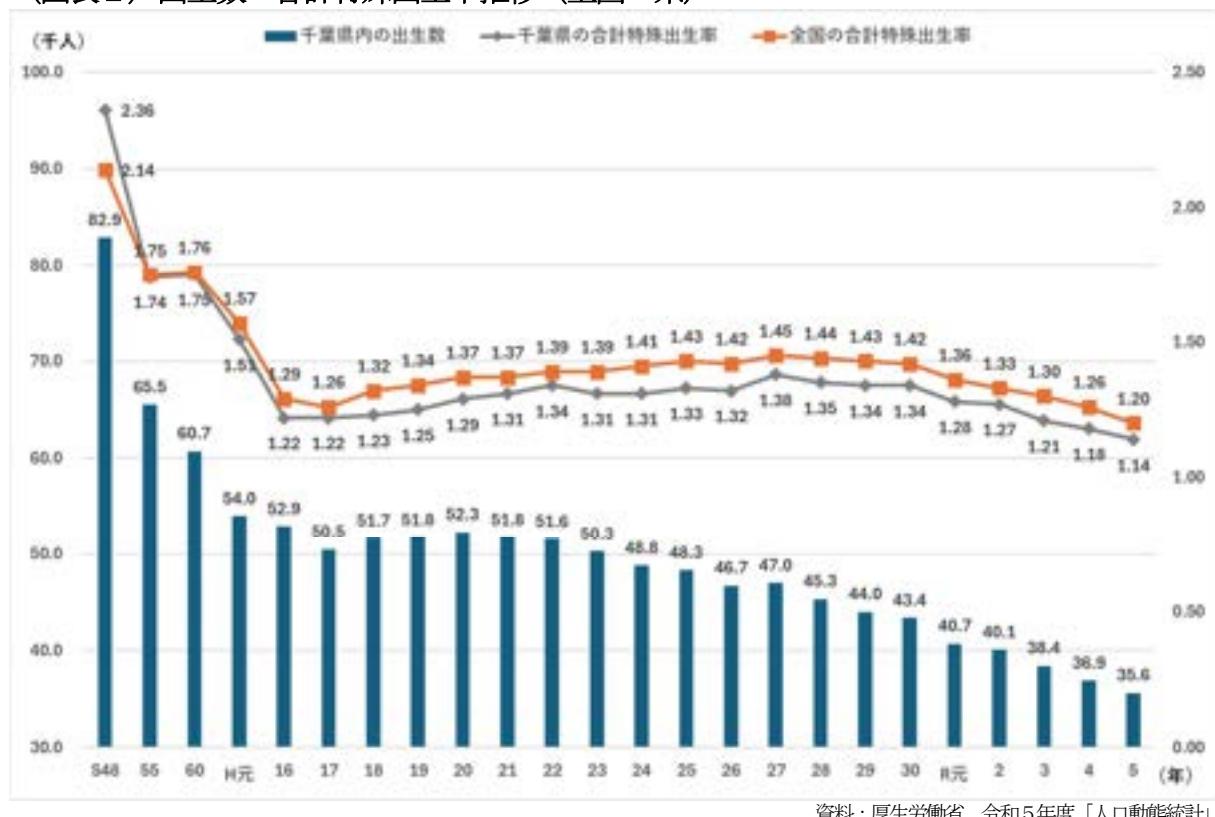
資料：総務省「国勢調査」。2024年は「千葉県毎月常人口調査」（国勢調査と同じ10月1日現在）を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（令和6年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分して算出。

②出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和5年（2023年）には3万5,658人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降は全国平均を下回っており、令和5年（2023年）は1.14（全国1.20）となっています。

（図表2）出生数・合計特殊出生率推移（全国・県）

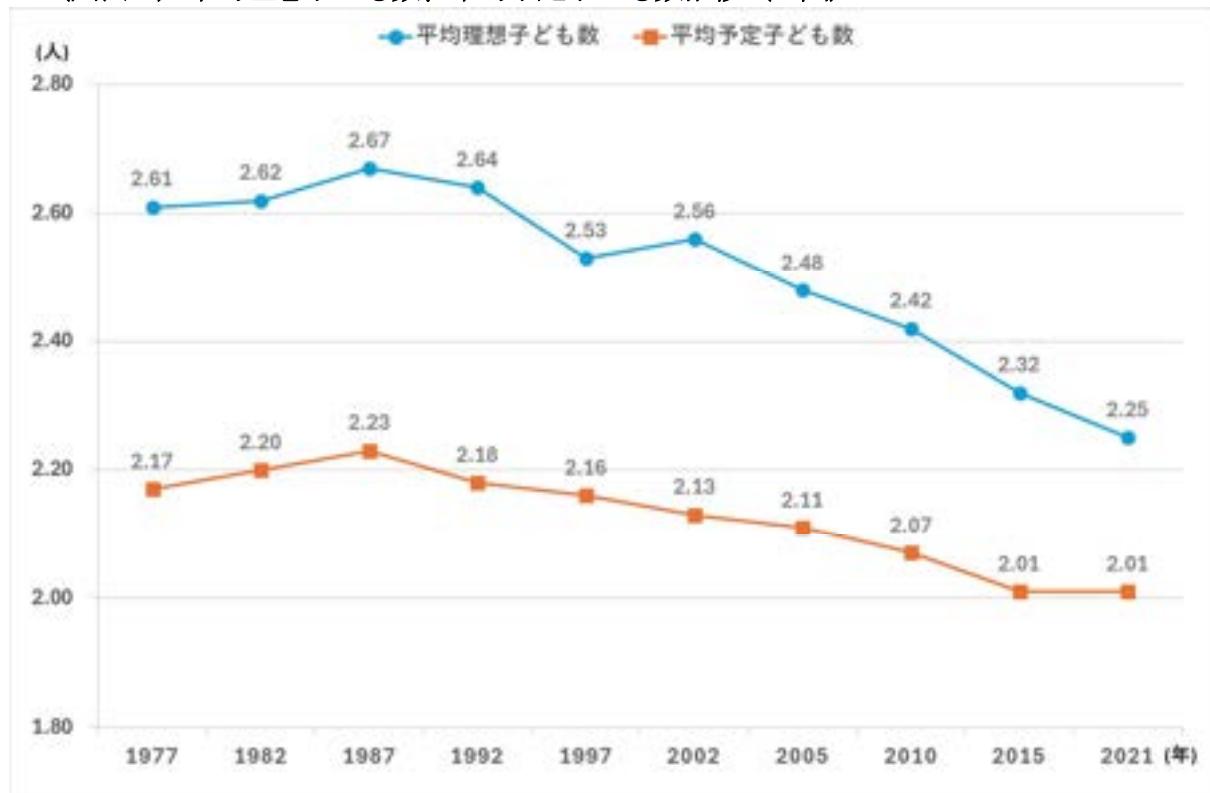


資料：厚生労働省 令和5年度「人口動態統計」

③理想子ども数と予定子ども数の推移

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年（2021年）に実施した調査によると、夫婦にたずねた理想的な子ど�数は、前回調査2.32人を下回り2.25人となっています。夫婦が実際に持つ予定の子ど�数も2.01人となっています。

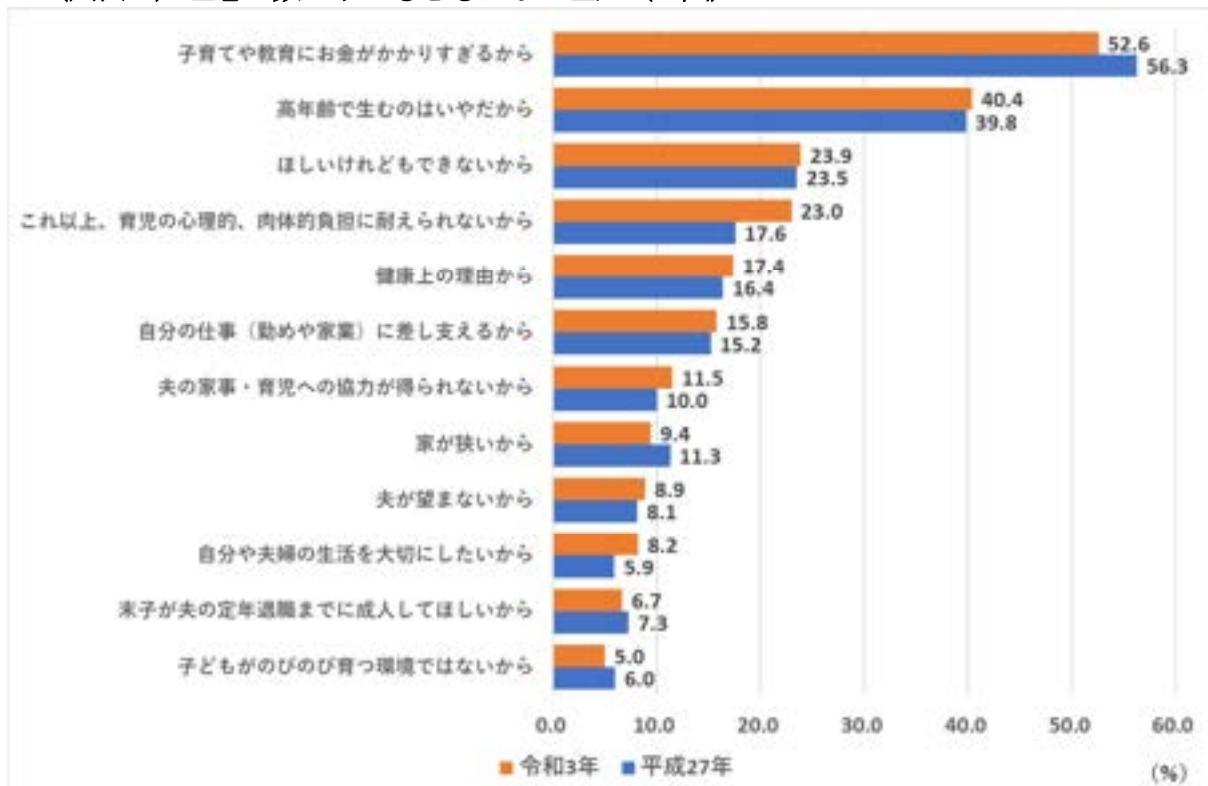
（図表3）平均理想子ども数、平均予定子ども数推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和3年）

「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担や年齢、妊娠や育児の困難などが挙げられています。

(図表4) 理想の数の子どもをもたない理由 (全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査

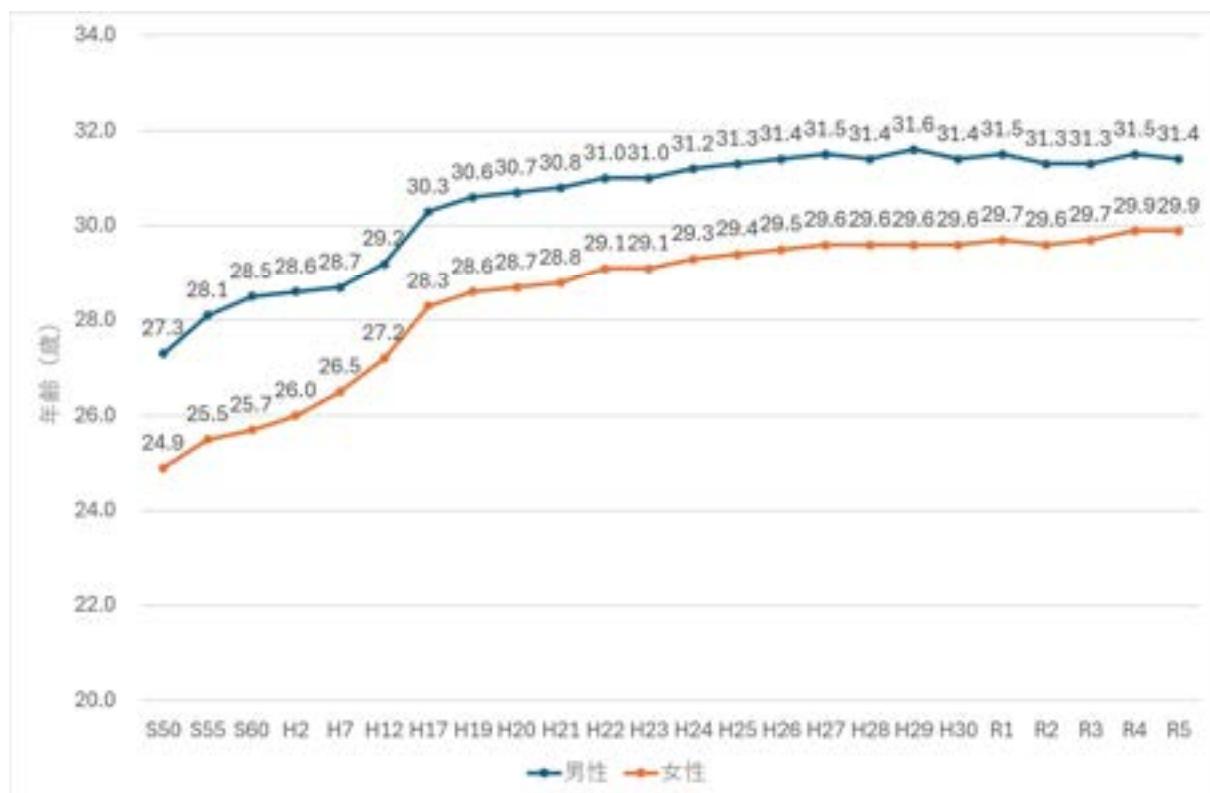
※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。

④平均初婚年齢・未婚率

本県の平均初婚年齢は、国の調査によると、令和5年（2023年）の男性で31.4歳、女性で29.9歳と上昇傾向にあります。

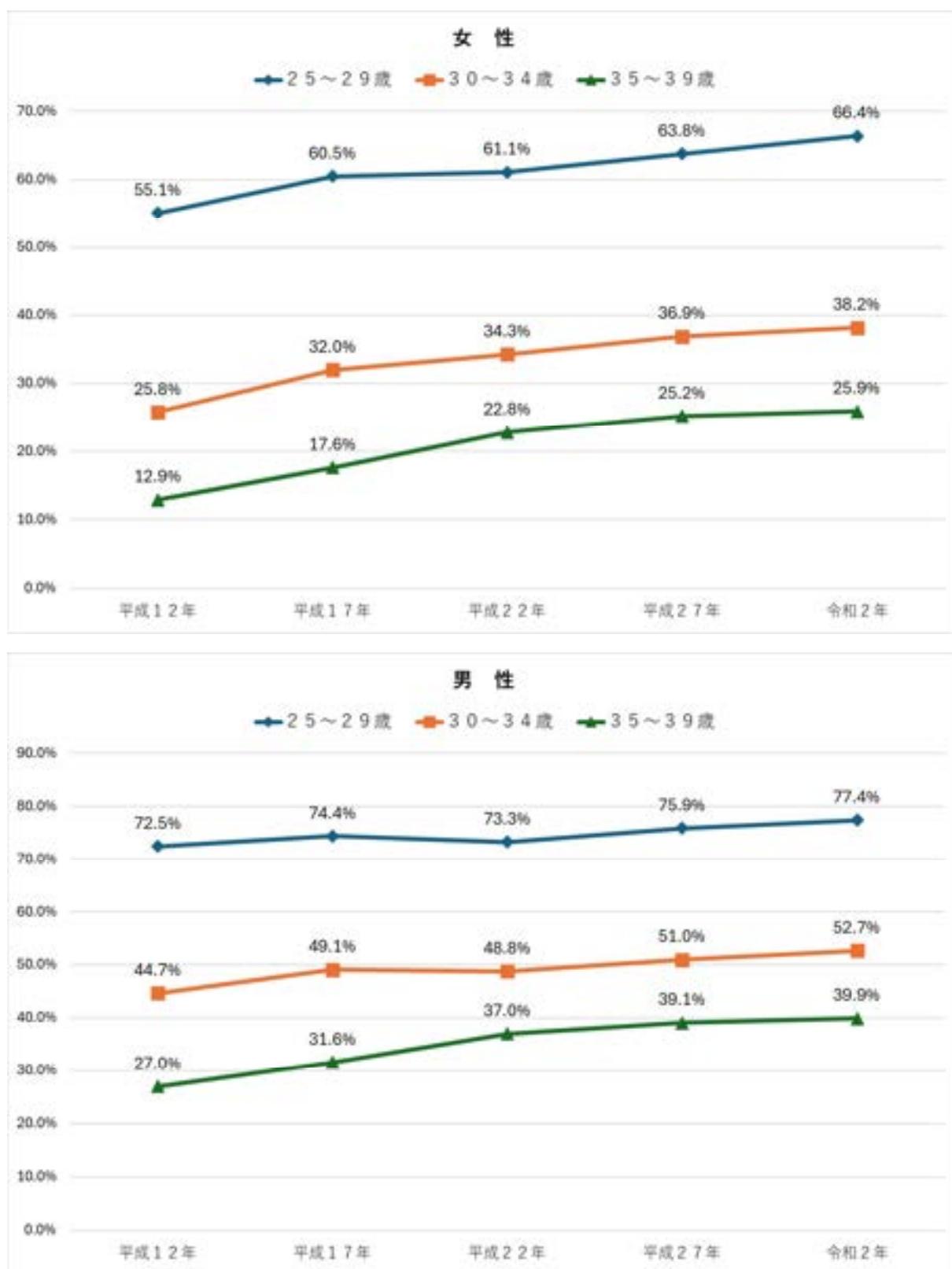
また、本県の未婚率は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、男性・女性とも各年代において上昇しています。

（図表5）平均初婚年齢の推移（県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(図表6) 未婚率の推移(県)



資料：総務省「国勢調査」

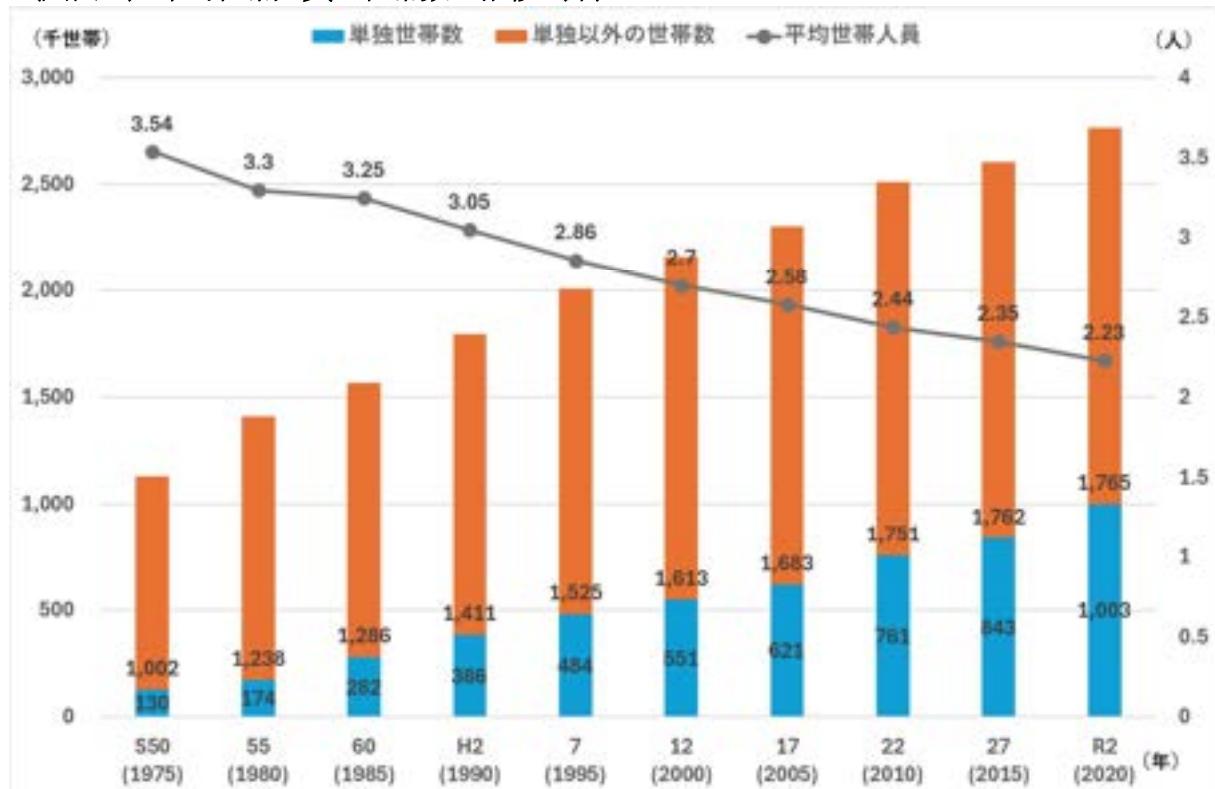
(2) 子育て家庭を取り巻く状況

①世帯の状況

昭和50年（1975年）には、本県の平均世帯人員は3.54人でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、令和2年（2020年）には平均世帯人員2.23人となっています。

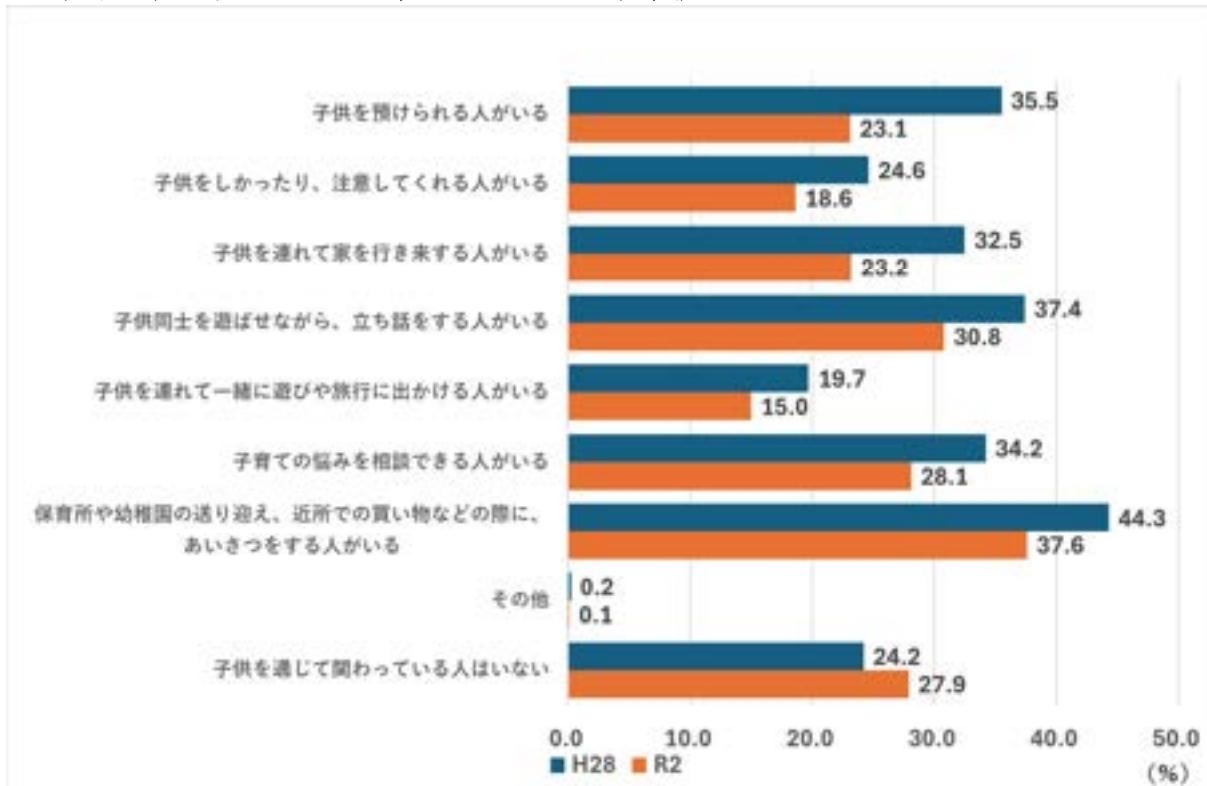
（図表7）平均世帯人員・世帯数の推移（県）



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

地域との付き合いについて、平成28年（2016年）と令和2年（2020年）を比較すると、こどもを預けられる人や家を行き来する人などの割合が減少し、こどもを通じて関わっている人のいない家庭の割合が増加しています。

（図表8）子供を通じた地域とのつながり（全国）

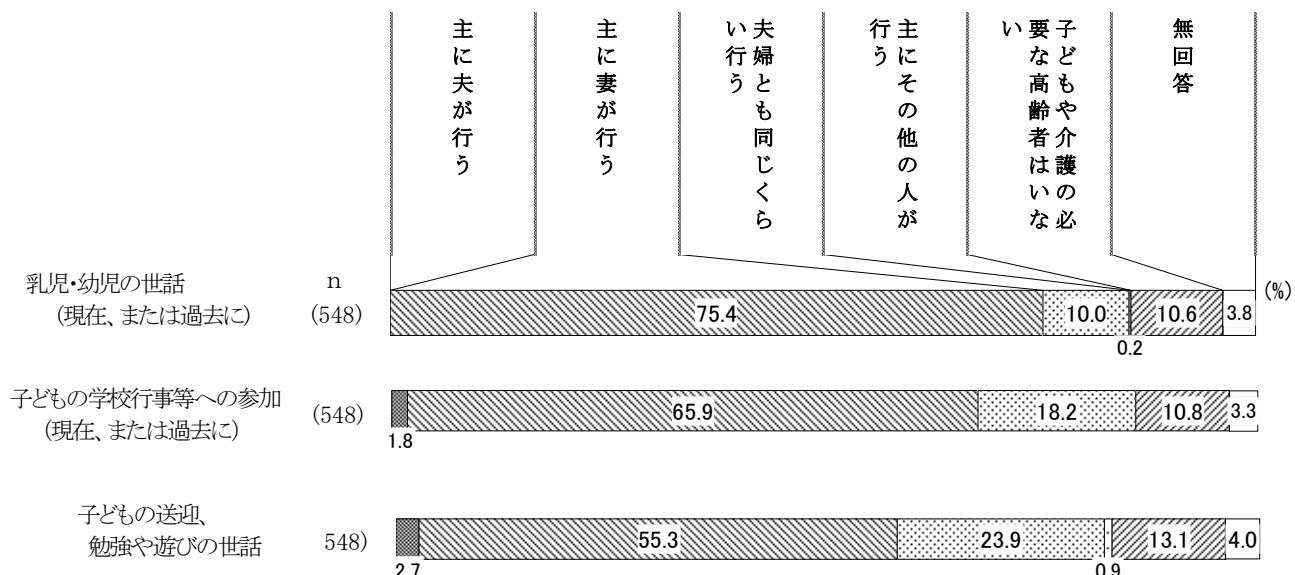


資料：文部科学省 令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

②家庭の役割分担の状況等

令和元年度に実施した県の調査によると、子育てに係る家庭内の役割の多くが主に母親によって担われています。

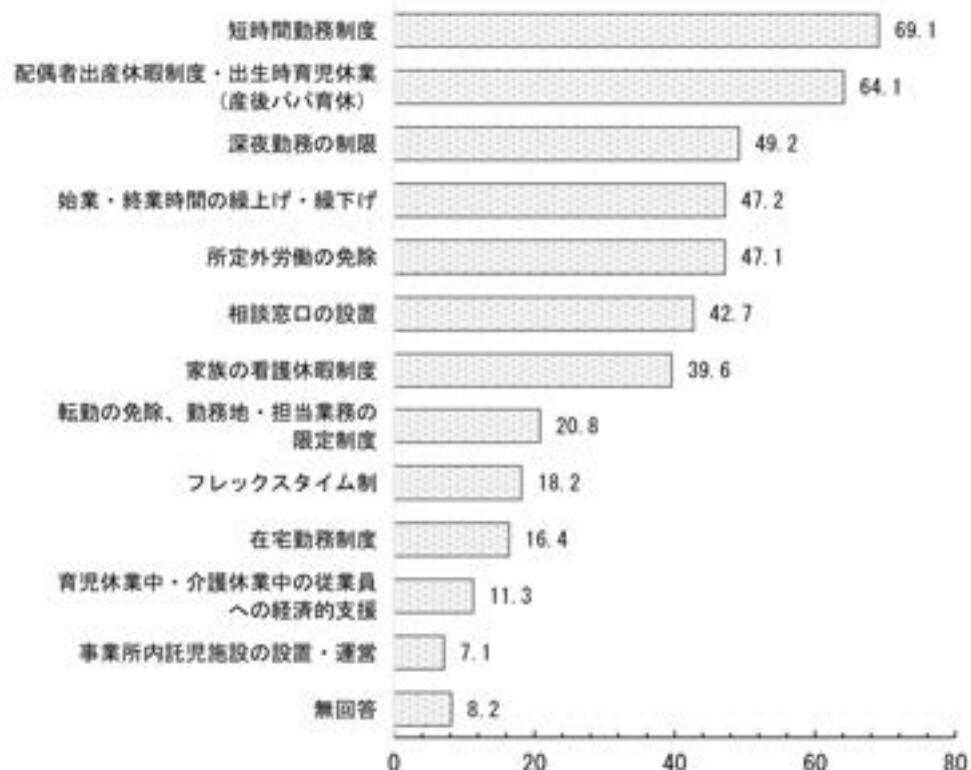
(図表9) 家事等の役割分担 (県)



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

企業による育児中の社員に対する支援等として、短時間勤務制度や男性の育児休業制度などが導入されています。

(図表10) 育児中の社員に対する支援制度・配慮の取組



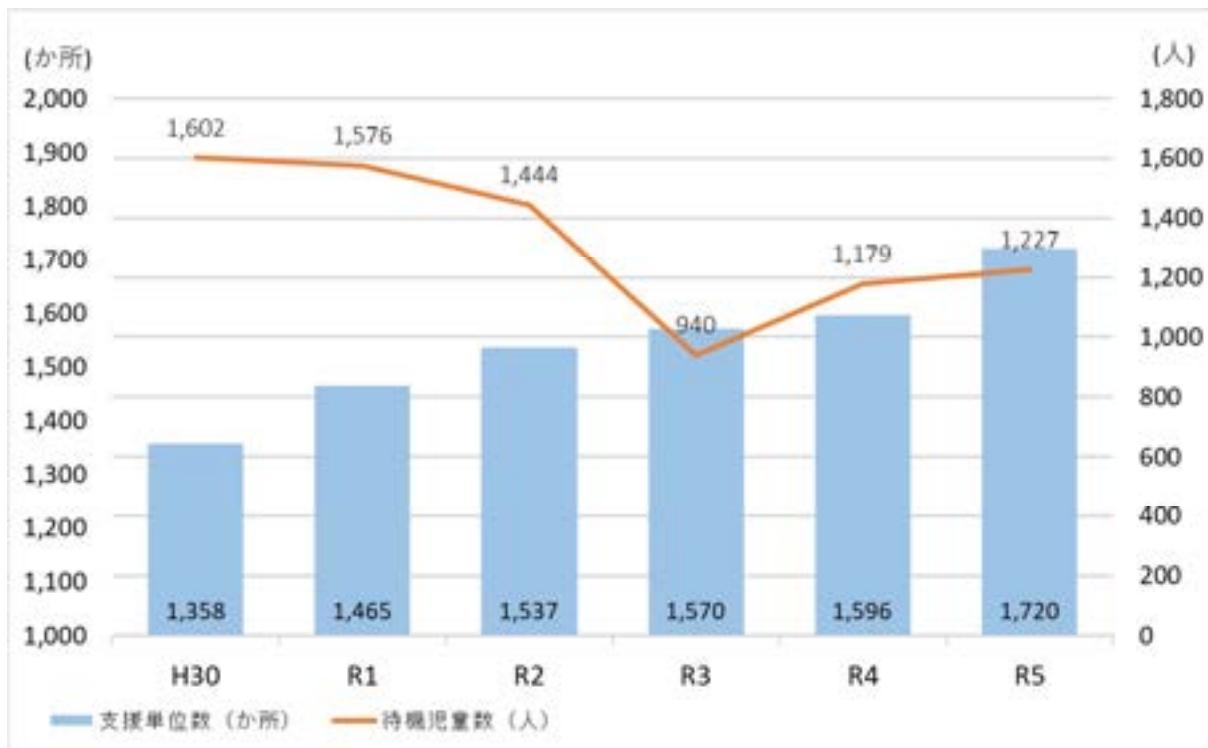
資料：千葉県商工労働部雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」(令和5年度)

③放課後児童クラブ・放課後子供教室の状況

放課後児童クラブ支援単位数は年々増加しており、待機児童数の数は令和5年で1,227人とピークの平成30年と比較し、400人近く減少しています。

また、放課後子供教室設置校数については、令和5年度と令和4年度を比較すると、設置校数は増えています。

(図表1 1) 千葉県内放課後児童クラブ支援単位数及び待機児童数の推移



資料：放課後児童健全育成事業実施状況調査（H30～R5）

(図表1 2) 放課後子供教室設置校数

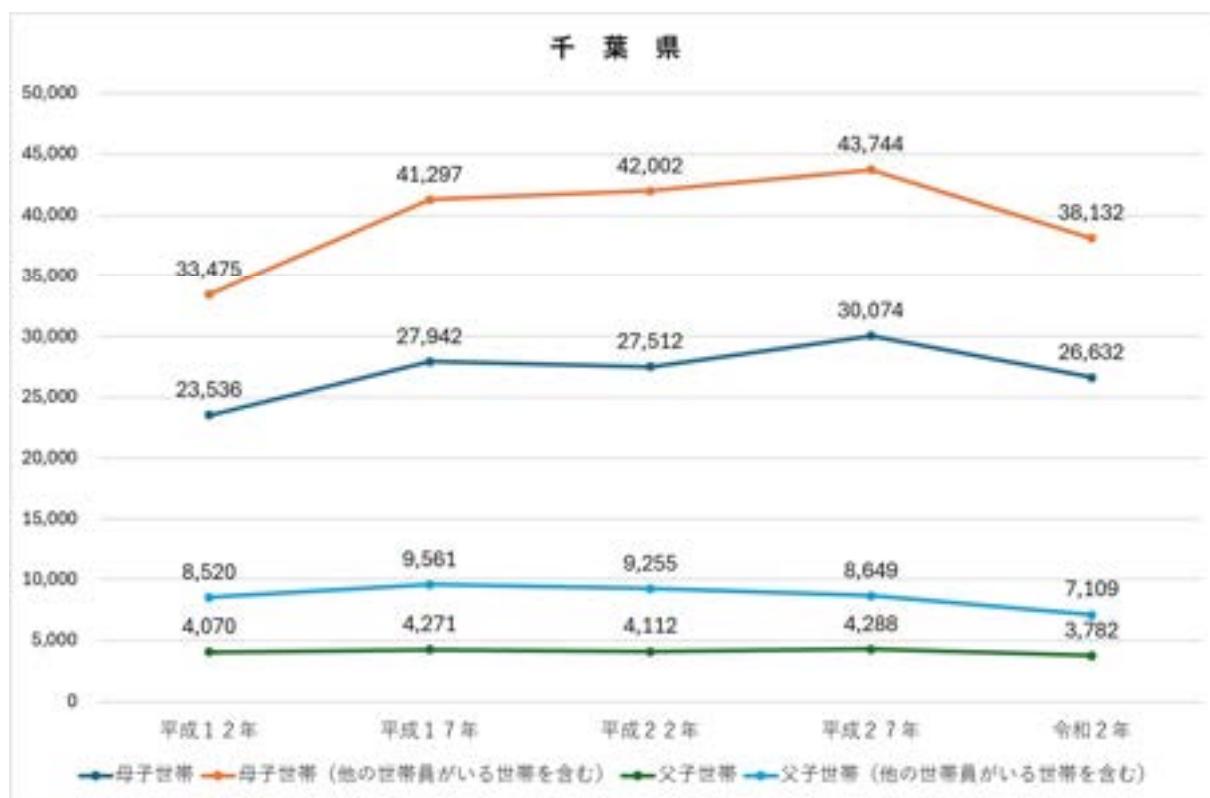
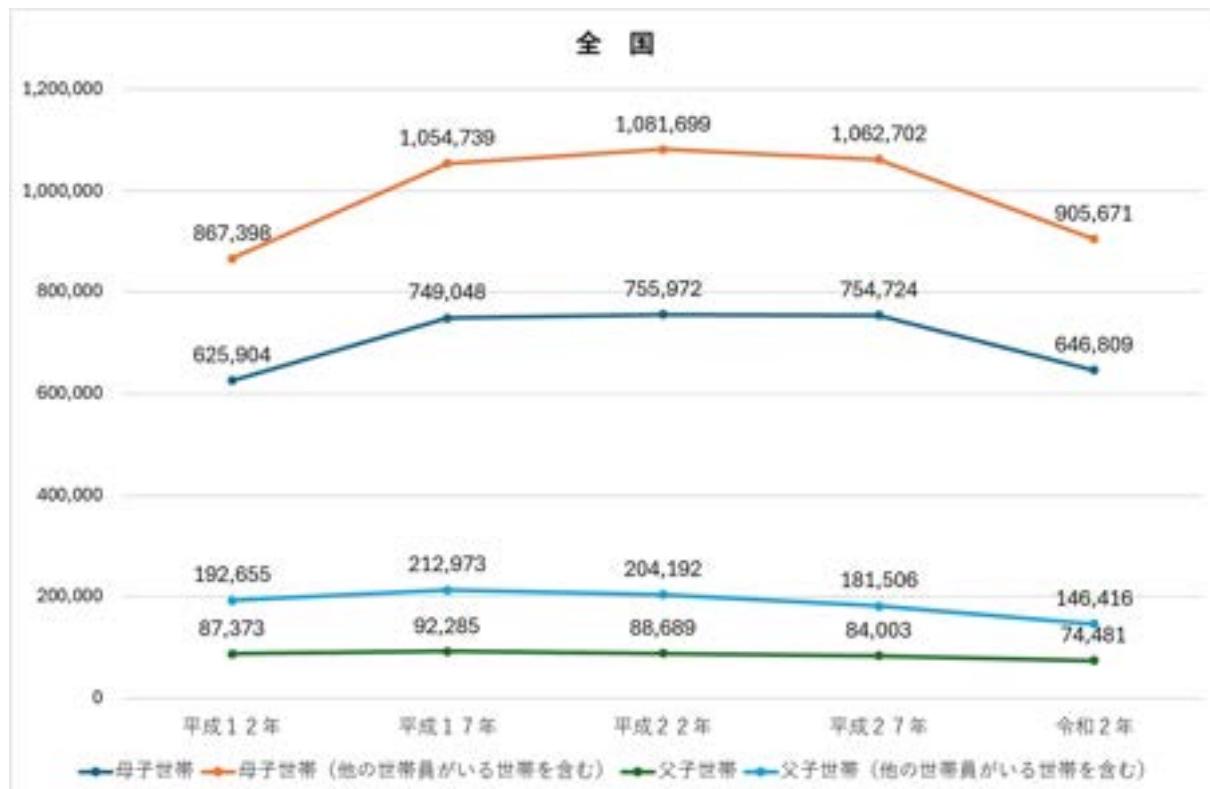
導入率（政令市除く）	R 4	R 5
放課後子供教室設置校	378校（39／53市町村）	383校（38／53市町村）

資料：千葉県教育庁生涯学習課「放課後子供教室実施状況」（令和4・5年度）

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の数は近年、やや減少傾向にあります。

(図表13) ひとり親世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

(3) こども・若者を取り巻く状況

① こどもの貧困の状況

令和3年（2021年）の我が国のことの貧困率は、11.5%となっており、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以下の生活を余儀なくされています。

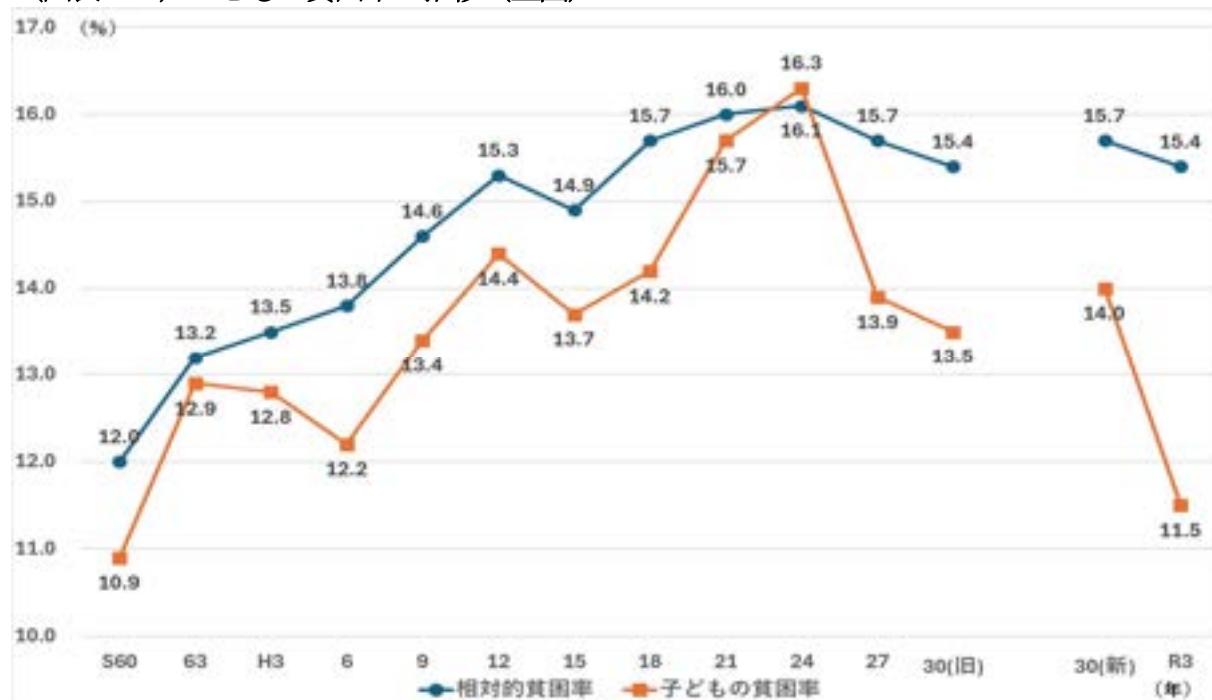
県が令和6年度に実施した「千葉県こどもの生活実態調査」等によると、貧困状態にある家庭では、こどもの自己肯定感が他の家庭に比べて低く、睡眠や食事等の基本的生活習慣にも課題がみられるほか、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれなかつたこども、学校に行きたくないと思ったことのあるこども等も他の家庭に比べて多い傾向にあり、貧困がこどもに与える影響は深刻かつ様々な場面に表れています。

全てのことの・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるようにするためにも、貧困の解消に向けた対策が求められます。

また、ひとり親とこどもから成るひとり親世帯の貧困率は、令和3年（2021年）時点で44.5%となっており、大人が2人以上いる世帯の8.6%と比較して、高い割合を占めています。

ひとり親世帯は、ひとりの親が生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があり、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあることから、相談体制の整備や保護者に対する就労支援などの取組が求められます。

（図表14）ことの貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

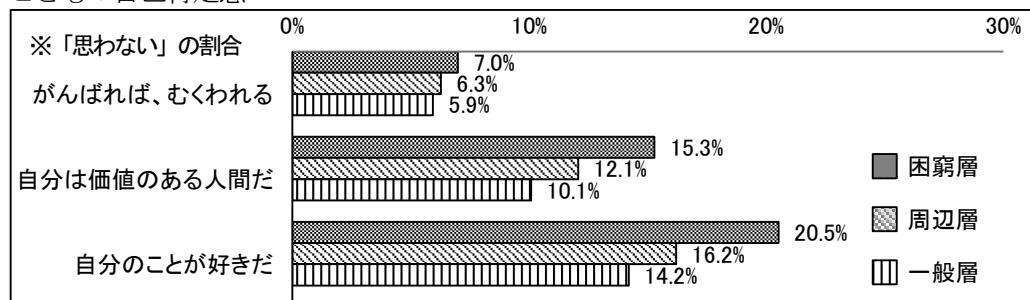
※相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※「子どもの貧困率」とは、こども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合をいう。

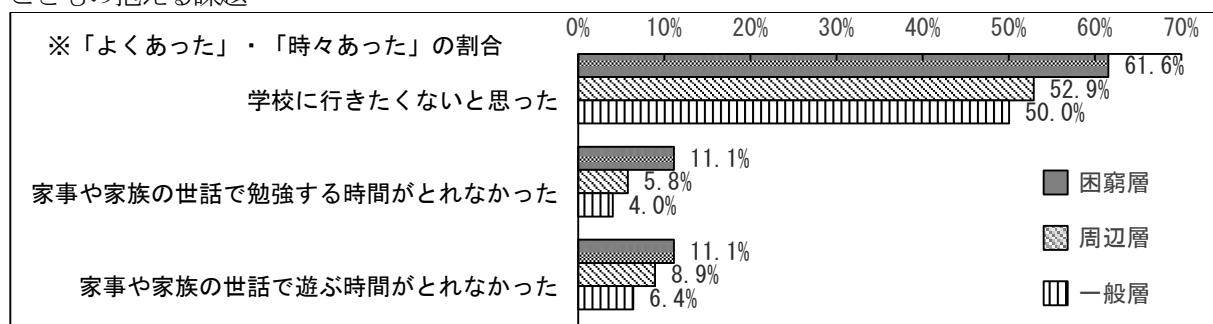
※平成30年の（新）及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

(図表15) 貧困状態にある家庭の子どもの状況

子どもの自己肯定感



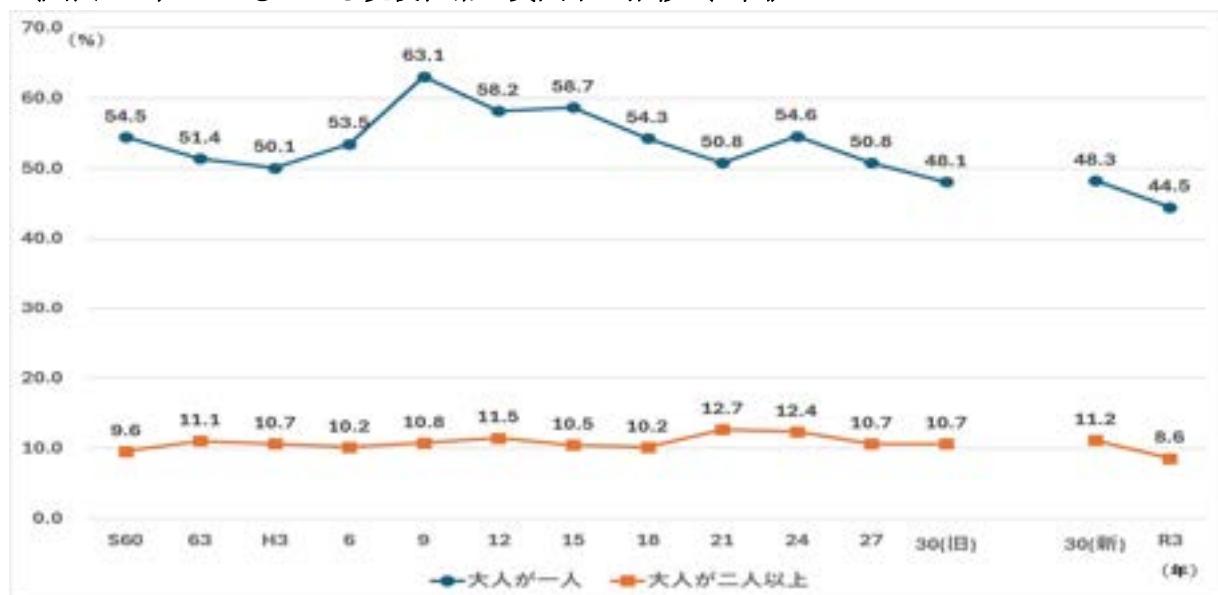
子どもの抱える課題



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋

※本調査では子どもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

(図表16) こどもがいる現役世帯の貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

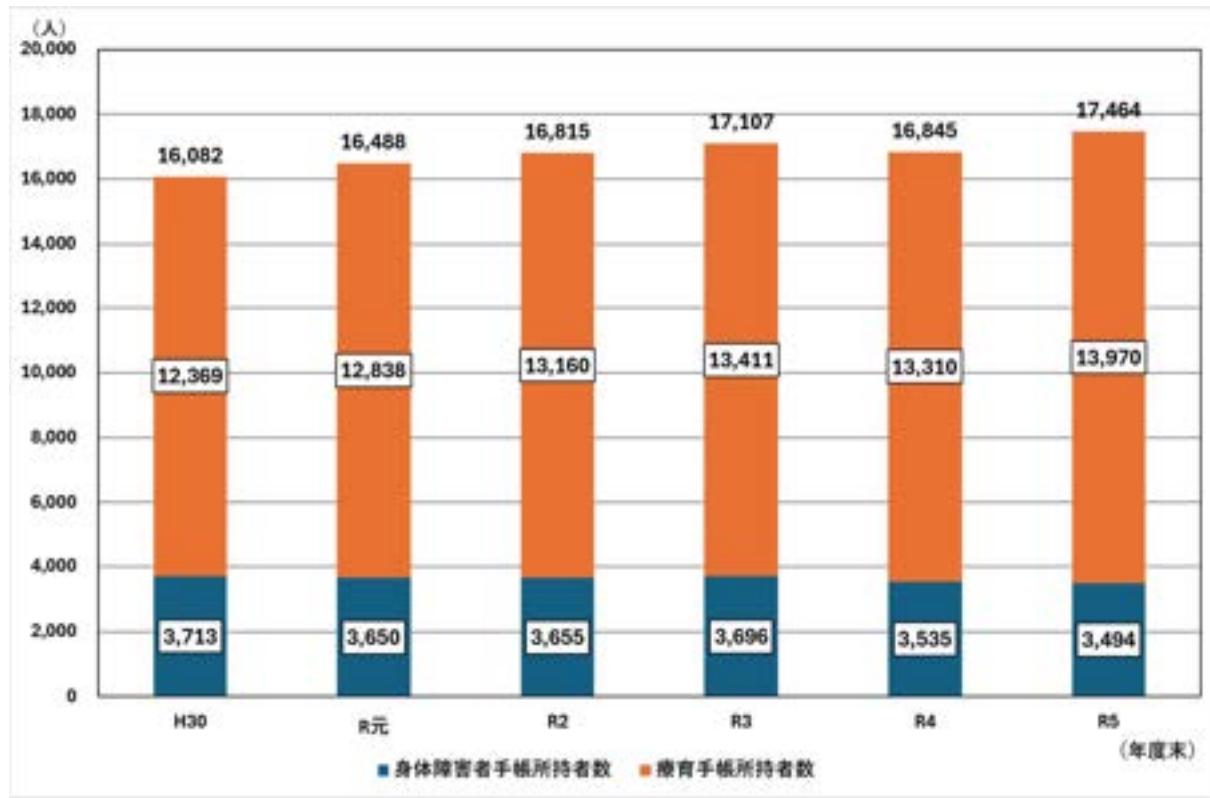
※こどもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

※平成30年の（新）及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

②障害者手帳所持の状況

本県における18歳未満の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳及び療育手帳）は、令和5年度末現在で17,464人で、平成30年度末の16,082人と比べると、1,382人増加しています。

（図表17）障害者手帳所持者数（18歳未満）（県）



資料：障害者福祉推進課

③児童虐待相談対応件の状況

本県の児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数は、令和4年度では11,219件であり、前年度と比較すると651件減少していますが、令和元年度から高い水準でほぼ横ばいとなっています。児童虐待は、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為です。それらの防止に向けた広報啓発活動を行うとともに、相談体制の整備や被害者がその後、安心安全な生活を送るための支援が求められています。

(図表18) 児童虐待相談対応件数推移(全国・県)



資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

④里親等委託児童

本県の里親等委託児童数・里親等委託率は増加傾向です。

(図表19) 里親等委託率の推移【千葉県】

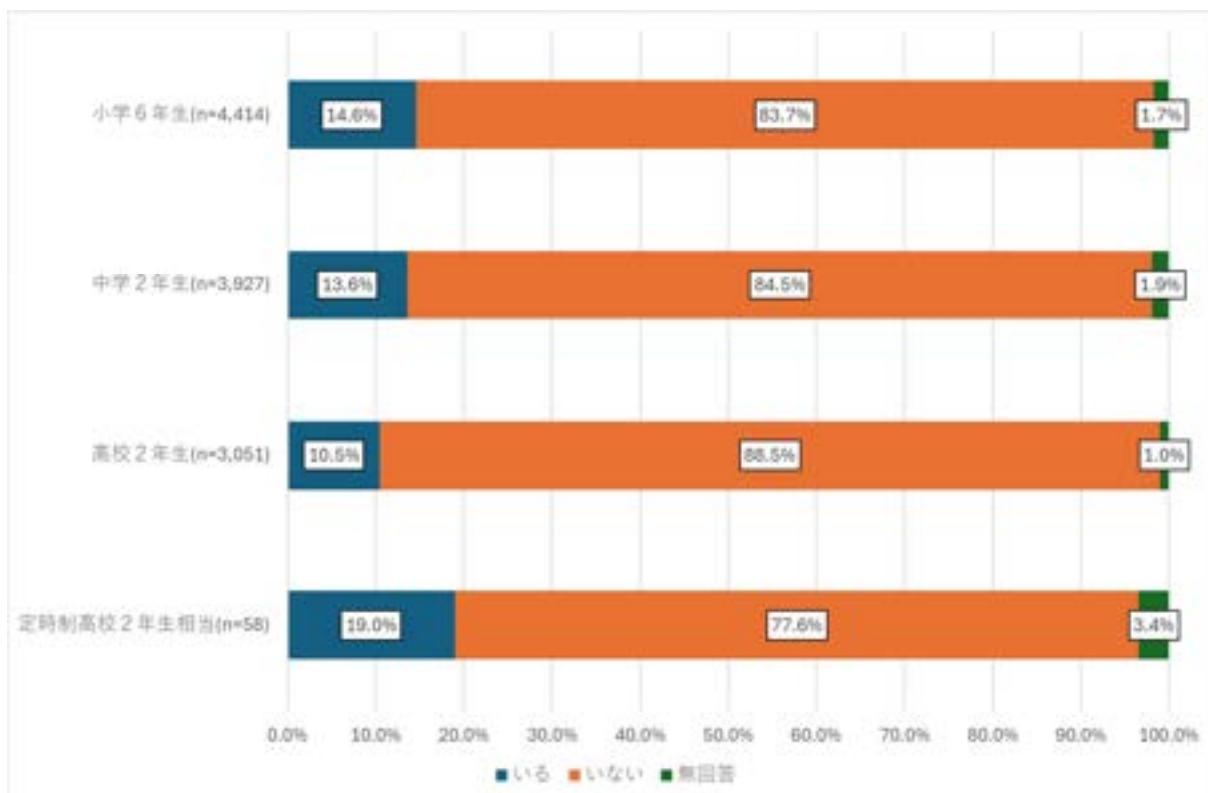
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乳児院 入所児童数	78人	78人	66人	69人	51人	51人
児童養護施設 入所児童数	701人	694人	712人	687人	701人	645人
里親等 委託児童数	301人	329人	343人	348人	358人	382人
計	1,080人	1,101人	1,121人	1,104人	1,110人	1,078人
里親等委託率	27.9%	29.9%	30.6%	31.5%	32.3%	35.4%

* 各年度末時点の委託及び入所状況

⑤ヤングケアラー

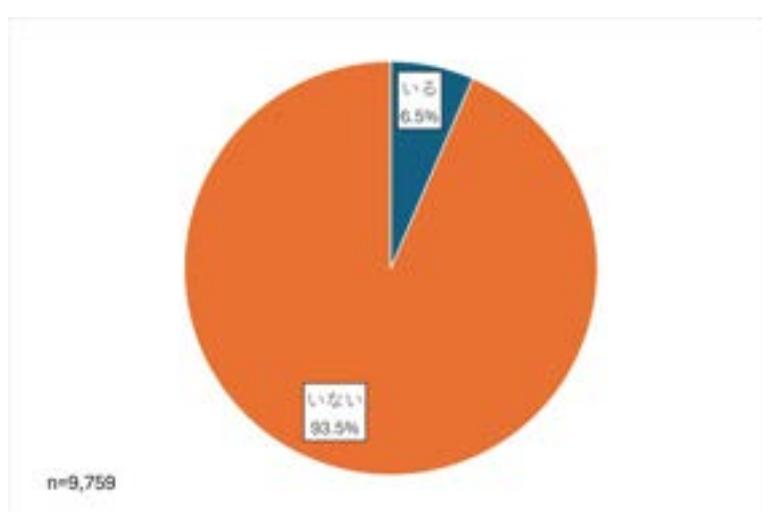
県が実施した調査（「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」令和5年3月）によると、小学6年生の14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、全国調査（日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月）の6.5%と比べて、高い値を示しています。

(図表20) 世話をしている家族の有無(県)：単数回答



資料：千葉県児童家庭課「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究報告書」（令和4年度）

※参考：国調査（小学6年生）：世話をしている家族の有無



資料：日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

⑥非行

少子化で、子どもの数が減少している一方、刑法犯罪少年検挙数の数値によると、少年検挙人員の全犯罪検挙人員に占める割合は変わらず、1割程度います。

また、刑法犯少年の再犯者率は、3割前後を推移しています。

(図表2 1) 刑法犯少年検挙数の推移

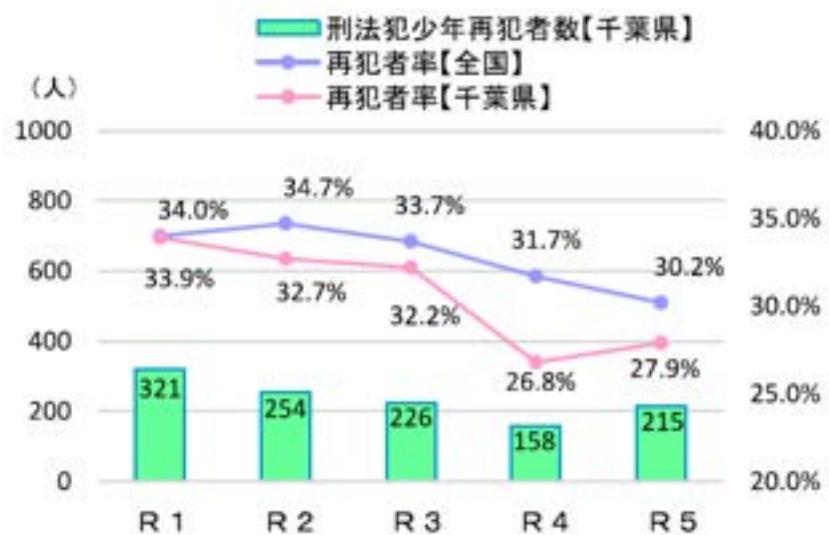
《刑法犯少年検挙人員の推移》



資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」（令和6年版）

(図表2 2) 刑法犯少年の再犯率

《刑法犯少年の再犯者率(全国・千葉県)》



資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」（令和6年版）

⑦いじめ

いじめ認知件数は、全体として年々増加しており、特に、小学校は増加を続けています。

(図表23) いじめ認知件数の推移(県)

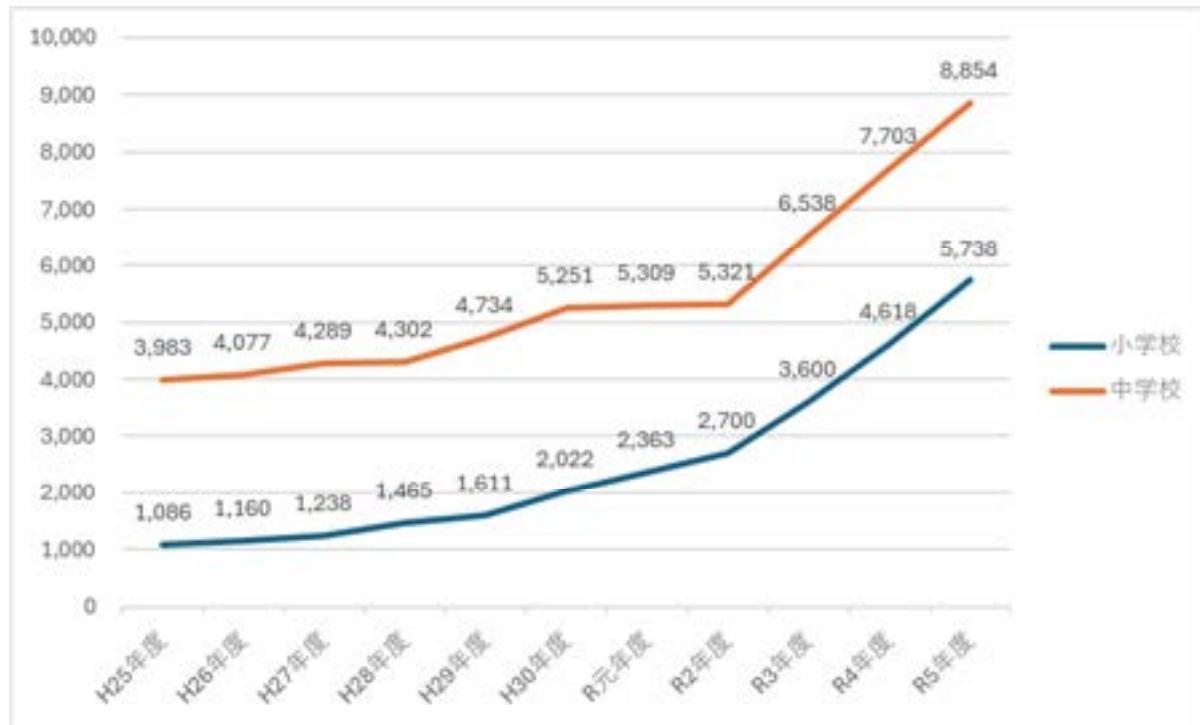


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑧不登校

不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染拡大のあった令和2年度以降、大きく増加しています。

(図表24) 不登校児童生徒数の推移(県)



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）

⑨高校中退者数

高校の中途退学者数は、令和になって減少したものの、近年は増加の傾向にあります。

(図表25) 年度別中退者数の推移 (県)



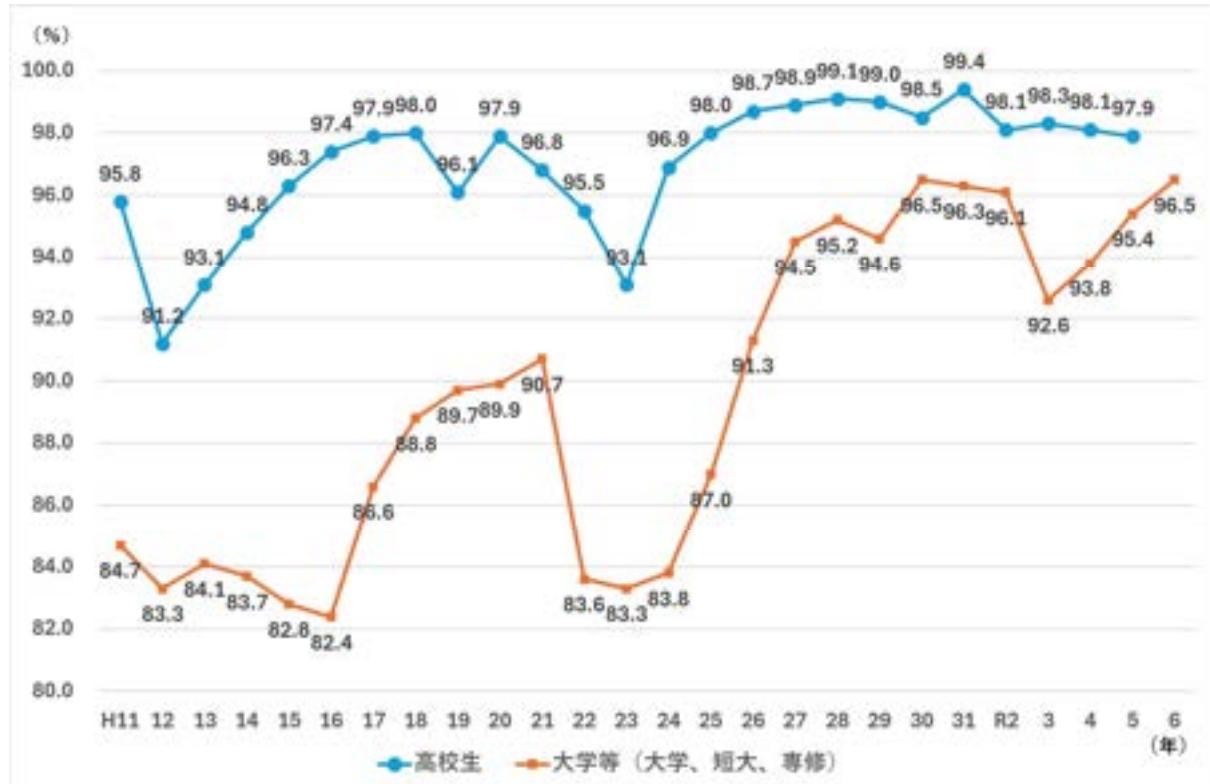
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）

⑩若者の自立等

若者が自立し、社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、また、働く場は、生活の糧を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもあります。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していくよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた支援等の取組の推進が求められます。

新規学卒者の就職率は9割を超えていましたが、令和5年の全国の若年無業者（ニート）の推計は、76万人となっており、コロナ禍前の水準まで減少したものの、依然高止まりしています。

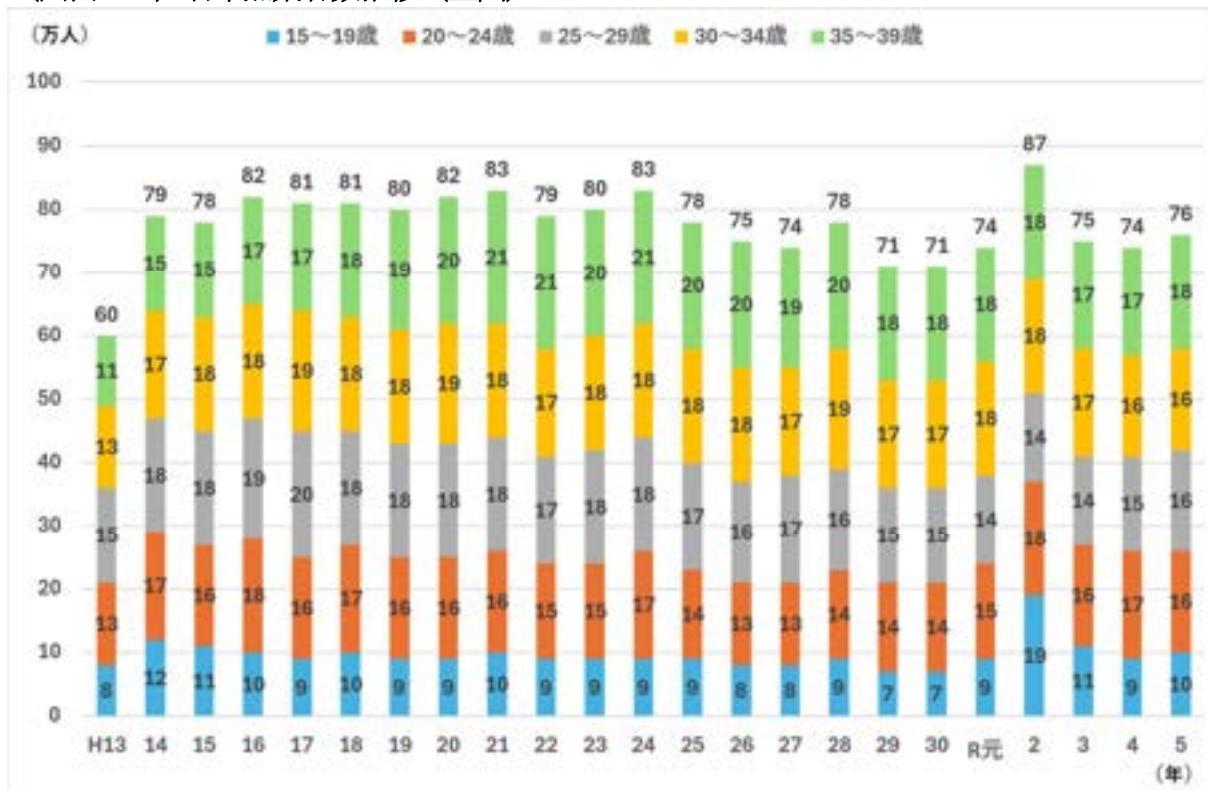
（図表26）高校・大学等の新規学卒者の内定状況推移（県）



資料：厚生労働省千葉労働局「令和6年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」

※大学等は4月1日現在、高校生は6月末現在における数値

(図表27) 若年無業者数推移 (全国)



資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」

※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

⑪ひきこもり状態にある人の状況

令和4年（2022年）の国調査によると、全国の若者の約2%が広義のひきこもり状態とされています。

(図表28) ひきこもりに関する状況等 (全国、15歳～39歳対象調査)

状況	有効回収数に占める割合	概要
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.95%	準ひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない	0.30%	
自室からほとんど出ない	0.06%	
合計	2.05%	—

資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)

(4) グローバル化の状況等

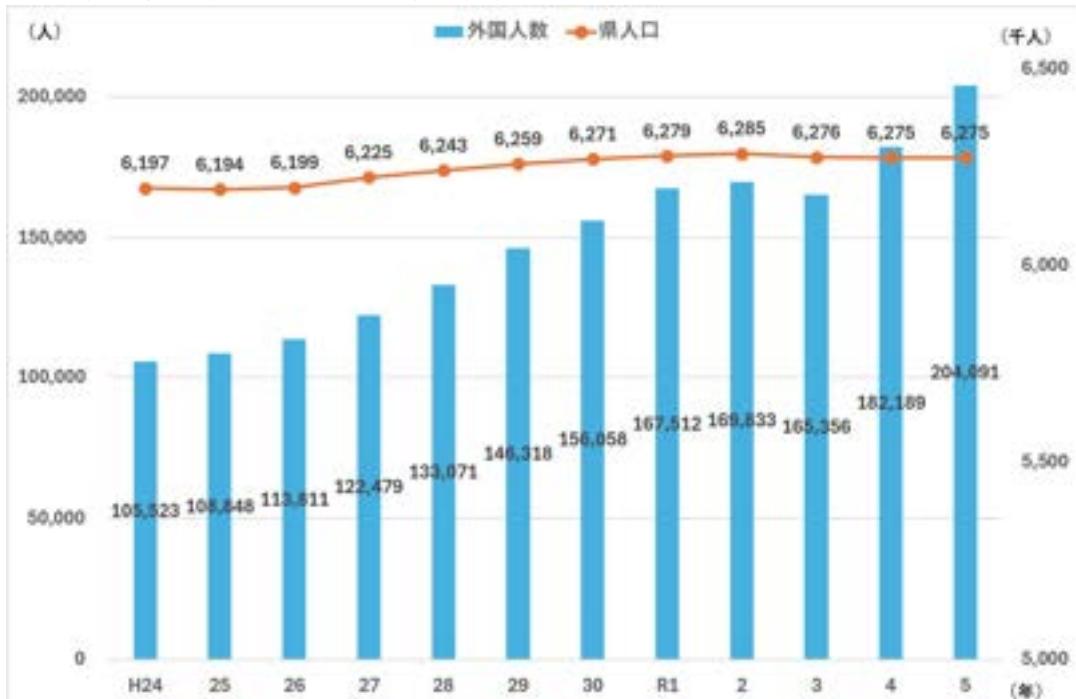
私たちの社会は、性別、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されています。

本県の外国人数は令和5年（2023年）12月時点で、20万4,091人と過去最高となり、近年、増加傾向にあります。平成24年（2012年）からの県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約1%増に対し、外国人数は約9.3%増と大幅に増加しています。

こうした中、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でない、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあります。

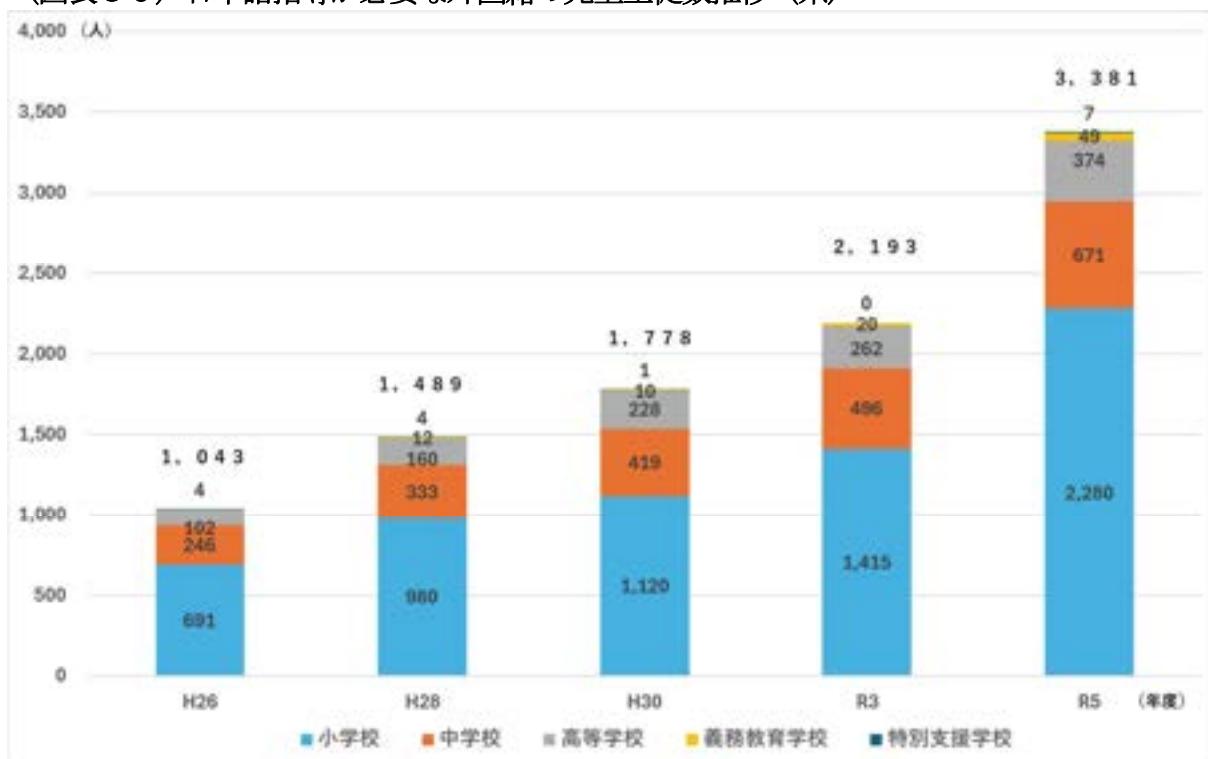
また、民間企業等の複数の調査結果を踏まえると、およそ3%から10%の人がLGBTであると推定されます。性別違和については、中学生までに自覚していた人が多いとの調査結果もあります。

（図表29）外国人数・県人口の推移（県）

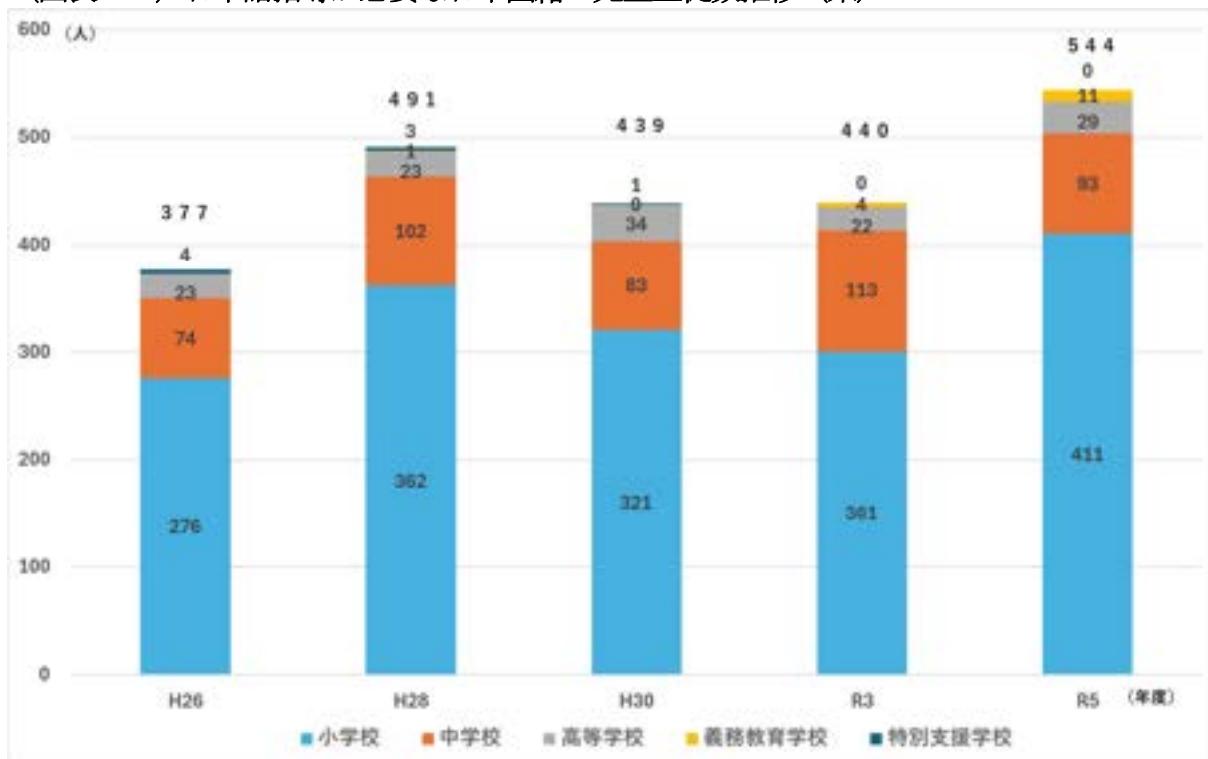


資料：法務省「在留外国人統計（2023年12月末）」、千葉県総務課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」
※県人口は各年12月1日現在のものです。

(図表30) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数推移(県)



(図表31) 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数推移(県)



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

(5) 生命・安全の危機

令和4年（2022年）の年齢階級別死因割合によると、本県の15歳から39歳までの死因の1位は自殺となっています。

思春期は子どもからおとなへの移行期に当たり精神的な安定を損ないやすい時期であることから、自殺を防ぐ体制の充実が求められています。

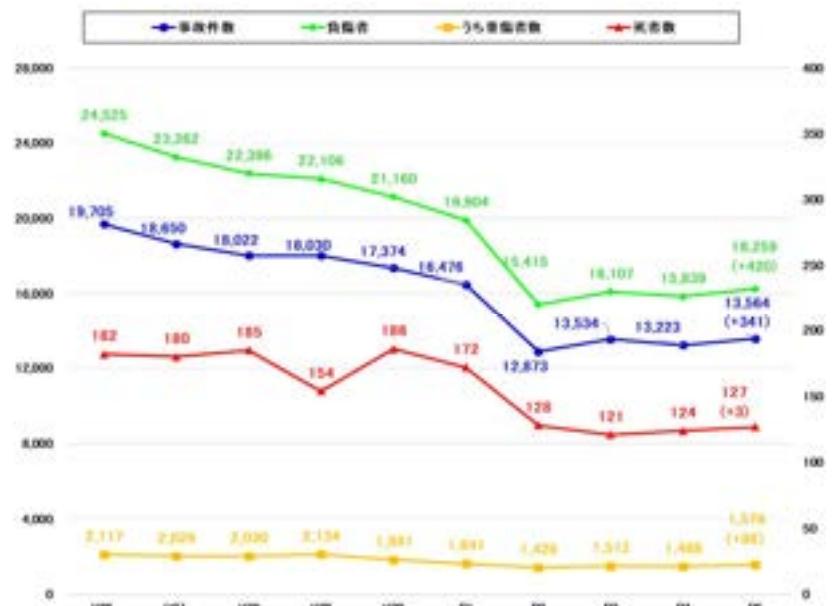
(図表32) 年齢階級別死因割合（県） 令和4年（2022年）

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
10～14歳	その他	12	自殺	7	悪性新生物	7
15～19歳	自殺	37	不慮の事故	16	その他	15
20～24歳	自殺	58	不慮の事故	15	その他	13
25～29歳	自殺	71	その他	22	悪性新生物	11
30～34歳	自殺	52	悪性新生物	34	その他	26
35～39歳	自殺	61	悪性新生物	58	その他	46
40～44歳	悪性新生物	101	自殺	83	その他	80
45～49歳	悪性新生物	219	その他	168	高血圧性疾患	100
50～54歳	悪性新生物	423	その他	283	高血圧性疾患	186

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年度）

交通事故の発生件数、重傷者数、死亡者数は減少傾向にあるものの、通学中の児童が死傷した痛ましい事故の原因となった飲酒運転など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たないことから、交通安全教育や登下校での見守り等、交通事故の防止に向けた更なる取組が求められています。

(図表3 3) 交通人身事故件数・負傷者数・重傷者数・死者数の推移(県)(H26～R5)

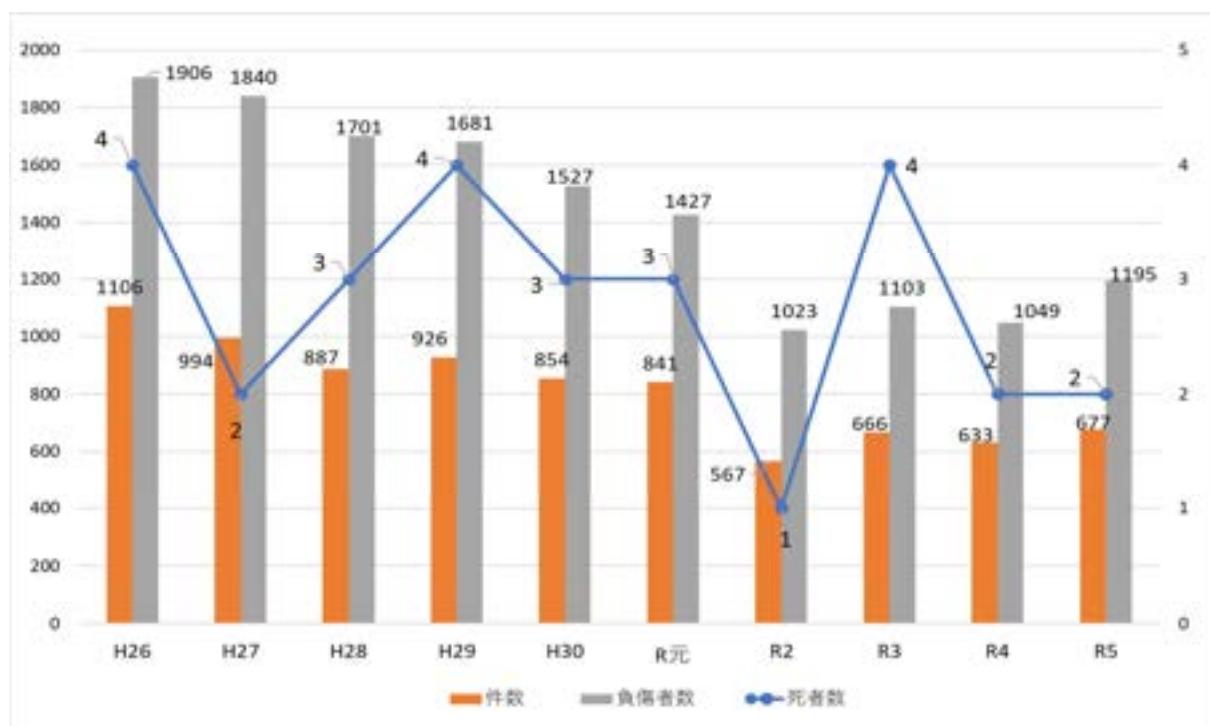


注1：重傷者数は、負傷者数の内数を示す。

2：()内の数値は、前年比を示す。

資料：千葉県警察本部交通部交通総務課「令和5年中における交通人身事故の発生状況について」(令和5年)

(図表3 4) 県内におけるこども(中学生以下)の交通事故の推移



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課

性被害、消費者被害等の事件・事故に巻き込まれるケースが後を絶たない状況にある中、こども・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

(図表3 5) 福祉犯検挙数・被害児童数等推移（県）

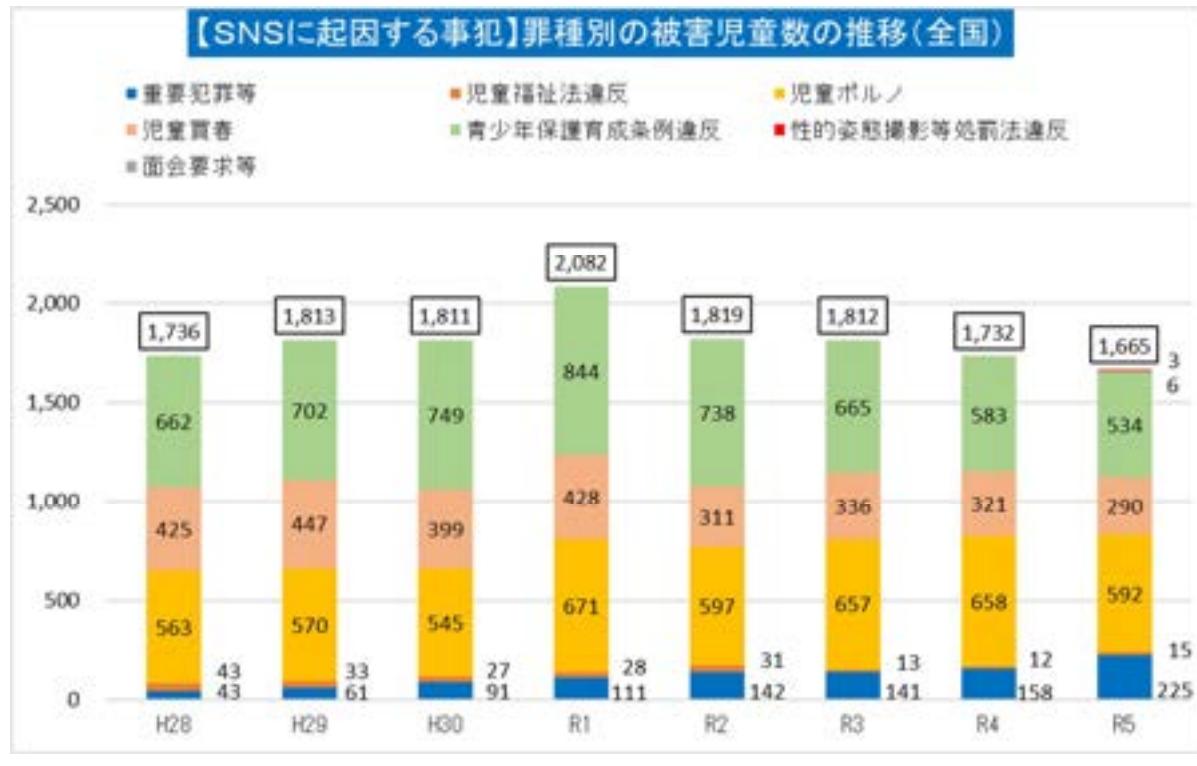


資料：千葉県警察本部「令和6年版ちばの少年非行」

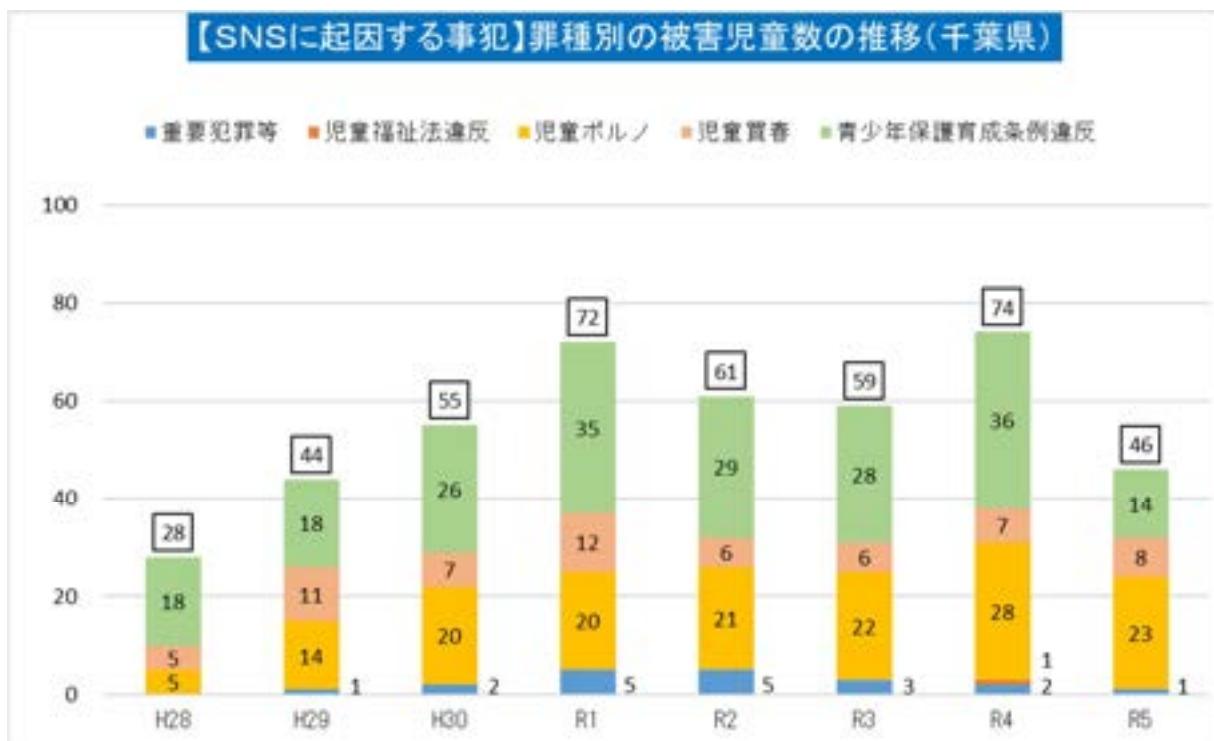
※福祉犯とは、「少年の福祉を害する犯罪」のこと。児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことを指す。

令和5年のSNSに起因する事犯の被害児童数は1,665人で、横ばいの状況にあり、引き続き対策が求められます。

(図表3-6) 【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



資料：警察庁



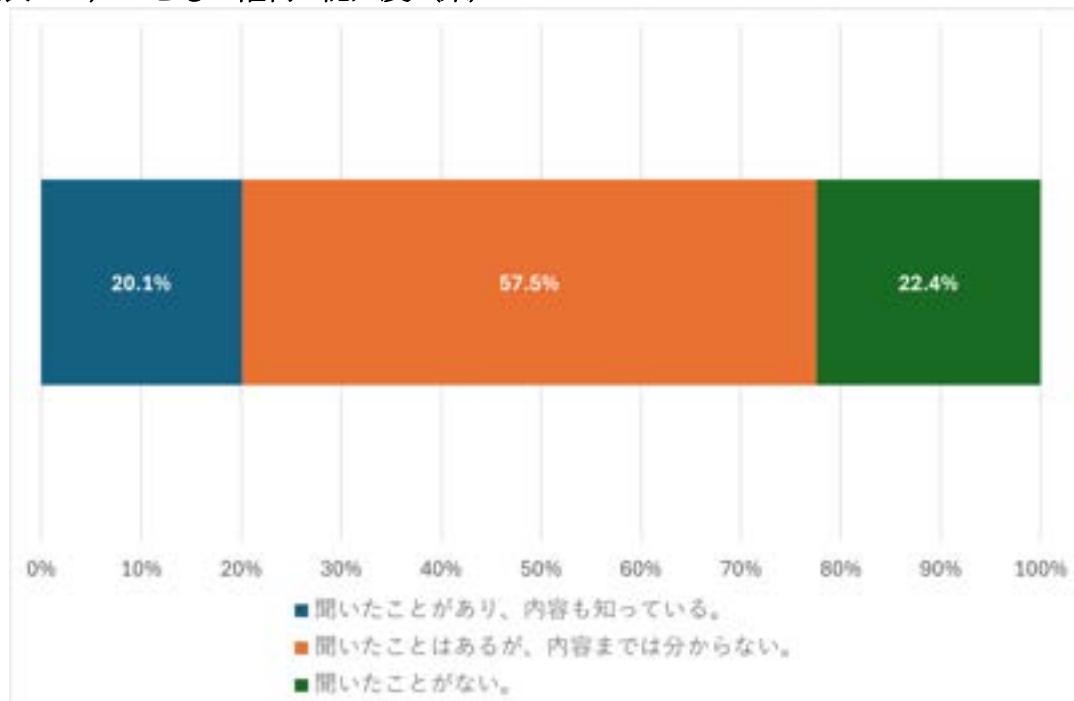
資料：千葉県警察本部少年課

(6) 子どもの権利の現状

我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という。）」は、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、ひとりの人間として持っている権利とともに、保護や配慮が必要な弱い立場にある子どもたちが支援を受ける権利も認めています。

子どもが自分を「かけがえのない存在」であると意識するためには、自分が持つ「人権」について知られ、理解し、行使できるようになっていることが重要ですが、県の調査によると、子どもの権利について「聞いたことがあり、内容も知っている」児童・生徒は約20%です。

（図表37）子どもの権利の認知度（県）



資料：千葉県子育て支援課「（仮称）千葉県こども計画策定に係る子どもの意見反映のための調査」令和6年度

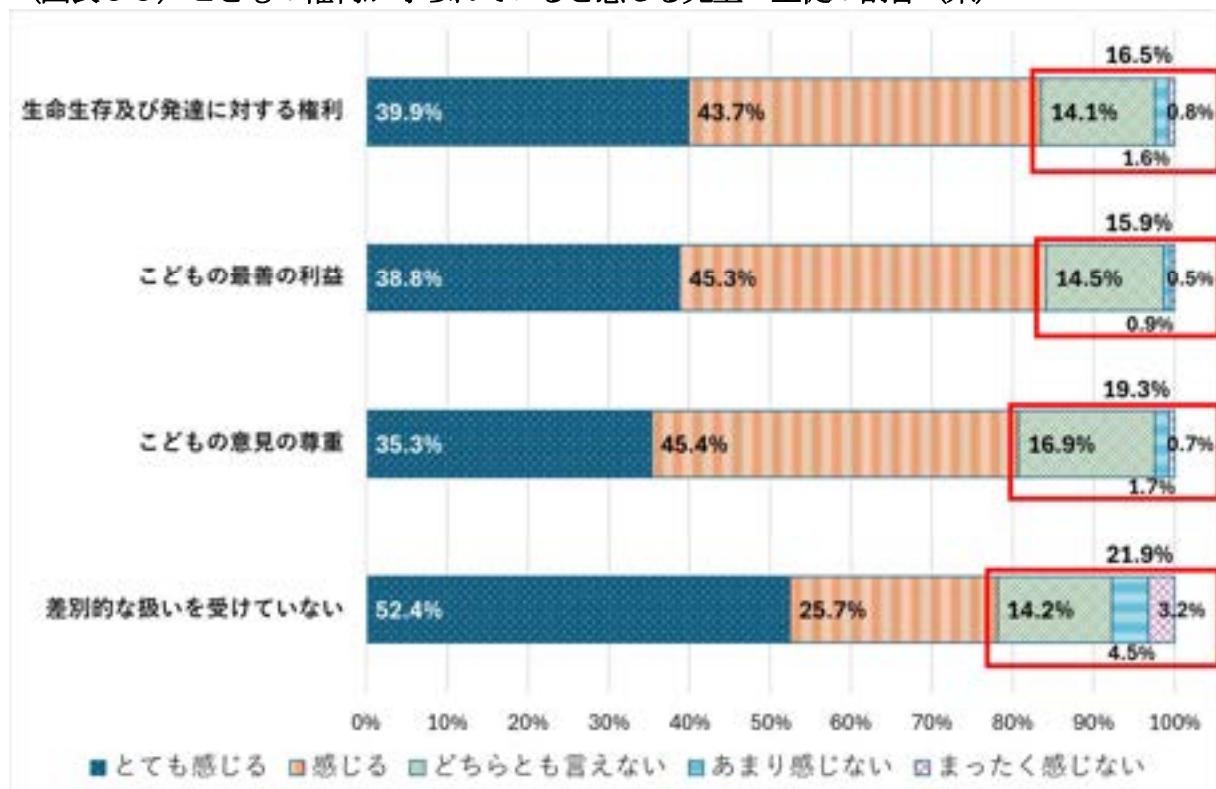
※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象

（回答率70.7%）

また、子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送る社会を実現するためには、大人も子どもの権利について十分理解する必要があります。

国連子どもの権利委員会からは「日本における子どもを権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制限している」との指摘を受けており、県の調査においても、「子どもの権利条約のいわゆる4つの原則」を約15%から20%の児童・生徒が守られていないと感じています。

(図表38) 子どもの権利が守られていると感じる児童・生徒の割合(県)



資料：千葉県子育て支援課「(仮称) 千葉県こども計画策定に係る子どもの意見反映のための調査」令和6年度
※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象
(回答率70.7%)

第3章 計画の基本的事項

1 基本理念

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

こども・若者が、個性や多様性が尊重され尊厳を重んぜられること、自己肯定感を持つことができること、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき自分の可能性を広げることができること、自らの意見を持つための様々な支援を受けることができその意見を表明し社会に参画できること、不安や悩みを抱えたりしても周囲のおとなや社会、仲間にサポートされ乗り越えたりできること、虐待、いじめ、災害や事故などから守られ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができること、働くこと・誰かと家族になること・親になることなどに夢や希望を持つことができること、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互に人格と個性を尊重しながら、お互いを支え合えること、こうした社会を実現していくことが重要です。

そのためには、子育て当事者だけでなく、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加し、こども・若者を支えていくとともに、こども・若者同士が交流し、お互いを支え合えることが大切です。

そこで、県では、「みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉」を基本理念として掲げ、全てのこども・若者が、おとなや社会の支えを受けながら、仲間と支え合い、個人として尊重される権利の主体として、その可能性を広げていく社会づくりを進めていきます。



2 基本の方針

基本理念の実現のために、4つの基本の方針を立て、取り組みます。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとての最善の利益を図る。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとすることをこども・若者を応援する。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

(4)若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

(1) こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

全てのこどもはおとなと同様一人の人間としての人権を有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

令和5年に制定されたこども基本法の基本理念においても、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」も明記されました。

こどもを、保護者や社会の支えを受ける権利の客体としてのみ捉えるのではなく、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに自立した個人として自己を確立していく、権利の主体として尊重することが必要です。

こどもを一人の人間として尊重し、こどもにとって何が一番よいか、こどもの幸せを第一に考え、こども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが重要です。

(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。

そのため、こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

そして、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重し、これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の自己実現を後押しします。

さらに、自分の可能性を認識し、未来を切り開こうとすることも・若者が、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢に挑戦することも・若者を応援します。

(3) こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

こども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こども・若者によって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

また、円滑な社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があります。

そこで、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、社会全体で切れ目なく支えていきます。

「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、子育て当事者もライフステージを通して、社会全体で支えていきます。

(4) 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保することで、若い世代の将来にわたる生活の基盤を確保します。

そして、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものですが、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合には、その希望に応じて社会全体で若い世代を支えていき、どのような選択をしても不利にならないようにすることで、安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備します。

3 施策の柱

基本の方針に沿って、本計画で推進すべき3つの施策の柱を次のとおり定めます。

- I 全てのこども・若者を支える
- II ライフステージに応じて支える
- III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下、こども・若者を切れ目なく支えていきます。

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 自分らしく生き抜く力の育成
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 子どもの貧困対策
- 障害のあるこどもや若者への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の安全・安心の確保

II ライフステージに応じて支える

それぞれのライフステージに特有の課題については、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示します。

- 子どもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

III 社会全体で子育てを支える

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにします。

4 計画の施策体系

基本理念

みんなで支え合い 全てのこども・若者の可能性を広げる 千葉

基本的方針

○ こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者一人ひとりの幸せを第一に考え、今とこれからにとっての最善の利益を図る。

○ こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

○ こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく地域・社会で支える

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるよう貧困や格差等の解消を図り、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで地域・社会全体で切れ目なく支える。

○ 若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る

若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。

多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。

3つの施策の柱

I 全てのこども・若者を支える

II ライフステージに応じて支える

III 社会全体で子育てを支える

I 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で共有する。また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

- ①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

2 自分らしく生き抜く力の育成

様々な体験活動や社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。

- ①遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成、②創造的な未来を切り開くこども・若者の応援、
③多様性を尊重する社会づくり、④「こどもまんなかまちづくり」の推進

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通した切れ目のない保健・医療を提供する。

- ①健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり、②こどもの健康の保持増進、
③慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

4 こどもの貧困対策

全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。

- ①こどもの貧困対策

5 障害のあるこどもや若者への支援

障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。

- ①障害のあるこどもの療育支援体制の充実

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。

- ①児童虐待防止対策の充実、②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、③ヤングケアラーへの支援

7 こども・若者の安全・安心の確保

自殺対策を推進するとともに、ネットトラブル、犯罪被害、事故、災害等からこども・若者の安全・安心を守る環境を整備する。

- ①総合的な自殺対策の推進、②ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備、
③こども・若者の性犯罪・性暴力対策、④犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備

II ライフステージに応じて支える

1 こどもの誕生前から幼児期まで

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ②子育て環境の整備

2 学童期・思春期

- ①こどもたちの自信を育む教育の土台づくり
- ②健やかな成長を支える環境づくり
- ③居場所づくり
- ④心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ⑤社会的・職業的自立に向けた教育・啓発
- ⑥いじめ防止対策の推進
- ⑦不登校のこどもへの支援
- ⑧校則の見直し
- ⑨学校におけるハラスメント等の防止
- ⑩高校中退の予防、高校中退後の支援

3 青年期

- ①高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進
- ②若者の経済的自立と就労支援
- ③結婚の希望をかなえるための支援
- ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

III 社会全体で子育てを支える

- ①社会全体でこどもを育てる環境づくり
- ③子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ②共育の推進
- ④ひとり親家庭等への自立支援の推進

第4章 具体的施策の展開

○第3章で掲げた基本方策を推進するに当たって、「現状と課題」を踏まえた上で、「施策の方向と具体策」を展開します。

○基本方策ごとに、参考として具体的な事業を記載しています。

具体的な事業：施策の展開にあたり、県が実施する事業（関連事業）を基本方策ごとに掲載。

※具体的な事業の担当課は、令和6年4月1日時点の名称で記載しています。



施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であり個人として尊重される存在であることを社会全体で共有する。

また、全てのこども・若者の意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。



I-1-① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【現状と課題】

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者の権利の基本的な考え方を、関係者が十分に理解しながらこども・若者を支えていくとともに、社会全体で共有していくことが求められています。

1 こども・若者の権利に関する普及啓発等

こども・若者の権利を社会全体に周知するためには、まず、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者本人はもちろん、周りにいる子育て当事者、教育・保育に携わる関係者が正しく理解するための教育・啓発が重要になります。

さらに、円滑で効果的なこども施策の実施を可能とするためには、こども・若者との日常的な関わりの少ない方をも含めた社会全体において、こども・若者の権利について基本的な考え方を共有することが求められます。

また、こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組の充実も求められており、いくつかの地方自治体において、権利が侵害された場合に相談や申立ができる、オンブズパーソン等の相談救済機関の設置が進んでいます。

2 こども・若者の意見表明の環境づくり

こども・若者が自らのことについて意見を形成し表明することは、権利の主体として自己選択・自己決定・自己実現していくことにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、その意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが求められます。

また、こどもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることで更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくることが重要です。

特にこども施策の実施等にあたっては、こども基本法において、こどもや子育て当事者等の意見を反映させるように必要な措置を講ずることとされています。

本県においても、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 こども・若者の権利に関する普及啓発などを実施します。

- ① こども・若者が基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。
- ② 教職員やこどもと関わる職業の従事者等に研修を行い、「子どもの権利」についての基礎的な事項等を周知するとともに、「子どもの権利」が侵害されないように支援力を育成します。
- ③ 社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催します。
- ④ 県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育指導資料等を作成し、配布します。
- ⑤ こども・若者を権利の侵害から守り救済する取組について、国の動向を踏まえ先行自治体の取組を注視しながら、方向性を検討します。

2 こども・若者の意見表明の環境づくりをします。

- ① こども・若者が意見を表明する機会を作るために、こども・若者に対して、アンケートやヒアリング等を実施します。
- ② こども・若者の意見が、どのように県のこども施策に反映されたのか、周知を図ります。
- ③ こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
心のバリアフリー 推進事業（再掲）	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。 〈健康福祉政策課〉
人権教育推進事業	幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における人権教育に関する諸問題について研究協議を行うとともに、全教職員へ配付する指導資料を作成し、人権教育の推進、充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
保育所保育士等研修 事業（再掲）	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリア アップ研修事業 (再掲)	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、又は専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉
子育て支援員研修 (再掲)	地域において保育や子育て支援等の仕事に关心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員 認定資格研修事業 (再掲)	放課後児童支援員となるための認定研修を実施する。 〈子育て支援課〉
放課後児童支援員等 資質向上研修事業 (再掲)	放課後児童支援員、放課後児童補助員、放課後子供教室で従事する者、行政担当者等を対象とした研修を実施する。 〈子育て支援課〉
社会人権教育指導 研修事業	社会人権教育の指導者等の資質向上を図るため、研修会や講座を開催する。県民の人権課題に対する正しい理解を深めるため、社会人権教育の推進に向けて広く活用されるよう、社会人権教育指導資料等を作成し、配布する。 〈教育庁生涯学習課〉
こども・若者の意見 表明の促進	こども・若者の社会参画を促すために、県とこども・若者の対話の機会を確保し、こども・若者の意見表明を促進する。 〈子育て支援課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

2 自分らしく生き抜く力の育成

様々な体験活動や社会貢献活動などを通して、全てのこども・若者が自分らしく生き抜き健やかに成長していくための基礎的な力を育むとともに、様々な分野で未来を切り開こうとすることも・若者を応援する。

また、全てのこども・若者が安心、快適に暮らせるよう生活環境を整備する。



I-2-① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

家庭や地域社会の教育力の低下や実体験の不足は、子どもに、生命尊重の心や自尊感情、規範意識、コミュニケーション能力、社会参画への意欲の低下といった問題を招いています。

全ての子どもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら、想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会を充実するなどして、豊かな情操や規範意識コミュニケーション能力や創造性など人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。さらに、学校や社会における課題に対し、体験的な活動を通して、子どもたちが主体的に解決策を考え、提案するなど、様々な場で子どもの参画を促し、積極的に行動する姿勢を育むことも必要です。

1 遊びや体験活動・仲間づくりの充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、中でも幼児期に自然とふれあうことは、生命の大切さや自然の摂理を理解する上で非常に重要です。

近年は、子どもが自然との関わりを始め、地域の文化に触れたり異年齢の子どもと遊んだりする直接的・具体的な体験が不足していると言われており、千葉県の魅力ある自然や文化について、体験を通して学ぶことができる場が求められています。

里山や森林は豊かな自然環境を提供するだけでなく、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の多面的機能を有していますが、人口減少や高齢化の進展により、里山の荒廃が進み、子どもが体験できる身近な自然が少なくなっています。そのため、地域の協力の下、身近な里山を整備し体験活動の場として提供する取組が重要です。

また、子ども・若者の豊かな感性の育成には、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験や、文化財等を活用した取組も重要です。

さらに、子ども・若者が互いに関わりを持ちながら支え合い、様々な課題を解決していくよう、仲間づくりの充実が望まれます。

2 社会貢献活動の推進

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要です。

社会的な課題を解決することを目的としたボランティアや市民活動に、子ども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、子ども・若者のボランティア活動などの社会貢献活動を推進する取組が求められます。

各世代のライフステージに応じた福祉の「学び、集い、実践」のための環境を整え、家庭、学校、社会福祉協議会、社会福祉施設等が一体となった地域連帯の輪による、「福祉の心」を醸成する福祉教育・学習が必要です。また、生涯学習社会の進展、価値観やライフ

スタイルの多様化にともない、県民参加・協働型活動をより活性化する必要があります。

3 こどもの読書活動の推進

こどもの読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

こどもが本に親しみ、好きな本を手に取ったり活用したりと、読書を習慣化するために、こどもが本の楽しさや必要性を感じる機会の充実が必要です。

一方、こどもの年齢が上がるにつれ、読書への関心が下がるため、発達段階に応じた課題を分析し、策を講じながら社会全体におけるこどもの読書への関心を高める取組の推進に努める必要性があります。

小学校、中学校において学校図書館図書標準を達成している学校は増加傾向にあります。しかし、小学校に比べると中学校の学校図書館の整備は進んでいない現状です。加えて、県立高校の整備や活用状況の実態を把握することも必要です。そのため、毎年、学校図書館の自己評価を行うとともに、校長（学校図書館長）のリーダーシップのもと、魅力ある学校図書館づくりや司書教諭の資質向上について全県的に進めが必要です。

4 生活習慣の形成・定着

平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、令和4年3月に第4次千葉県食育推進計画を策定し、食育を推進しています。

しかし、依然として若い世代では、男女ともに朝食を欠食する人が多く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないこと等、引き続き取り組んで行くべき課題があります。

これまでの食育推進の進捗状況、食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、各ライフステージに応じた施策や生産から消費までの食のつながりを意識した施策を講じるなど、本県における食育を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

一方、全国の水産物の消費量は長期的に減少傾向にあり、「魚離れ」が進行しているため、県産水産物のおいしさ及び栄養と、それを供給する水産業に対する理解と親しみを深める必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 遊びや体験活動・仲間づくりを充実させます。

- ① 千葉県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然環境保育に取り組む団体を応援します。
- ② 地域住民の協力の下、体験活動に適した里山を「教育の森」として認定し、森林環境教育の場を提供します。
- ③ 自然に親しみ緑を大切にする心を育てる目的とした「みどりの少年団」の結成及び育成を支援します。
- ④ 県民の森指定管理者と協力し、自然や樹木を利用したイベントの開催を推進します。

- ⑤ 自然に関する観察会等の体験活動を通じた学習支援を行い、千葉県の自然と文化について楽しみながら学ぶ機会を提供します。
- ⑥ 県立美術館・博物館では、展示及び教育普及事業の実施を通じて、郷土の自然や文化の魅力を再認識できるような機会をつくります。
- ⑦ 次代を担うこどもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。
- ⑧ 青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進を通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。
- ⑨ 歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。
- ⑩ こども・若者が交流し、互いに支え合う仲間づくりを促進します。

2 社会貢献活動を推進します。

- ① 学校等において、ボランティア活動等の実体験を取り入れるなど、様々な教育活動に福祉教育・学習を連携・連動させて取り組みます。
- ② こども・若者が、生涯にわたって社会の中で支え合い共に生きていく力を育むことができるよう、家庭や学校、地域等での福祉教育・学習の充実、福祉系大学・社会福祉協議会・介護施設等との連携を一層推進し、福祉の学びの場の拡大や質の向上を図ります。
- ③ こども・若者が、地域の住民との交流を通じて、地域の一員として課題解決に参画することの大切さを学べるような気運の醸成や環境の整備を進めます。
- ④ さわやかしば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、こども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。
- ⑤ ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。
- ⑥ 善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

3 こどもの読書活動を推進します。

- ① 家庭における発達段階に応じた取組として、県内の図書館司書がおすすめする本を紹介した「こどもの読書活動啓発リーフレット」の配布を行います。乳幼児版と小学生版の2種類を作成し、ブックスタート・セカンドブック事業にあわせて配布できるようにします。発達の早い段階から読書に親しむ機会を増やし、生涯を通じて読書活動に取り組む習慣作りを推進します。

- ② ブックスタート事業のフォローアップ事業として、おおむね3歳から小学校入学前の子どもを対象としたセカンドブック事業を推進します。
- ③ こども読書の集い、公立図書館・学校図書館連携研修会、読み聞かせボランティア入門講座等を開催します。
- ④ 「優良・優秀学校図書館認定事業」を実施し、「学校図書館自己評価表」に基づき、自校の学校図書館の現状を分析し、読書活動の意欲向上や環境整備の改善につなげています。また、学校図書館に関する知識等の向上を目的とした研修を実施し、教職員の資質・向上を推進します。

4 生活習慣を形成・定着させます。

- ① 「グー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。
- ② 食育に関する様々な関係者が主体的かつ学校・家庭・地域と連携・協力し、地域に密着した食育活動が促進されるよう推進体制を強化するとともに、こども・若者が健全な食生活を実践しやすい環境づくりを進めていきます。
- ③ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。
- ④ 食育に関する情報について、積極的に保護者等に提供するなど、学校、家庭、地域等と連携し、効果的な食育を推進します。
- ⑤ 栄養士養成課程がある大学・短期大学・高等学校等の調理実習や、小・中学校の食育授業等に「おさかな普及員」を派遣し、県産水産物の消費拡大及び魚食普及の促進を図ります。
- ⑥ 県内小・中学校の学校給食における県産水産物の使用を促進し、こどもたちに魚食文化の認識を深めてもらいます。
- ⑦ 各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、地域の特色ある水産物に関するこども・若者の理解を深めます。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 〈担当課〉
自然環境保育推進事業	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。 〈子育て支援課〉
「県民参加の森づくり」ネットワーク支援事業	森林環境教育の場となる「教育の森」の整備や、森林環境教育の指導者の育成を行う。 〈森林課〉
緑化推進事業	森林環境教育等を実施する「みどりの少年団」の育成を支援することにより、子どもが森林・緑と触れ合う場を設ける。 〈森林課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
県民の森事業	県内6か所に設置した県民の森の自然を提供し、青少年の健全な育成に寄与する。 〈森林課〉
千葉フィールド ミュージアム事業	郷土の自然や文化の魅力を再認識し、体験環境・魅力的な地域づくりを支援するため、地域の自然や文化そのものを資料と考え、学びの舞台となるフィールドミュージアム事業を県立博物館で実施する。 〈文化振興課〉
伝統芸能・洋楽～ ふれあい体験事業	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。 〈文化振興課〉
文化芸術のミライ 応援補助金	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。 〈文化振興課〉
学校における芸術 鑑賞事業	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。 〈文化振興課〉
青少年教育施設の 運営	指定管理者により県立青少年教育施設の管理運営を行い、多様な体験活動の機会を提供する。 〈教育庁生涯学習課〉
出土文化財管理活用 事業	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器ッと古代“宅配便”」を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。 〈教育庁文化財課〉
青少年相談員設置 事業（再掲）	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 〈県民生活課〉
福祉教育推進校の 指定	県は、小学校、中学校及び高等学校を対象に福祉教育推進校を指定、併せて県社会福祉協議会より指定校所在の地区社会福祉協議会等を福祉教育推進団体として指定し、学校と地域が連携することにより、県の福祉教育を推進していく。 〈健康福祉指導課〉
さわやかちば県民 プラザ学習提供事業、 情報収集・提供事業	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
地域ボランティア活動環境整備事業	ボランティア活動を希望する方が、意欲を持って地域での活動に取り組めるよう、受入団体のボランティア活動情報を掲載し、閲覧した希望者が参加申込できるマッチングサイトを管理・運営する。 また、ボランティア活動への県民参加を促進するため、活動の魅力を体感できるような体験会を開催するほか、活動の継続・定着を図るため、受入団体に対し体制整備の支援を行う。 〈県民生活課〉
県民向け市民活動・ボランティア普及啓発 (県民活動PR月間の実施)	市民活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや、各種普及啓発用グッズを様々な機会を捉えて配布し、県民活動の普及啓発を行う。 〈県民生活課〉
千葉県NPO・ボランティア情報ネットの運営	県ホームページ「千葉県NPO・ボランティア情報ネット」において、NPO法人制度に係る情報及び県内のNPO・ボランティア支援機関情報、民間団体からの助成情報等を掲載する。 〈県民生活課〉
ライトブルー賞	善意や親切心からよい行いをした青少年及び青少年を育成支援する活動をしている者で、顕著な功績があった個人又は団体を表彰する。 〈県民生活課〉
子どもの読書活動推進事業	「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期から読書に親しむ機会の充実、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の整備、子どもの読書活動の普及啓発を推進する。 〈教育庁生涯学習課〉
ちば食育活動促進事業	健全な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、府内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
いきいきちばっ子食育推進事業(再掲)	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食に関する指導や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 〈教育庁保健体育課〉
「早寝早起き朝ごはん」国民運動	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
水産物消費・食育対策事業	おさかな普及員の派遣や学校給食への県産水産物の提供、各種水産関係リーフレットの作成・配布を行い、魚食普及を通じて「食育」を推進する。 〈水産課〉

I-2-② 創造的な未来を切り開くこども・若者の応援

【現状と課題】

1 郷土と国を愛する心の育成と国際交流の推進

こども・若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めており、こうしたこども・若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められます。

また、こども・若者たちが世界への視野を広げ、外国語を使ってのコミュニケーションを楽しみ、自己の考えなどを主体的に発信する力を身に付けることが求められています。県では、「千葉県外国語教育推進計画」を策定し、研修等を実施してきましたが、生徒の英語力については、中学生・高校生の英語力は向上してきているものの、県の目標値である、求められる英語力を有する生徒の割合60.0%は達成できていません。

児童生徒の更なる英語力向上が求められます。

2 SDGsの考え方の理解促進

気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められています。

「環境保全に関する講演やセミナー、環境ボランティアへの参加状況」によると、実際に「参加したことがある」人の割合が、20代では令和4年度以降上昇傾向にあるものの、全体的に比較的若い年代で低い傾向が見られます。これまで環境学習等（「環境学習」、「環境保全の意欲の増進」、「環境保全活動」、「協働取組」の総称）を担ってきた人材の高齢化や、SDGsなどの環境学習等を取り巻く状況の変化を踏まえ、これから千葉県の環境学習等を牽引するリーダーや、各主体間の調整やネットワークづくりを行うコーディネーター等の役割を担うことができる新しい視点を持った若手人材の育成が必要となります。

また、「節電を心掛ける」、「冷暖房の設定温度を控えめにする」、「買物にはマイバッグを持参する」、「エコドライブを心掛ける」等、普段の生活の中でも、環境保全のためにできることは様々あります。「日常生活の中で環境に配慮して行動している人の割合」によると、約8割の高い水準で推移しているものの、30代以下の若年層に、「配慮している」と答えた人の割合が低い傾向が見られることから、若年層の関心を喚起し、意識・行動を変えていく必要があります。

3 世界を舞台に活躍する能力の育成

社会経済のグローバル化の一層の進展が見込まれる中、こども・若者が自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために必要な力を育成していくことが重要です。

これから厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる若手起業家の育成に向けた支援を推進していく必要が

あり、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められます。

また、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)は、国際的な科学技術系人材の育成を目指し、理数教育に重点を置いた研究開発を行うため、文部科学省が平成14年度から行っている事業であり、県では、理数系教育の発展を目指し、積極的に推進しています。

SSHによる先進的な理数教育の実践を行うとともに、SSHを核とした学校間・学校種を超えたネットワーク体制の構築を図り、児童生徒の科学に対する興味関心を高める取組が重要です。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育の実現

県では、創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援するため、スポーツの実施により、こども・若者の新たな挑戦の応援として、中学校年代からのジュニア層を育てる取組を進めています。

今後は、少子化が一段と進む中での競技人口の確保と部活動地域移行が進められる中、スポーツに携わる時間の確保について検討していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 郷土と国を愛する心を育成し、国際交流を推進します。

- ① 次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性を育むため、こども・若者が文化芸術活動や伝統文化を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。
- ② 歴史や文化に対する興味や関心を促すため、文化財等を活用した体験学習を実施します。
- ③ 若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。
- ④ 国際交流を実施している県立学校の割合を増加させるため、ホームページや広報紙を利用して交流の様子を紹介します。
- ⑤ 他国から交流の依頼等あった際には、未実施の学校に受入を依頼するなどして実施校を増やします。
- ⑥ 英語科教員の英語力・指導力の向上のための研修を実施します。
- ⑦ I C Tの効果的な活用を促す研修を実施します。
- ⑧ 英語教育拠点校（高校）を中心に近隣小中学校へ授業公開を行い、交流を図ります。
- ⑨ アジア経済研究所と連携しながら講義を実施し、県内高校生のアジア・アフリカ各国に対する理解を深めるとともに、国際交流を推進します。
- ⑩ 外国人指導助手（ALT）等の人材配置の充実に努めるとともに、指導力向上に向けた研修を行います。
- ⑪ 内閣府の青年国際交流事業について広報・周知を行います。

2 SDGsの考え方の理解を促進します。

- ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援します。

- ② 千葉県内のユネスコスクールの取組について情報提供を行います。
- ③ 学校や地域における環境学習等の指導者としての力を備えた人材を育成するため、教職員等を対象に、SDGsやESDの視点を取り入れた研修を実施します。
- ④ 環境学習等を実践する多様な主体間の調整やネットワークづくり等を担うコーディネーターとしての力を備えた人材を発掘・育成するため、NPO等とも連携し、環境学習等に携わる人材の交流や研修の機会を提供します。
- ⑤ 地域の自然や文化、産業等の資源を活かし、多様な主体を巻き込みながら、環境学習等を実践できるSDGsの視点を持った若手人材の発掘・育成を進めます。
- ⑥ 持続可能な社会の構築に向けて、環境問題を自らの問題として捉え、主体的に行動する人づくりを進めていくため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントや、環境への意識向上を図るためにのキャンペーン・コンクール等の実施により、環境学習等へ参加する機会の充実を図ります。

3 世界を舞台に活躍する能力を育成します。

- ① 「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、グローバル体験事業、留学フェア、台湾への生徒・教職員派遣等を実施します。
- ② 各県立学校に国際教育交流の取組を推進します。
- ③ 姉妹校交流や海外研修等を促進し、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指します。
- ④ 将来の千葉県の産業を担う意欲的な小中学生を対象とした早期教育の機会として、起業体験のイベントを開催します。「会社の仕組みを学ぶ」とともに「企業との仕事（B to B）を生体験」することで、受講した小中学生の将来の職業選択候補に「起業」が加わるようにします。
- ⑤ 若い世代の起業家育成を目的とし、起業に興味がある県内在住・在学の高校生・大学生・高専生等を主な対象として、ビジネスプランを立案するためのワークショップを開催します。
- ⑥ 「起業・創業」の機運醸成・啓発や、優秀な起業家発掘のため、ビジネスプランコンペティションを開催するとともに、起業の実現やビジネスプランの磨き上げを行うための支援を行うことで、県内での起業を促進します。
- ⑦ 科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指します。

4 こどもたちの可能性を引き出す教育を実現します。

- ① 地区別練習会や中央拠点練習会など、ジュニア選手・拠点の強化を支援します。
- ② 強化型別（重点強化・少女強化・拠点強化）の支援を行います。
- ③ その他、トップコーチの招聘・特殊事業開催支援・指導者養成支援を行います。
- ④ ちばジュニア強化選手の指定を行います。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業（再掲）	伝統芸能及び洋楽についての理解を深めるとともに、一層の普及・振興を図るため、プロの演奏者等を小・中学校に派遣し、鑑賞と楽器の演奏体験を行う。 〈文化振興課〉
学校における芸術鑑賞事業（再掲）	次代の文化を担う児童・生徒を対象に、優れた演奏を鑑賞する機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。〈文化振興課〉
出土文化財管理活用事業（再掲）	本県の歴史や文化に対する興味・関心や理解を促すために、出土文化財の実物を使用した体験学習、「土器」と古代“宅配便”を実施するとともに、各校での歴史の授業に供するため、出土文化財を活用した学習キットを作成のうえ、配付する。 〈教育庁文化財課〉
文化芸術のミライ応援補助金（再掲）	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する機運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。〈文化振興課〉
国際教育交流推進事業	「世界を舞台に活躍できる人材の育成」に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目標に、国際交流の機会を増やす。 〈教育庁教育政策課〉
英語等外国語教育推進事業（ALT（外国語指導助手）活用の充実）	中学生・高校生に求められる英語力が身に付くように、県立学校へALTを派遣する。充実した言語活動を実践することで生徒の英語力の向上を図る。 〈教育庁学習指導課〉
グローバル人材プロジェクト事業（小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業）	生徒の英語力向上のために、教師の英語力及び指導力向上を目的とした研修の企画・運営等を行う。 〈教育庁学習指導課〉
幕張アジアアカデミー事業	アジア経済研究所で研修中の、アジア・アフリカ各国の行政官が自国の文化等について英語で特別講義を行う。 〈国際課〉
内閣府青年国際交流事業	世界各国の青年との交流を通して、相互理解と友好を深め、広い国際的視野とリーダーシップを身に付け、国際社会・地域社会で活躍する時代を担うにふさわしい青年を育成することを目的とした、内閣府の青年国際交流事業について、広報・周知を行う。 〈県民生活課〉
ユネスコスクール加盟への支援	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の取組について情報提供を行う。 〈教育庁生涯学習課〉
環境教育指導者養成研修の開催	学校や地域で環境教育活動を実践できる人材を育成するため、教育庁と連携し、環境教育の指導内容や指導方法についての研修を実施する。 〈循環型社会推進課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
若者が主役の環境保全活動応援事業	本県の環境活動をリードする若手人材の育成を図るため、若者の創意工夫による活動の企画コンペ「若者が主役の環境保全活動アイデアコンテスト」を実施し、若者への環境保全活動支援や、地域団体や企業への橋渡しを行う。 〈循環型社会推進課〉
環境月間ポスターの募集・表彰	環境月間の作品（ポスター）を募集し、その中から特に優秀な作品に対して表彰するとともに、作品を環境保全意識の普及啓発に活用する。 〈循環型社会推進課〉
ちば起業支援事業	県民にとって「起業」そのものを身近に感じてもらい、特に若者の新たな発想による起業・創業をこれまで以上に促進していくため、県内の起業家や起業希望者を対象としたビジネスプランコンペティション等（起業家応援事業）や、起業について学ぶ若年層向けアントレプレナーシップ教育（起業家育成事業）を実施。これらにより起業家の裾野を広げ、優秀な起業家の発掘・支援を行う。 〈経営支援課〉
県立高等学校における起業家育成に関するコースの設置	県立高等学校において「起業家育成に関するコース」を設置し、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材の育成を目指す。 〈教育庁教育政策課〉
科学の甲子園ジュニア千葉県大会	科学の甲子園ジュニアは、中学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取り組みである。平成23年度に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が創設し、全国の科学好きな中学生が集い、競い合い、活躍できる場を構築し、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層を伸ばすことを目指している。 〈教育庁学習指導課〉
科学の甲子園千葉県大会	科学の甲子園は、高等学校等の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組である。 〈教育庁学習指導課〉
スーパーサイエンスハイスクール	先進的な理数系教育に重点を置いた研究開発を行う高等学校等を文部科学省が指定し、将来の国際的な科学技術系人材を育成することを目指す。 〈教育庁学習指導課〉
ちばジュニア強化	ジュニア層（原則小学生～高校生）を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の養成・資質向上を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指すこととする。 〈競技スポーツ振興課〉
千葉県競技力向上推進本部事業	「千葉県競技力向上推進基本方針」に基づき、本県競技力の恒常的な維持・発展を図り、「千葉県スポーツの発展」の一層の推進を図ることを目的とする。 〈競技スポーツ振興課〉

I-2-③ 多様性を尊重する社会づくり

【現状と課題】

私たちの社会には年齢、性別、障害の有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など様々な違いが存在しています。

人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

県は、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るために、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を制定し、令和6年1月1日に施行しました。

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉の実現

人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要であり、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化的背景、性的指向及び性自認等にかかわらず、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

県では、県で学び育つこどもが、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を發揮していく人材として成長できるよう、障害のあるこどもと障害のないこども及び関係する全ての人が、互いの個性を尊重することを目指し、交流及び共同学習を推進してきました。今後も、障害の有無にかかわらずお互いに共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現に向け、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進していく必要があります。

また、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所や法政大学らの研究チームが実施した「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」の調査結果では、トランスジェンダーの回答者のうち、84.4%の人が、また、同性愛者・両性愛者の回答者のうち、81.6%の人がそれぞれ小学校から高校時代に友人や同級生から「不快な冗談・からかい」を受けたと回答しており、大人になってからも高い割合で同様の経験があったことを回答しています。性的マイノリティの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、偏見や差別により苦しんでいます。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県の「千葉県人権施策基本指針」等を踏まえ、学校や職域において様々な人権教育や啓発が行われていますが、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、更なる啓発が求められています。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信

男女共同参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中に長い時間かけて形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が挙げられます。

このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だ根強く残っていることから、これを解消し、男性、こども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、男女共同参画の理念を正しく広めていくことが重要です。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会づくり

外国人県民は、言語、文化、習慣等の違いから、日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、孤立してしまうケースがあります。

県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナー等の取組を実施していますが、多文化共生についての理解等に関する啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要があります。

また、近年では、我が国に在留する外国人の増加等に併せて、小・中・高校等における日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受け入れ体制の整備を進めることが必要になってきています。

【施策の方向と具体策】

1 誰もがその人らしく生きていくことができる千葉を実現します。

- ① 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発し、広く県全体に浸透を図ります。
- ② こども・若者が基本的人権の享有主体として最大限尊重されるような社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため啓発を実施します。
- ③ 教職員対象の研修会等を通して、「子どもの権利ノート」を児童生徒の発達段階や用途に合わせて活用し、「子どもの権利条約」について理解を深めさせるための支援力の向上を図ります。
- ④ 教職員対象の研修会等を通して、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認等といった様々な違いを理解し、差別や偏見の防止に努めることへの指導力や対応力を育成します。
- ⑤ 教職員対象の研修会等を通して、同和地区についての理解を深め、部落差別解消のための指導力や啓発促進への対応力を育成します。
- ⑥ 障害のあるこどもと障害のないこどもとが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。
- ⑦ 障害のあるこどもと障害のないこどもの交流及び共同学習の実施にあたり、ＩＣＴを利活用してテレビ会議等で学校相互をつなぐなど、時間や場所に制限されること

なく、また、遠隔地にある学校であっても、容易に交流及び共同学習を実施することができるようになります。

- ⑧ 県内の性的マイノリティの人々が抱えている不安や悩み等について、相談員が対応する相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。

2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革と情報発信をします。

- ① あらゆる人々に対し、男女共同参画への理解と意識づくりに向けた広報等を行うなど、積極的に働きかけます。
- ② 男女共同参画に関する情報の収集及び提供を行います。

3 言語、文化、習慣等にかかわらず安心して暮らせる社会をつくります。

- ① 国籍・言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会の実現に向けて、県民の相互理解の促進を図るためのセミナーの開催や、地域日本語教育の推進、外国人県民向けの相談窓口の設置、外国語による情報提供及び外国籍のこどもの日本語学習等の支援を行います。
- ② 各学校において外国人の児童生徒等の受入れがスムーズに行われるよう、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対して日本語指導ができる外部人材の配置の充実を図ります。
- ③ 日本語指導担当者、関係団体等を対象とした協議会を実施し、大学教授の講話や県立の拠点校・先進自治体等の取組発表等を通じて、日本語指導技術や課題に対する情報交換を行います。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
多様性尊重に関する普及啓発事業	多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう企業向けセミナーを実施する。 <多様性社会推進課>
L G B T Qに関する相談事業	県内の性的マイノリティの人々やその家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについて、相談員が相談を受け付ける。 <多様性社会推進課>
特別支援学校教育用コンピュータ整備事業（再掲）	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動（交流及び共同学習を含む）において積極的に I C T を活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。 <教育庁特別支援教育課>
男女共同参画推進についての出前講座	男女共同参画に関する理解を広め、意識の向上を図るため、児童生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するなど、出前講座を実施する。 <多様性社会推進課>
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組を促進するため、官民が協働し、異業種交流会などにより、情報交換や研修会等を実施する。 <多様性社会推進課>
男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 <多様性社会推進課>
男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 <多様性社会推進課>
男女共同参画センターにおける県民フェスタの開催	社会経済情勢の変化に対応したテーマを設定し、講演会等を実施するほか、民間団体や、地域で活躍する女性、大学によるワークショップ等を実施し、県民が楽しみながら男女共同参画への理解を深め、民間における取組促進を図る。 <多様性社会推進課>
「国際理解セミナー」の開催	国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。 <国際課>
地域日本語教育推進事業	日本人と外国人の双方が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、市町村が開設する地域日本語教室の整備に向けた支援や、日本語ボランティアの育成を行うなど、県内各地域における外国人への日本語教育環境の整備を推進する。 <国際課>
外国人相談事業	外国人県民が安全で安心な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設置する。また、弁護士や行政書士による外国人県民向け専門相談も実施する。 <国際課>

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
外国語による生活情報提供事業 【外国語による情報提供事業】	千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供する。また外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載する。 〈国際課〉
外国籍の子供の日本語学習等支援事業	外国籍のこどもが地域の一員として暮らし活躍できるよう、義務教育年齢を超過した日本語指導を要する外国籍のこどもに対し、高校就学に必要となる日本語や教科等を指導する関係団体等の取組を支援する。 〈国際課〉
学校人権教育の推進	公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の担当者、県立高等学校の管理職及び担当者、各市町村及び教育事務所担当指導主事、学校人権教育推進校担当者を対象に各協議会の開催や、研修を実施し、国や県の施策をはじめ、個別の人権課題について理解を深めると共に、学校人権教育の在り方や人権教育の全県的な推進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
心のバリアフリー推進事業	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行う。また、啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行う。 〈健康福祉政策課〉
外国人児童生徒等教育相談員派遣事業	外国人の児童生徒の母語を理解する者を教員の補助者として県立学校に派遣し、日本語指導及び適応指導の充実を図る。 〈教育庁学習指導課〉
外国人児童生徒等教育に関する連絡協議会	日本語指導担当者、指導主事、ボランティア等が集まり、受入体制の充実や、指導力向上に係る協議を行う。 〈教育庁学習指導課〉

I-2-④ 「こどもまんなかまちづくり」の推進

【現状と課題】

こどもが、豊かな自然、美しい景観に囲まれ、これらにふれあいながら成長していくことは、重要なことであり、豊かな自然、美しい景観の保全、再生を図り、将来を支える次世代に良好な環境を継承していく必要があります。

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進することが重要です。

県が実施した意見調査において、「道路の段差が多く、ベビーカーが利用しづらい」という意見が出るなど、子育てバリアフリーの推進を求められています。バリアフリー化の推進においては、個々の施設等のバリアフリー化に終わることなく、それぞれが連続的に繋がり、点から線へ、さらに面へと広がり、こどもや子育て中の親たちが、それらのバリアフリー化された施設・設備を積極的に活用し、行動の自由度、心地よさを高めるよう配慮することが必要です。

また、日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく「福祉のまちづくり」の推進により、誰もが安全で快適に利用できる公益的施設の環境整備も促進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

「こどもまんなかまちづくり」を推進します。

- ① 景観形成について、地域特性に応じた市町村の取組を支援します。
- ② 水辺空間の保全、再生を推進します。
- ③ 学校、公民館、公園などの公共施設、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- ④ 各種バリアフリー施設の情報提供を充実します。
- ⑤ 歩道の整備を進めるとともに、既に整備された歩道等について、バリアフリー化等を図ります。
- ⑥ 安全な通学路の整備を推進します。
- ⑦ 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
良好な景観形成の推進	良好な景観形成を推進するため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」に基づき、県民・事業者の関心を高め、積極的な景観づくりへの参加を促進するため景観セミナーを開催するとともに、市町村が主体的に景観形成に取り組めるよう景観行政団体への移行促進や市町村連絡会議における情報提供を行うことにより支援する。 <公園緑地課>
河川環境の整備と保全	河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進する。また、河川空間を活用し賑わいの創出を推進する。 <河川環境課>
ちばバリアフリー マップの充実	高齢者や障害者等が外出時に安心して様々な活動に参加できるように、公共的施設などのバリアフリー情報を掲載した「ちばバリアフリーマップ」の充実を図る。 <健康福祉指導課>
歩道の整備と無電柱化の推進	歩行者の安全を確保するため、必要に応じて歩道を整備する。歩道の整備にあたっては、歩道と車道の段差を縮小する等、バリアフリー新法に対応した施工を実施する。 また、歩道等における歩行の障害となる電線類の地中化等により、バリアフリー化された歩行空間の確保を推進する。 <道路環境課>
公共交通機関等のバリアフリー化の推進	妊娠婦、高齢者、障害者等誰もが安心して安全に公共交通機関を利用できるよう鉄道やバス等の環境整備を支援する。 <交通計画課>
福祉のまちづくりの推進	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公益的施設等の整備基準適合への指導を行うとともに、整備基準に適合した施設等へ適合証を交付する。 <健康福祉指導課・建築指導課>
公営住宅等の整備推進	住宅に困窮する低額所得者等に対し、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。 また、公営住宅の建替え等の際に、余剰地を有効に活用するなど、子育てしやすい居住環境形成に努める。 <住宅課>
県営住宅における子育て世帯への優遇措置	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 <住宅課>
住宅セーフティネット制度	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。 <住宅課>

事業名	事業の内容〈担当課〉
住宅に関する情報提供の推進	「住まい情報プラザ」において、公的賃貸住宅等の募集案内や住まいに関する専門相談窓口等の情報提供を行う。 〈住宅課〉
海岸整備の推進	自然と共生し、快適で誰もが憩える海岸環境の保全と創出を図るため、海岸保全施設・海岸環境の整備を推進する。 〈河川整備課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

全てのこども・若者が健やかな生活が送れるよう、ライフステージを通した切れ目のない保健・医療を提供する。



I-3-① 健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり

【現状と課題】

近年、結婚年齢が上昇し、女性の妊娠・出産年齢が上昇する傾向にある中で、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアが重要となります。

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会の提供

若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供する必要があります。

2 20歳未満の者の喫煙防止

たばこの消費量は近年減少傾向にありますが、過去のたばこ消費量による長期的な健康影響と急速な高齢化により、たばこ関連疾患による死亡数が年々増加しています。

喫煙は、がん、循環器病（脳卒中、虚血性心疾患）、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病に共通した主要なリスク要因であることから、受動喫煙防止対策と併せ、若い世代からたばこによる健康被害の普及啓発が必要となります。

3 学校教育におけるエイズ・性感染症教育の推進と充実を図る事業の実施

性感染症患者の低年齢化は、子どもの健全な育成にとって無視できない問題であり、子どもに対して性や健康に関する知識の普及啓発を図ることが必要です。

エイズに関する指導については、学習指導要領に基づき、中学校において、エイズの疾病概念や感染経路についての理解の他、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて指導し、高等学校においては、エイズの原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導しています。

今後とも、保健所や医師会等、関係機関との連携を密にするとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校におけるエイズ教育のより一層の充実に努める必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

- ① 大学等と連携・協力し、人口減少が地域社会に与える影響を伝えることで、若い世代が自身のライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。
- ② 大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

2 20歳未満の者の喫煙防止をします。

- ① 保育園・幼稚園・学校等と協力し、これらの機関が実施する喫煙防止教育を支援するための教材提供、効果的な教育内容の情報提供を行います。
- ② 生活習慣病（NCDs）予防や、がん予防に関する推進等、様々な機会を通じて、20歳未満の者やその家族への喫煙防止の啓発を実施します。

3 学校教育におけるエイズ・性感染症教育の推進と充実を図る事業の実施をします。

- ① 「エイズ教育用リーフレット」の広い啓発を図るため、同リーフレットの内容を毎年更新し、ホームページに掲載します。
- ② 「世界エイズデー」の広報活動として、教育広報誌の「夢気球」に取組の紹介をします。
- ③ 文部科学省から通知される「HIV検査普及週間」、世界エイズデーポスタークールの実施、青少年に対するエイズ等性感染症対策の充実について、各県立学校、各市町村教育委員会、各教育事務所へ通知します。
- ④ 児童生徒やその保護者等を対象に、エイズ・性感染症に関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。 〈子育て支援課〉
若者と一緒に考える地域活性化セミナー (再掲)	今後社会を担っていく若い世代を中心に、人口減少をめぐる問題について認識を深め、今後のライフデザインを考える上での参考にしてもらうため、県内の大学等において有識者を講師として招きセミナーを開催する。 〈政策企画課〉
たばこ対策推進事業	たばこと健康に関する知識の啓発、20歳未満の者の喫煙防止等たばこ対策を総合的に推進する。 〈健康づくり支援課〉
エイズ関連対策事業	関係各所から通知されるエイズ教育に関する情報を、学校教育現場へ周知し、エイズ教育の推進と充実を図る。 〈教育庁保健体育課〉
「性に関する教育」普及推進事業 (再掲)	学校教育における性教育の推進と充実を図る事業を実施する。 〈教育庁保健体育課〉
青少年を対象とするエイズ対策講習会 (再掲)	性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 〈疾病対策課〉
周産期医療審議会 (再掲)	妊娠婦と新生児にかかる高度な専門的医療を効果的に提供する周産期医療体制の整備、地域の周産期施設との連携等周産期医療体制の整備を図るため、周産期医療審議会を開催する。 〈医療整備課〉
周産期母子医療センター運営事業 (再掲)	周産期の母子の疾病や以上に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。 〈医療整備課〉
母体搬送コーディネート事業の実施 (再掲)	リスクの高い分娩等が緊急時に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、妊娠婦入院調整業務支援システムを用いて母体の受け入れ先の調整を行う。 〈医療整備課〉
小児医療協議会 (再掲)	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。 〈医療整備課〉
小児救急医療啓発事業 (再掲)	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 〈医療整備課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
小児救急医療体制の整備（再掲）	<p>小児救急医療体制の整備を図る。</p> <p>1 初期救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児初期救急センター運営事業</p> <p>市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。</p> <p>②小児救急地域医師研修事業</p> <p>小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救急医療支援事業</p> <p>原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救命救急センター運営事業</p> <p>原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。</p> <p>②県こども病院及び各地域の救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。 〈医療整備課〉</p>
小児救急電話相談事業（再掲）	<p>夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 〈医療整備課〉</p>

I-3-② こどもの健康の保持増進

【現状と課題】

小児救急医療については、こどもが自分の症状を的確に伝えられない場合が多いこと、核家族化に伴いこどもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭でこどもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから多くの軽症者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されています。

全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の115.1（令和2年末時点での医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第47位の93.6（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実は重要な課題となっています。

定期予防接種は、各市町村が契約している医療機関で行われていますが、対象者の中には居住市町村以外のかかりつけ医である等、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方がいます。

また、食生活を支えるためには、歯・口腔の健康づくりが重要であり、乳幼児期や少年期のむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差がみられます。

むし歯の予防や治療の促進、歯周病の予防など広く歯・口腔の健康づくりを進めるとともに、食べ物をしつかり噛んで飲み込む力を養い、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

【施策の方向と具体策】

小児医療体制の充実を図ります

- ① こどもの病気について、保護者へ情報提供をするとともに、小児救急電話相談事業（# 8000）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- ② 小児科医等が夜間・休日に小児救急患者を受け入れる小児初期救急医療センターに対し助成します。
- ③ 二次医療圏単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる運営費に対し助成します。
- ④ 広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児医療拠点病院運営事業を実施します。
- ⑤ 原則として診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施します。
- ⑥ 千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院及び救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）15箇所において小児の三次救急医療を実施します。
- ⑦ 小児医療体制の整備や、千葉県保健医療計画の評価等について小児医療関係者と協議を行います。
- ⑧ こどもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養等で定期接種の機会を逃したこどもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。
- ⑨ 生涯を通じて歯科疾患を予防するため、乳幼児から高齢期までライフステージを通じて、ライフコースアプローチに基づく、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 〈医療整備課〉
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 〈医療整備課〉
小児医療協議会	小児医療体制の整備や研修及び啓発等について、小児医療関係者と協議を行う。 〈医療整備課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図る。</p> <p>1 初期救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児初期救急センター運営事業</p> <p>市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。</p> <p>②小児救急地域医師研修事業</p> <p>小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救急医療支援事業</p> <p>原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業</p> <p>小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制</p> <p>以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救命救急センター運営事業</p> <p>原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費と研修事業費についての補助を実施する。</p> <p>②県こども病院及び各地域の救命救急センター（県総合救急災害医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。</p> <p style="text-align: right;">〈医療整備課〉</p>
歯と口の健康週間及び「いい歯の日」普及啓発事業	<p>歯と口の健康週間（6月4日～10日）、いい歯の日（11月8日）を中心に、県民向け公開講座や歯・口腔への興味関心を深めるためのイベントの開催、歯科関係のコンクールの募集・表彰等を通じ、歯と口の健康に関する正しい知識を普及啓発する。</p> <p style="text-align: right;">〈健康づくり支援課〉</p>

I-3-③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

【現状と課題】

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたることで、身体面、精神面及び経済面で困難な状況に置かれている状態にあり、将来の展望に不安を抱えているこども・若者や家族への支援が求められます。

小児慢性特定疾病児童等及びその家族が必要な医療や支援を確実に、かつ、切れ目なく受けられるように、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図りながら支援を行っていくことが重要です。

慢性疾病・難病を抱えている児童・家族については、長期にわたり療養を必要としていることから医療費の負担が大きくなっています。

また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことが原因で、予防接種実施要領により定められた接種時期での接種機会を逃してしまう場合があります。

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがありますが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけではなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあります。時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。

突然の症状悪化により緊急対応を要する事例もあることから、アレルギー疾患のあるこどもやその保護者が、安心して暮らしていくよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

小児・AYA世代のがんについては、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から学童期、活動性の高い思春期・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、これらの世代のがんには、成人のがんとは異なる対策が求められます。

なお、国においては、こどもホスピスに関する調査研究を行い、こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める方針を示しています。

【施策の方向と具体策】

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を行います。

- ① 各保健所において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。
- ② 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めていきます。

- ③ 治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図ります。
- ④ アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めるとともに、アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、生活環境の改善を図っていきます。
- ⑤ アレルギー疾患有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います
- ⑥ 千葉県小児がん診療医療機関実態調査を継続的に実施し、調査結果の公表により、県内の小児がん診療体制に関する情報を提供するとともに、子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 らばがんなび」や千葉県ホームページに掲載し周知に努めます。
- ⑦ 小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催します。
- ⑧ 将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療にかかる費用の一部を助成します。
また、千葉大学医学部附属病院に「千葉県がん・生殖医療相談支援センター」を設置し、患者や医療機関等からの相談にワンストップで応じるとともに、妊娠性温存療法に関する普及啓発、医療機関間の連携促進を図ります。
- ⑨ 20歳から39歳までの末期がん患者が在宅療養するうえで必要な訪問介護サービス、福祉用具購入・貸与の利用料について、患者の一部自己負担分を除き、県と市での費用を負担し、患者およびその家族の負担の軽減を図る「千葉県若年がん患者在宅療養支援事業」を令和5年度から開始しました。
- 関係団体と連携し、市町村における助成制度創設が更に促進されるよう働きかけを行っていきます。
- ⑩ こどもホスピスについては、国の動向等を踏まえて、対応を検討します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容（担当課）
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各保健所において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。また、慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県小児慢性特定疾病対策地域協議会を開催する。 （疾病対策課）

事業名	事業の内容〈担当課〉
移行期医療支援体制整備事業	小児期に慢性疾患に罹患した患者が成人期を迎ても切れ目がない医療が受けられるよう、また疾患を理解し、自ら適切な健康管理を行えるよう支援する体制の整備を行う。具体的には、医療機関、患者・家族からの相談対応、研修会の開催、移行期医療支援連絡協議会の開催等を行う。 〈疾病対策課〉
予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃したこどもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用ができるよう推進する。 〈疾病対策課〉
アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。千葉県アレルギー相談センター（府内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。 〈疾病対策課〉
小児慢性特定疾患医療支援事業	慢性疾患で治療が長期にわたるような特定の疾患にかかっている児童について、治療方法の研究等に資する医療の給付等を行い、慢性疾患を持つ児童・家族の医療費負担の軽減を図る。 〈疾病対策課〉
小児がん支援事業	小児がん患者が可能な限り慣れ親しんだ地域で治療や支援、長期フォローアップが受けられる環境の整備を検討するため、小児がん診療医療機関実態調査を実施し、公表する。また、小児・AYA世代のがんに関する適切な知識と情報を提供するための講演会や患者家族、小児がん経験者等の交流の場となる交流会等を開催する。 〈健康づくり支援課〉
小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業	将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進する。 〈健康づくり支援課〉
若年がん患者在宅療養支援事業	若年末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅療養に必要なサービスの費用に対し、市町村が実施する助成事業に県が補助することにより、がん患者及びその家族の身体的・経済的負担を軽減し、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図る。 〈健康づくり支援課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

4 こどもの貧困対策

全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できるよう生活の安定に資するための支援、教育の支援、経済的支援等を推進する。



I－4－① こどもの貧困対策

【現状と課題】

- 令和4年の『国民生活基礎調査』(厚生労働省)の結果によれば、令和3年の我が国の子どもの貧困率は11.5%であり、およそ9人に1人の子どもが、平均的な所得水準の半分以下の生活を余儀なくされています。
- また、令和6年度の『千葉県子どもの生活実態調査』等の結果によれば、低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭の割合は22.5%となっており、これらの家庭の子どもは、自己肯定感や健康状態などが他の家庭に比べて低い傾向にある等、貧困が子どもに与える影響は依然として深刻な状況にあります。
- 全ての子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるようにするために、貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないとその他子どもがその権利利益を害され社会から孤立することのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策が必要です。

なお、対策に当たっては、親の妊娠・出産時から子どもが大人になるまでの段階に応じて切れ目なく支援が行われるようにすることや、貧困家庭を支える民間団体の活動への支援などにも留意する必要があります。

1 生活を取り巻く状況

(1) 相談支援

- 貧困状態にある家庭では、保護者が困ったときや悩みがあるときに相談できる相手がいなかつたり相談をためらいやすい傾向にあることから、こうした家庭が日常生活において心理的・社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において必要な助言や支援を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が必要です。また、相談したいと思っても、時間や場所の都合により相談できない家庭もあることから、相談窓口につながる機会を確保することにも留意する必要があります。
- 貧困は、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期など早い段階から雪だるま式に積み重なっていくことから、早期に課題を把握し早い段階から社会的孤立を防ぐための支援が必要です。

(2) 食・住生活

- 令和6年度の「千葉県子どもの生活実態調査」等の結果によれば、経済的な理由で公共料金等を払えなかった経験や食料・衣服を買えなかった経験のある家庭は、14.1%で、令和元年度に実施した「千葉県子どもの生活実態調査」(以下「令和元年度調査」)の結果(12.4%)に比べ1.7ポイント悪化しています。子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、食・住生活への支援が必要です。
- 貧困状態にある家庭では、睡眠や食事等の生活面に課題がみられる傾向にあることから、基本的な生活習慣や食生活の改善に向けた取組が必要です。また、子どもが十

分な食事がとれず、食品配付や食事提供等の支援を必要とする家庭もあり、フードバンクやこども食堂といった民間団体の活動についても推進が図られるよう、連携や支援を進めていく必要があります。

- 貧困家庭においては、家計に占める住居費の負担が大きいことから、住宅に関する支援が必要です。

(3) こどもの居場所

- 貧困状態にあるこどもは、自己肯定感が低く、相談や支援を求めるなどをためらいやすい傾向にあり、大人になってからも支援を求められず貧困が連鎖していくことがあります。このため、こどもの時から大人への信頼感を育みながら自己肯定感を高めていくことができるよう、こどもが安心して過ごせる居場所につながることが重要です。
- 一方で、貧困など様々な課題や事情を抱えたこどもは、自分から居場所を見つけ、誰かに助けを求めることが難しかったり、支援を求めるにためらいや抵抗感を感じることも想定されます。このため、こうしたこどもたちも気兼ねなく安心して利用できるような多様な居場所のあり方にも留意する必要があります。
- こうした居場所では、貧困状態にあるこどもを支援したり、支援の必要性に気づいて適切な支援につなぐ機能を果たしている実態もあり、居場所と支援機関の連携が図られることが重要です。

(4) 里親や児童養護施設等のこども

- 社会的養護を受けるこどもの多くは、精神的にも経済的にも親の支援を受けられない状況にあり、こうしたこどもたちが、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要です。

2 教育を取り巻く状況

(1) 就学支援

- すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、こどもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。また、本県の未来の担い手という観点からも教育の充実を図る必要があります。
- 貧困状態にある家庭では、こどもが学校の授業をわからないと感じたり、将来の夢や目標を持ちにくい傾向にあります。一方で、貧困状態にあっても、勉強を教えてもらう相手や場所があるので、授業の理解度が高まる傾向にある他、こどもの前向きな気持ちを育む効果も期待されることから、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援の充実が必要です。

(2) 学校との連携

- 貧困状態にある家庭では、学校に行きたくないと思ったことのあるこどもや1か月以上学校を休んだことのあるこどもが、その他の家庭に比べて多く、学校生活に課題を感じているこどもが多い傾向にあります。
- 学校はこどもに関する情報が集まる場でもあることから、スクールソーシャルワーカーや地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体等が中核となり、放課後児童クラ

ズや放課後子供教室、地域福祉との様々な連携を生み出しながら、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげていくことができるプラットフォームとしての機能が期待されます。

この際、学校の中で教員等の学校関係者が支援を行うのか、学校という場所を使って地域の支援者が支援を行うのか、学校とつながりながら学校の外で地域の支援者が支援を行うのか、さらに通信制高等学校やインターネット授業などの学校に出向く機会の少ない場合など、地域の実情に応じてプラットフォームのあり方は多様であることに留意する必要があります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等の中退率は、全世帯のこどもの2倍以上となっており、将来の貧困を予防する観点から、高等学校等の中退を防止するための支援や、中退した後であっても継続的にサポートしていくことが必要です。また、教育の機会均等を保障するため教育費負担の軽減を図る必要があります。

3 保護者の就労を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭においては、正規職員の保護者の割合が低く、世帯収入が低い傾向にあります。保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿にこどもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たっても大きな教育的意義があります。
- 保護者の自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況に応じた就労支援の充実が必要です。
- 一方、貧困状態にある家庭では、家庭内でのこどもと大人との関わりが他の家庭に比べて少ない傾向にあり、子育てと就業の両立にも留意する必要があります。

4 経済的負担を取り巻く状況

- 貧困状態にある家庭では、公共料金や学校の給食費・学用品費を払えない経験や経済的理由によりこども及び保護者の医療機関を受診することができない割合が、他の家庭に比べて高くなっています。一方で、各種の公的扶助制度について、利用の仕方や制度を知らないという家庭があります。
- 貧困状態にある家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は不可欠であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするための相談支援体制の整備が必要です。

また、こうした経済的支援は、相談支援や生活支援なども含めた様々な支援を組み合わせることにより効果的な支援が図られることが重要です。

- 母子家庭においては、経済的困難を抱える家庭が多い一方、養育費を受け取っていない家庭も多く、養育費の取り決めや取得に関する支援が必要です。

5 切れ目のない支援

- 貧困が継続している場合、途中から貧困になった場合に比べて、こどもの自己肯定感が低く、将来のために今頑張りたいと思えなかったり、保護者自身が配偶者から暴

- 力を振るわれたり自殺を考えたことがあることや、相談相手のいない割合が高い傾向にあることから、貧困による様々な生活上の困難は早い段階から積み重なっていくという認識のもと、早期に課題に「気づき」、適切な支援に「つなぐ」必要があります。
- こどもの貧困対策を推進するに当たっては、行政や民間団体等による支援策と、支援が必要なこども・家庭とを「つなぐ」ための体制整備が必要です。また、支援につなぐために、まずは支援が必要なこども・保護者・家庭への「気づき」が重要です。
 - 「気づき」の機会は、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、こども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあるといえます。その際、持ち物や外見ではわからない、他人の目を気にして貧困であることを本人が隠してしまうなど、表面には出てこない貧困があることに留意し、それに「気づく」必要があります。
 - 必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなど、支援に関する情報が届かない、アクセスできない家庭に対して、積極的に情報提供を行うことが必要です。また、保護者だけでなくこどもに対しても、直接、高等教育の修学支援制度など、将来を切り開いていくために必要な支援制度について、早期に情報を提供していくことが必要です。
 - 学校においては、スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できる環境を整備し、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域と連携する体制を構築することが重要です。
 - 貧困状態にある家庭の中には、保護者の心身の健康状態がよくないことや、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれないこども（ヤングケアラー等）が、その他の家庭に比べて多い傾向にある等、貧困だけではない複合的な課題を抱える家庭もあることから、こどもを取り巻く行政機関が、「貧困」に対する当事者意識を持ち連携すること、また専門職同士がお互いの専門性を理解して連携することが求められます。
 - 支援のために必要な資源や事業が十分にない地域や、隣接する市町村の地域で提供されるサービスの方が利用しやすい地域に住むこども達の支援について、地域をまたいだ支援を実現させるなど、県には広域的な調整が求められます。

6 社会の理解

- 貧困状態にある家庭では、こどもと保護者ともに自己肯定感が低く、学校や支援機関などへの相談をためらう傾向にあることから、貧困の状況下にあっても自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会づくりが必要です。そのためには、こどもに関わる周りの大人がこどもの貧困に気づくことができるよう、裾野を広げる取組が求められます。
- また、貧困への気づきを促していく上では、ひとり親世帯、親の健康状態がよくない世帯、介護の必要な方のいる世帯、外国籍であるなどにより親が日本語の不自由な世帯、困窮度が高いふたり親世帯など、困窮世帯は多様であることにも留意する必要があります。

7 若者の貧困

- 令和4年度「学生生活調査」(独立行政法人日本学生支援機構)によれば、大学学部(昼間部)に通学する学生のうち、家庭からの給付のみでは修学不自由・修学困難な学生が31.5%おり、また、55.0%の学生が奨学金を受給しているほか、経済的に勉強を続けることが難しいと感じている学生が一定数います。特に18歳以上の若者は、こどもや子育て世帯を対象とした公的支援が途切れる等、家計が厳しくなること想定されることから、修学を継続できるよう、民間団体等との連携を含めた支援が必要です。
- 令和5年「労働力調査」(総務省)によると、令和5年のいわゆるフリーターは134万人、15歳から44歳までの無業者は96万人、と、不安定な生活を送っている若者が多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。
- 令和4年4月から実施された成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者被害を未然に防止するためにも、若年者への消費者教育を推進する必要があります。
- 生活困窮、DV、家庭環境破綻などの困難な問題を抱える若年女性の中には、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活体験等から、自ら助けを求めずに潜在化しやすく、支援対象として見えてこない女性もいます。こうした若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげることが必要です。

(関連データ)

生活困難層（困窮層・周辺層・一般層）の状況

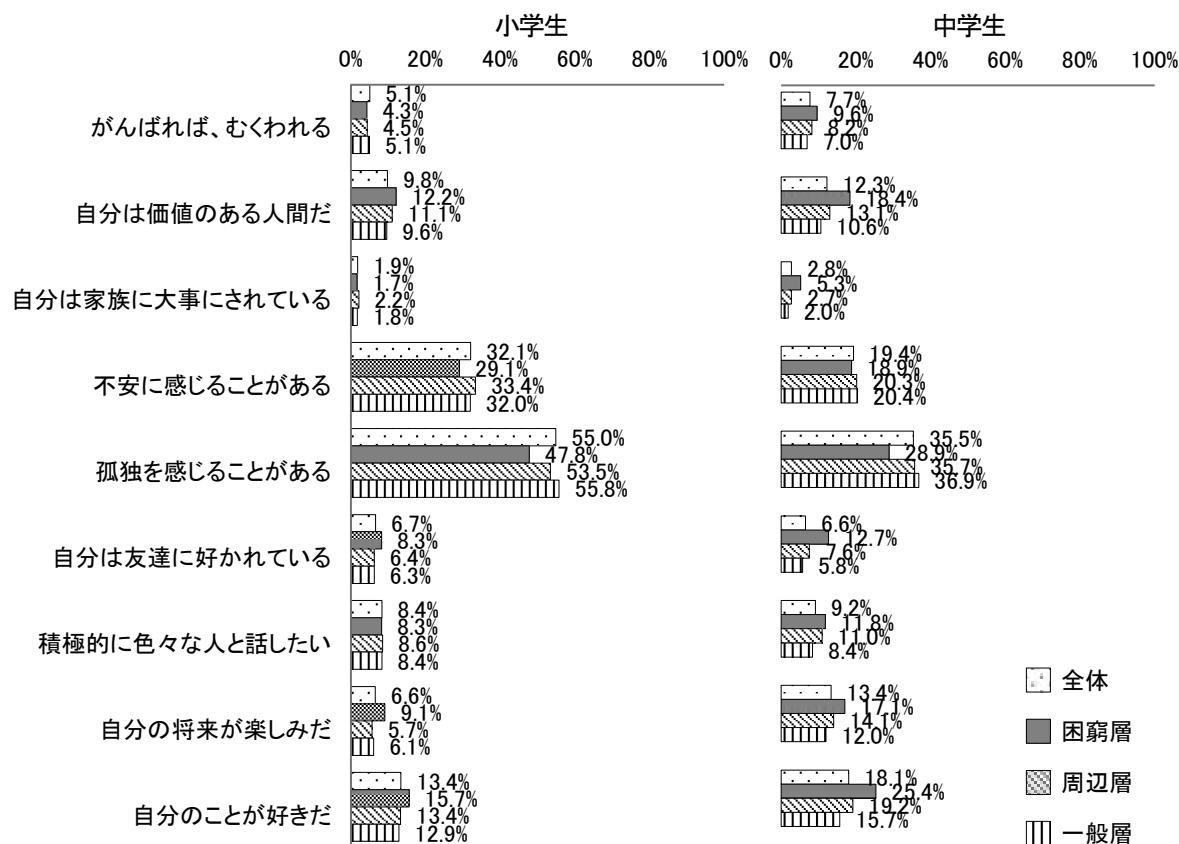
	全体		小学5年生		中学2年生	
	人	割合	人	割合	人	割合
困窮層 (a)	522	9.7%	264	9.0%	257	10.4%
周辺層 (b)	694	12.8%	360	12.3%	333	13.4%
小計 (a+b)	1216	22.5%	624	21.4%	590	23.8%
一般層 (c)	4190	77.5%	2297	78.6%	1890	76.2%
合計 (a+b+c)	5406	100.0%	2921	100.0%	2480	100.0%

資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等(※)抜粋(令和6年度)

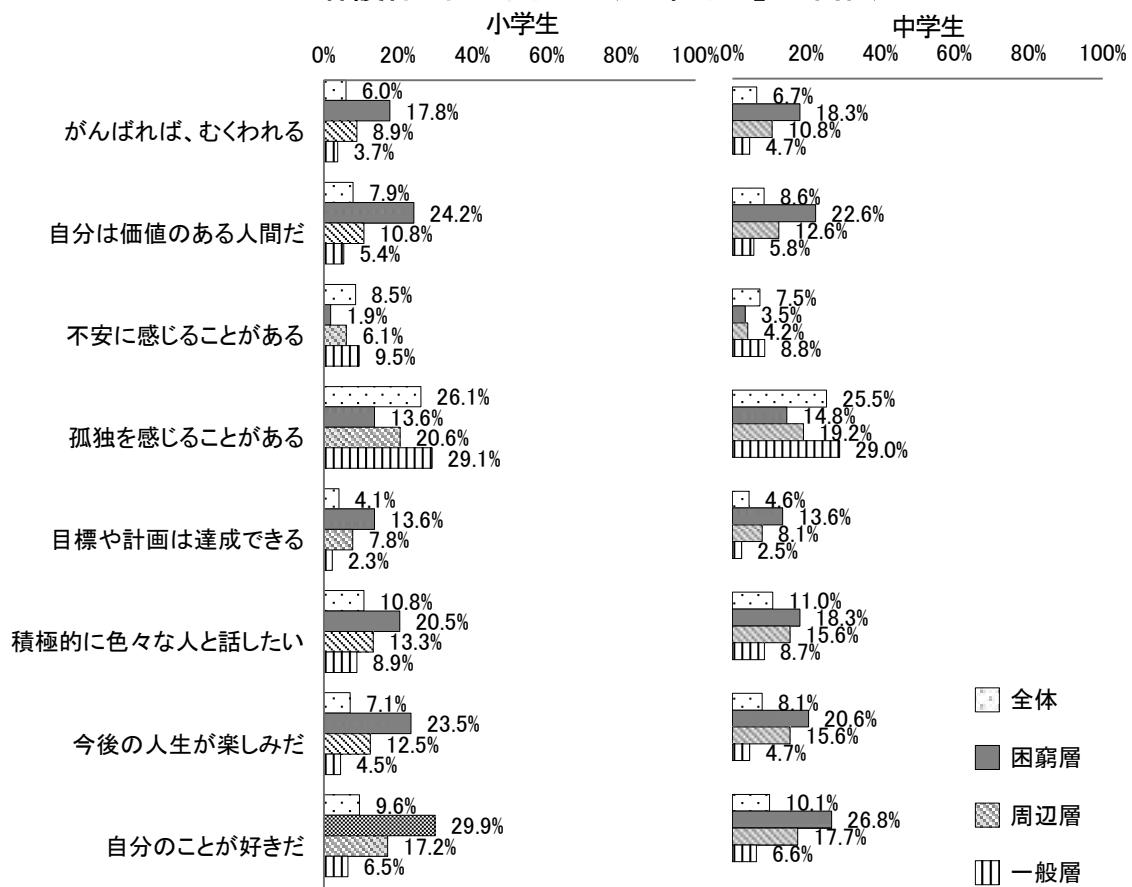
- ※ 令和6年度に、県内15市町村(柏市、成田市、旭市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、匝瑳市、山武市、多古町、睦沢町、長生村)の公立学校に通学する小学校5年生及び中学校2年生とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援等の利用状況等を把握するために実施したアンケート調査。本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

なお、調査対象15市町村のうち君津市については、同市が令和6年度に「君津市こどもの生活状況調査」を県調査と同様の設問を含める形で実施しており、本計画には、君津市の調査結果と県調査の結果を統合した集計・分析果を掲載している。

子どもの自己肯定感（「思わない」の割合）

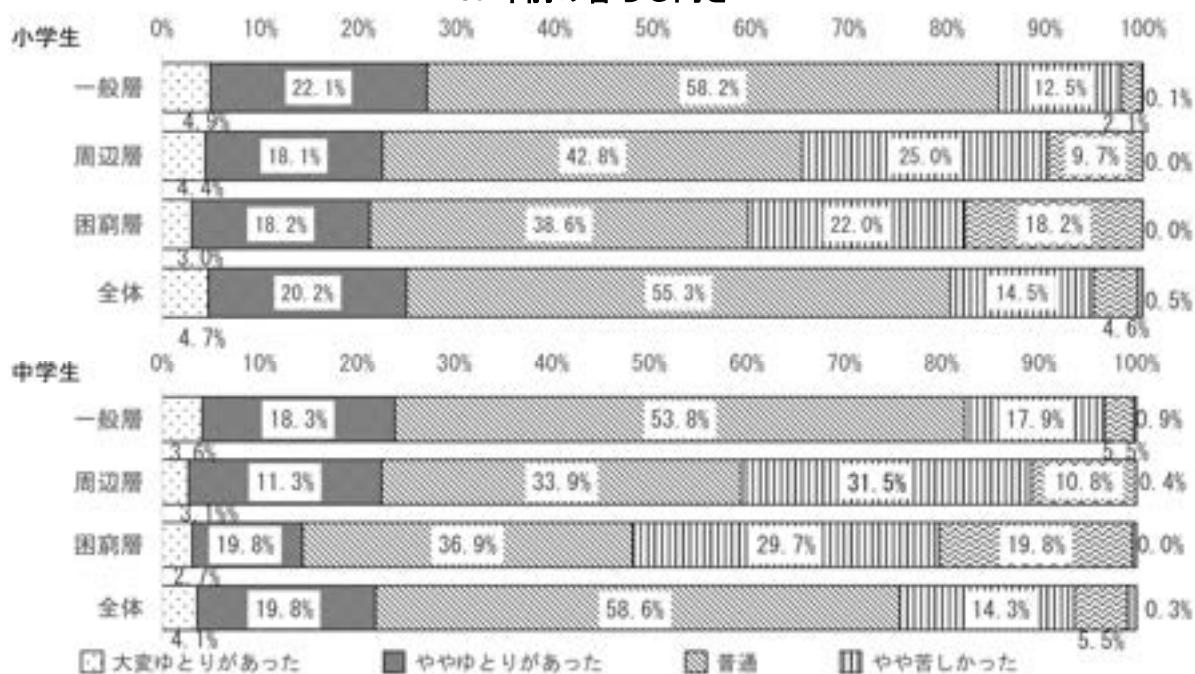


保護者の自己肯定感（「思わない」の割合）



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県子どもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）

10年前の暮らし向き



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋（令和6年度）

【施策の方向と具体策】

1 生活の安定に資するための支援を推進します。

(1) 相談支援

- ① 貧困状態にあるこどもたちやその保護者が、地域において必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等の体制整備や充実を図ります。
- ② AIを活用した福祉相談チャットを設置し、時間や場所を問わず相談ニーズに応じた相談支援機関窓口を案内する仕組みの構築を図ります。
- ③ 予期しない妊娠に際し安心して相談できる窓口を設置し相談支援を行うとともに、市町村のこども家庭センター等での面談等を通じて早期に課題を把握し、早い段階から社会的孤立を防ぐための取組を支援します。
- ④ 乳幼児期の早期の段階において貧困の端緒をみつけ、支援につなげる方策を検討します。

(2) 食・住生活への支援

- ① こどもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、基本的な生活習慣の改善や食・住生活への支援を図ります。
- ② フードバンクやこども食堂といった食の支援に取り組む民間団体の活動の推進を支援します。

(3) 居場所と支援の連携

- ① 貧困などの困難を抱えるこどもであっても安心して過ごすことができ、必要に応じて適切な支援につなぐことができる居場所づくりを検討します。
- ② こどもの居場所において、支援が必要なこどもに気づいたときに、適切な支援につなぐことができるよう、居場所と支援機関の連携を進めます。

(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援

- ① 家庭で適切な養育が受けられないこどもたちが、できる限り家庭的な環境で心身ともに健やかに養育されるよう、里親家庭やケア単位が小規模化された施設で養育を行うとともに、こうしたこどもたちが社会人として自立するための支援を行います。

2 教育の支援を推進します。

(1) 就学支援の充実

- ① すべてのこどもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられるよう、就学支援に関する取組を推進します。
- ② 生活困窮世帯のこどもに対する学習支援を推進します。

(2) 学校を核としたこどもへの支援

- ① 貧困状態にあるこどもが学校生活等における悩みの相談をためらわぬよう、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談しやすい体制の整備を図ります。
- ② 学校においてスクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮できるよう、職務への理解を深め、実践的な活動研究を行う研修の実施などにより、一人一人の資質の向上を図るとともに、配置の工夫などにより、更なる教育相談体制の充実に努めます。また、市町村の福祉部門や児童相談所、更には地域との連携を進めます。

③ こどもたちを支援につなげていくために、学校関係者やこどもをとりまく関係者が、生活困窮者自立支援制度等の支援制度や支援機関等の情報を認識できるようにするために、支援情報等をまとめたガイドブックの周知を図るとともに、支援制度の改正等を踏まえ、適宜情報更新を図ります。

(3) 高等学校等の中退予防・中退後の支援

- ① 高等学校等の中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを行います。
- ② 中退したこどもが学び直しの機会を確保できるよう、教育費負担の軽減を図ります。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を推進します。

- ① 保護者自身の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。
- ② 保護者がより良い雇用形態や安定的な収入を確保できるよう、職業生活の安定と向上を支援するとともに、子育て支援施策やひとり親家庭支援施策も含め、保護者が子育てと就業を両立できるよう、その家庭をサポートする施策の推進を図ります。

4 経済的支援を推進します。

- ① 生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、必要な世帯が確実に活用できるようにするため、相談支援体制の整備を進めます。
- ② ひとり親世帯における養育費の取り決めや取得に関する相談支援を行います。

5 支援につなぐ体制整備を推進します。

- ① 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるため、特に、こども達の身近にいる保育士等の関係者に対するこどもの貧困への気づきに関する研修を行います。
- ② 支援の必要性に気づき、その気づきを適切に支援につなげるため、幼稚園、保育所、学校等の現場で使える、「気づき」のためのチェックシートや、支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなどの「気づき」「つなぐ」ためのツールについて、改良の検討や活用のための周知を図ります。
- ③ こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているスマートフォンを活用し、SNSやメールなどの方法により効果的に情報を発信したり、制度利用のための手続きへつないでいくことなどの方策を検討します。
- ④ 貧困だけでなく複合的な課題を抱える家庭（ヤングケアラー等）に対し、様々な分野の行政機関や支援機関が連携して情報共有や支援を進めるため、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業による「支援会議」等の分野横断的に情報共有を行う仕組みが推進されるよう、市町村に対し生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業に関する取組事例の共有を行います。
- ⑤ 実施自治体に不足又はばらつきがある市町村事業等について、必要に応じて、実施自治体の事例を紹介する等により実施を働きかけるほか、事業実施に当たっての課題を分析し、制度の改善を国に要望する等、市町村支援の取組を進めます。

6 支援をひろげるための取組を推進します。

- ① 貧困の状況下にあっても、その当事者であるこどもと保護者が自ら相談しようと思える、SOSを上げられる社会環境を醸成するため、「こどもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、国、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者であるこどもとその家庭にも浸透するよう、こどもの貧困に対する社会の理解を促進するための取組を進めます。
- ② こどもに関わる周りの大人がこどもの貧困に気づくことができるよう、様々な関係者を対象とした研修等の取組を進めます。

7 若者への支援を推進します。

- ① 若者への食料支援にも取り組むフードバンク等民間団体の活動の推進を支援します。
- ② 高等教育の修学支援新制度の機関要件を確認した県所管の学校について、県ホームページ等により周知します。
- ③ 若者一人ひとりの個性や適性に応じて、正社員として仕事に就くまでの支援をワンストップで実施します。また、各種セミナーや若者と企業の交流イベントなど、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。
- ④ 若年無業者の職業的自立に向けた相談体制の充実を図るとともに、就職に向けた各種プログラムの提供を行います。また、若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。
- ⑤ 成年年齢引き下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進を図ります。
- ⑥ 若年女性について、支援の手があることを呼びかけ、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援につなげるための取組を推進します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
1 生活の支援	
(1) 相談支援	
生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関に結びつける。<健康福祉指導課>
生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	生活困窮者に対し、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、家計管理の能力の向上を図る。<健康福祉指導課>
生活保護法・生活困窮者自立支援法を担当する職員・相談支援員等に対する研修	生活保護世帯の支援に当たる職員や、生活困窮者自立支援制度における相談支援員等の資質の向上のための研修を実施する。<健康福祉指導課>

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
中核地域生活支援センター事業	県が県内13箇所に設置する中核地域生活支援センターが提供する福祉の総合相談につながった「家族の悩み」について、相談者のニーズだけでなく、家族のニーズも視野に入れた支援を実践する。 〈健康福祉指導課〉
A I を活用した福祉相談窓口案内事業	生活困窮や子育ての悩み、高齢者や障害者等の支援を必要とする方など、県民の福祉相談に対し24時間365日自動応答し、相談先を案内するA I を活用したチャットを導入し、相談窓口を探す方の負担を軽減する。 〈健康福祉指導課〉
民生委員・児童委員への研修	地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員に対し、こどもや子育て家庭に関する諸課題についての理解を深めるための研修を実施し、子育て家庭に対する相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化を図る。 〈健康福祉指導課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の運営等に対し補助を行う。 また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援する。 〈児童家庭課〉
ひきこもり地域支援センター（再掲）	ひきこもりに関する相談窓口として、「ひきこもり地域支援センター」において、本人及び家族等からの電話相談に応じるとともに、必要に応じ面接による相談やアウトリーチ（訪問支援）を実施する。 〈精神保健福祉センター〉
子ども・若者育成支援推進事業（子ども・若者総合相談センター）（再掲）	ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者（概ね39歳まで）や、その保護者等がまず初めに相談できる窓口として、電話相談、面接相談等を行い、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な支援機関等の紹介を行う。 〈県民生活課〉
ちば地域若者サポートステーション事業（再掲）	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
母子・父子自立支援員による相談の実施（再掲）	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援員に対する研修（再掲）	ひとり親家庭等の相談支援体制を充実させるため、母子・父子自立支援員などの相談支援に携わる職員への研修を実施する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）（再掲）	ひとり親家庭の父母の家事や育児等の生活一般に関する相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供の実施や、ひとり親家庭同士の交流を図るために場を設けること等により、ひとり親家庭の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 〈児童家庭課〉

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、さまざまな事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関やこども家庭センターなどの支援機関へ同行するなど、支援を行う。 〈児童家庭課〉
こども家庭センター支援事業 (再掲)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うために、職員に対し研修を行い、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
母子保健指導事業 (再掲)	安心で安全な妊娠や出産、育児のために市町村が実施する両親学級や健康診査等母子保健サービスの更なる充実を図るために、母子保健従事者に対し研修会を開催し支援の充実を図る。 〈児童家庭課〉
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図る。 〈児童家庭課〉
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感など様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、家庭を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行う。 〈児童家庭課〉
保育士等キャリアアップ研修事業 (再掲)	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員等研修 (再掲)	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
(2) 食・住生活への支援	
「早寝早起き朝ごはん」国民運動 (再掲)	こどもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させ、読書や外遊び・スポーツなど様々な活動にいきいきと取り組んでもらうとともに、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ちば食育活動促進事業 (再掲)	健康な食生活を実践するとともに、食を支える人々への感謝の気持ちや理解が深まるよう食育を進めるため、府内関係各課、市町村、関係団体及び企業・ボランティア等との連携・協働による広報・啓発活動や体験活動等による食育推進を図る。 〈環境農業推進課〉
生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金・総合支援資金)	収入の減少などにより生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付を実施する。 〈健康福祉指導課〉
フードバンク活動支援事業	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県こども食堂サポートセンター事業 (再掲)	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 〈児童家庭課〉

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 <健康福祉指導課>
県営住宅における子育て世帯への優遇措置 (再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 <住宅課>
住宅セーフティネット制度 (再掲)	高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅の登録及び居住支援法人の指定、あんしん賃貸協力店の登録を行い、情報提供を行う。 <住宅課>
母子生活支援施設 (再掲)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために、その生活を支援する。 <児童家庭課>
(3) 居場所と支援の連携	
千葉県こども食堂サポートセンター事業 (再掲)	こどもに無料又は安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂のネットワーク構築等を支援する。 <児童家庭課>
課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業	貧困をはじめ、困難な状況におかれている子どもを早期に把握し、福祉的な支援につなげていくため、高等学校、中核地域生活支援センター、福祉団体等が連携して校内に相談しやすい環境を構築する。 <健康福祉指導課>
(4) 里親や児童養護施設等のこどもへの支援	
里親等への委託の推進 (再掲)	様々な理由により、家庭で保護者等と一緒に生活できない子どもたちが、家庭と同様の環境で養育されるように、里親の新規開拓や資質向上、養育支援等に取り組み、里親やファミリーホームへの委託を推進する。 <児童家庭課>
児童養護施設、乳児院等の機能強化 (再掲)	児童養護施設や乳児院等の施設についても、できる限り家庭に近い環境を実現し、子どもたちにより専門的な支援ができるように、施設の整備や人材の確保・育成を支援するなど、機能強化を図る。 <児童家庭課>
社会的養護自立支援拠点事業 (児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業) (再掲)	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。 <児童家庭課>
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (再掲)	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 <児童家庭課>
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度 (再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 <児童家庭課>

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
2 教育の支援	
(1) 就学支援の充実	
幼児教育・保育の無償化（再掲）	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。<学事課、子育て支援課>
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等＊に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 ＊特定教育・保育施設等 市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいう。
特別支援教育就学奨励費	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。<教育庁財務課>
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。<健康福祉指導課>
小・中学生の就学援助制度（学用品費等、学校給食費、医療費）（再掲）	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 <教育庁財務課、教育庁保健体育課>
公立学校給食費無償化事業	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 <教育庁保健体育課>
奨学のための給付金	
千葉県奨学資金の貸付制度	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金（授業料の減免）による支援を実施する。<教育庁財務課>
高等学校等就学支援金	
高等学校等授業料減免制度	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業	県立高等学校の夜間定時制課程に在籍する生徒の経済的負担の軽減を図るため、夕食費の一部を助成（補助）する。<教育庁保健体育課>
私立高等学校等奨学のための給付金	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。<学事課>
私立高等学校入学金軽減事業	
私立高等学校等授業料減免事業	
私立高等学校等就学支援金	

事業名	事業の内容〈担当課〉
生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金 の貸付	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等の子どもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
生活困窮者自立支援法 による子どもの学習・ 生活支援事業	生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実を図る。 〈健康福祉指導課〉
ひとり親家庭等生活向 上事業(子どもの生活・ 学習支援事業)(再掲)	ひとり親家庭等の子ども等に対して、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館や公民館等において、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等を行うことにより、子どもの学ぶ機会を提供し、ひとり親家庭の子ども等の生活の向上を図る。 〈児童家庭課〉
(2)学校を核とした子どもへの支援	
スクールソーシャルワ ーカーの配置(再掲)	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。
スクールカウンセラー の配置(再掲)	また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。
教育相談に関する教員 の資質向上を図る研修 の実施(再掲)	〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備) (再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
教育相談事業(再掲)	千葉県子どもと親のサポートセンター等において、学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、児童生徒や保護者等の個々の状況に応じて、相談活動を通して支援・援助を行う。 〈教育庁児童生徒安全課〉
放課後子供教室推進 事業(再掲)	こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、全ての児童を対象として、学習や体験・地域住民との交流活動などを提供する放課後子供教室の設置・運営に関する経費に対して助成する。また、放課後児童クラブとの一体的な実施及び運営のための指導スタッフ等の研修会を実施する。 〈教育庁生涯学習課〉
(3)高等学校中退の子どもに対する支援	
ちば地域若者サポート ステーション事業 (再掲)	就職先が決まらないまま高等学校を卒業した若者や高等学校中退者等に対して、個別相談やセミナー等を実施し、職業的自立に向けた支援を行うことにより、早期の自立・進路決定を図る。 〈雇用労働課〉
公立高等学校学び直し 支援金制度	高等学校等を中途で退学した子どもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直 し支援金	

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
3 保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
(1) 保護者の職業生活の「安定」に資するための就労の支援	
生活保護法・生活困窮者自立支援法による就労支援事業・就労自立給付金	生活困窮者や生活保護を受けている者に対し、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、安定した職業に就いたことにより生活保護を必要としなくなった者に対し、就労自立給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会を開催するほか、県内各地での出張セミナーを市町村と共に催すなど、各種の就労支援を実施する。 〈雇用労働課〉
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離転職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練を実施する。 〈産業人材課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業 (再掲)	子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供することができるよう、就業支援を行う。 〈児童家庭課〉
母子・父子自立支援プログラム策定等事業 (再掲)	ひとり親家庭の親の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づき「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施する。 〈児童家庭課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付 (再掲)	ひとり親世帯等の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支援度資金や事業開始資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
(2) 保護者の職業生活の向上に資するための就労の支援	
生活保護法による生業扶助	生活保護を受けている者に対し、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費等を支給する。 〈健康福祉指導課〉
母子家庭等自立支援給付金事業 (再掲)	就職や転職に向けて自主的に職業能力開発を行うひとり親家庭の親に対し、その受講料や生活の負担を軽減するための給付金を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (再掲)	ひとり親家庭の親の修学を容易にするため、母子家庭等自立支援給付金のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行う。 〈児童家庭課〉
放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 (再掲)	働きながら子育てをしている保護者が、安心して働き続けることができ、こどもが遊びや生活を通じてすこやかに成長・発達できる場として、放課後児童クラブの設置や運営、その経費に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
子育て短期支援事業 (再掲)	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 〈児童家庭課〉
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	地域における多様な育児ニーズ等に対応するため、保育所の送迎、時間外の保育等の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員からなるファミリー・サポート・センター事業を促進する。 〈子育て支援課〉

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
4 経済的支援	
生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金・総合支援資金) (再掲)	収入の減少などがあり、生計維持のための貸付が必要な世帯に対し、生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
生活困窮者自立支援法による住居確保給付金(再掲)	離職や、休業による収入減少等により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に住居確保給付金を支給する。 〈健康福祉指導課〉
県営住宅における子育て世帯への優遇措置(再掲)	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯の入居者資格について緩和するとともに、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯は入居抽選時に一般世帯より当選確率が高くなるよう配慮する。 また、18歳未満の子どもを扶養している世帯及び里親に委託されている児童がいる世帯のみが、申込することができる子育て世帯限定住宅を提供する。 〈住宅課〉
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(再掲)	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 〈児童家庭課〉
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度(再掲)	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 〈児童家庭課〉
幼児教育・保育の無償化(再掲)	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所・認定こども園・幼稚園等の利用料に対し補助を行う。 〈学事課、子育て支援課〉
実費徴収に係る補足給付(再掲)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入、行事への参加に要する費用等及び幼稚園に通う子どもの給食費を市町村が助成した場合に、市町村に対する補助を行う。 〈子育て支援課〉
特別支援教育就学奨励費(再掲)	特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。 〈教育庁財務課〉
生活保護法による教育扶助、生業扶助、進学・就職準備給付金(再掲)	生活保護を受けている世帯の子どもに対する、小学校及び中学校での教材費やクラブ活動費、給食費等の支給、高等学校等に進学する際の入学料、入学検査料や就学中の授業料、教材費や部活動費用の支給、大学進学等を支援するための一時金の支給を行う。 〈健康福祉指導課〉
小・中学生の就学援助制度(学用品費等、学校給食費、医療費)(再掲)	貧困の状態にある子どもの就学に係る経済的負担を軽減するため、居住する市町村において就学援助制度による就学援助を行う。 〈教育庁財務課、教育庁保健体育課〉
公立学校給食費無償化事業(再掲)	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 〈教育庁保健体育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
奨学のための給付金 (再掲)	経済的な理由により公立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、奨学のための給付金の支給及び奨学金の貸付け、就学支援金(授業料の減免)による支援を実施する。 〈教育庁財務課〉
千葉県奨学資金の貸付制度 (再掲)	
高等学校等就学支援金 (再掲)	
高等学校等授業料減免制度 (再掲)	
夜間定時制高等学校夕食費補助事業 (再掲)	経済的な理由により、定時制課程（三部制の場合は夜間部）のある県立高等学校での就学が困難な高校生に対し夕食費の一部を補助する。 〈教育庁保健体育課〉
私立高等学校等奨学のための給付金 (再掲)	経済的な理由により、私立高等学校等での修学が困難な高校生等に対し、給付金の支給や授業料の減免を行う。 〈学事課〉
私立高等学校入学金軽減事業 (再掲)	
私立高等学校等授業料減免事業 (再掲)	
私立高等学校等就学支援金 (再掲)	
生活福祉資金貸付制度 (教育支援資金) (再掲)	経済状況に関わらず安心して学べるよう、高等学校、大学等に入学及び就学する資金を必要とする生徒・学生に対し、生活福祉資金の就学支度費及び教育支援費の貸付制度の促進を図る。 〈健康福祉指導課〉
母子父子寡婦福祉資金の貸付 (再掲)	修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等のこどもに対して、修学資金等の貸付けを実施する。 〈児童家庭課〉
公立高等学校学び直し支援金制度	高等学校等を中途で退学したこどもが、再度、高等学校等に入学して学び直しをする機会が確保されるよう、私立を含めた定時制高校・通信制高校に関する情報提供の充実を図り、併せて、授業料相当額の経済的支援を実施する。 〈教育庁財務課、学事課〉
私立高等学校等学び直し支援金	
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当を支給する。 〈児童家庭課〉
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るために、医療費等の助成を行う。 〈児童家庭課〉
母子家庭等就業・自立支援センター事業	両親の離婚後、こどもの権利である養育費が適切に支払われるよう、養育費取得に向けての相談支援を行う。また、確実に養育費の取り決めがなされるよう、離婚前の相談支援や、近隣での相談を希望する方に対して移動相談を実施する。 〈児童家庭課〉
5 支援につなぐ体制整備	
保育士等キャリアアップ研修事業 (再掲)	保育現場においてリーダー的役割を担う保育士等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼稚園等において初任者や中堅教諭等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈教育庁学習指導課〉
放課後児童支援員等研修 (再掲)	放課後児童支援員として、放課後児童クラブに従事しようとする者等に対し、こどもの貧困に対する気づきと対応等について研修を行う。 〈子育て支援課〉

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	学校等に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、子どもやその保護者への支援の充実を図る。また、いじめや不登校、高校中退等の問題解決のため、関係部局機関、民間支援団体等と連携した取組の充実を図る。
スクールカウンセラーの配置（再掲）	
教育相談に関する教員の資質向上を図る研修の実施（再掲）	〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、親の孤立化防止、子を持つ親が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
気づきのためのチェックシート、支援につなぐガイドブック	幼稚園、保育所、学校等の現場で使える気づきのチェックシートや支援が必要な子どもを具体的な支援につなぐためのガイドブックなど「気づき」「つなぐ」ためのツールの活用を促進する。 〈健康福祉指導課〉
ヤングケアラー支援体制強化事業（再掲）	①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。またより気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。 ③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。 ④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。 〈児童家庭課〉
市町村の包括的相談支援体制の普及促進	市町村の包括的相談支援体制の構築を推進するため、県社会福祉協議会と連携し、先進事例の紹介や、研修等を実施し、市町村の体制構築を支援する。 〈健康福祉指導課〉
6 支援をひろげるための取組	
子どもの貧困に関する周知啓発	貧困状態にある子どもや家庭が、相談しやすい社会環境を醸成するため、「子どもの貧困は家庭の責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である」との認識を、地方公共団体、民間の企業・団体のみならず、当事者である子どもとその家庭も含めた啓発を行う。 〈健康福祉指導課〉
7 若者への支援	
フードバンク活動支援事業（再掲）	企業等の協力を得て生活困窮者等に対し食品を無料で提供するフードバンク活動を推進するため、フードバンクのネットワーク構築等を支援する。 〈健康福祉指導課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
ジョブカフェちば事業 (再掲)	若者の正社員としての就労を促進するため、「ジョブカフェちば」を運営し、各種就職支援セミナー、個別相談、若者と企業の交流イベントなどの総合的な就労支援を行う。 〈雇用労働課〉
ちば地域若者サポートステーション事業(再掲)	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者(ニート等)の職業的自立を支援する。 〈雇用労働課〉
消費者教育啓発事業 (再掲)	教育現場における実践的な消費者教育を実施するため、会議や教員向け研修会を実施する。また、関係機関・団体等と連携し、消費者教育に係る各種情報の収集、消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資材の作成等を行い、消費者教育に係る、多種多様な内容をわかりやすく提供できる体制の整備に努める。 〈くらし安全推進課〉
困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。 〈児童家庭課〉
困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、電話やメール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。 〈児童家庭課〉

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

5 障害のあるこどもや若者への支援

障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる社会づくりを進める。



I-5-① 障害のある子どもの療育支援体制の充実

【現状と課題】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児等が増加するとともに、その実態が多様化しており、個々の子どもの心身の状況等に応じて適切な支援を受けられる環境の整備が重要な課題となっています。

発達障害のある子どもに対しては、できるだけ早期に切れ目なく支援を行うことが重要であり、対応できる相談機関の確保や専門職の育成に加えて、発達障害の診療と対応を適切に行うことができる医療機関の確保が求められています。

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムや、発達障害のある子どもを育てた保護者の経験やノウハウを活用した家族支援を推進するとともに、アセスメントツールの導入の促進と、その適切な活用方法の啓発が必要です。

また、障害のある子どもに対しては、障害のない子どもと可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

障害のある子どもの自立と社会参加を見据えて、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすインクルーシブ教育システムの構築を目指し、教育内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

また、障害のある子どもが適切な環境で教育・保育が受けられるようにするための整備が必要です。

一方、特別支援学校での教育に対する期待や信頼感の高まりから、特別支援学校の在籍者数が急激に増加したため、知的障害特別支援学校を中心に、過密状況が続いている。

令和3年9月には特別支援学校設置基準が公布されたことから、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要があります。

また、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実が求められます。

2 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められています。そこで、障害の有無等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要です。

また、障害のある子どもたちが、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要があります。

障害のある子どもの学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実や、就労の機会が提供される必要があります。

中学校や高等学校に在籍している障害のある子どものキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ること、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供していくことが必要です。

障害者の就業意欲、企業側の採用意欲双方が高まっている中で、必要な訓練機会の確保、一層の就職支援が不可欠です。

【施策の方向と具体策】

1 障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めます。

- ① 障害のある子どもが、乳児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中心とした地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ② 医療的ケア児等の支援に関しては、医療的ケア児等支援センターにおいて、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援体制の構築を支援します。
- ③ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター（C A S）と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。

また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。

- ④ 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の学校等への支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 保育所・幼稚園等が、障害のある子どもを受け入れできるよう体制の整備を図り、市町村が保育所等の利用調整をするに際して、優先的な配慮事項とするよう促します。
- ⑥ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図るとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の子どもに応じた切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ⑦ 特別支援教育に関する研修の充実を図り、特別支援教育に関する教員の専門性の向上を図ります。
- ⑧ 第3次特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密状況への対応を進めるとともに、設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう計画的に整備を進めています。

2 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実を図ります。

- ① 障害のある子どもの学校卒業後の暮らし^がが豊かなものとなるよう関係機関が連携し、企業側へ働きかけることにより、障害者雇用の促進を図ります。
- ② 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加とともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、一人一人の特性やニーズに応じた職業能力開発の機会を提供し、就労を支援します。
- ③ 障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。
- ④ 障害のある子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。
- ⑤ 学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進め、特別支援学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関係機関との連携を深めていきます。
- ⑥ 社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸長していくことができるよう、在学中から生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後における学びの場の普及促進に取り組みます。
- ⑦ 障害者の生活の質の向上や社会参画を目指し、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害に対する理解の普及啓発を進めていきます。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
発達障害児者及び家族支援体制整備事業	発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの養成やペアレントメンターコーディネーターの配置等を行う。 〈障害福祉事業課〉
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等支援センターを設置し、様々な相談にワンストップで対応するとともに、地域の支援人材の育成を図るなど、医療的ケア児等及びその家族への支援体制を整備する。 〈障害福祉事業課〉
早期の教育相談支援体制の整備	障害のあるこどもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係機関による地域の相談支援ネットワークの整備を支援する。また、支援が必要な就学前の幼児に対して、特別支援学校が協力し、適切な就学の支援を行う。 〈教育庁特別支援教育課〉
特別支援教育コーディネーター研修の実施	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上と小・中・高等学校に対するセンター的機能の一層の充実を図る。また、高等学校において、特別支援教育コーディネーターの役割をはじめ、障害の特性や支援のあり方等を学ぶとともに、実践発表等、各校の情報交換を行い、特別支援教育コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。 〈教育庁特別支援教育課〉
県立特別支援学校等整備事業	特別支援学校の児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消のため、高等学校や小・中学校等の校舎の活用も検討しながら、特別支援学校の新設や校舎の増築などにより、整備と機能の充実を図る。 〈教育庁教育施設課・教育庁特別支援教育課〉
特別支援学校教育用コンピュータ整備事業	学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を目指し、学習活動（交流及び共同学習を含む）において積極的にＩＣＴを活用できるように、教育用コンピュータ等の整備・更新を進める。 〈教育庁特別支援教育課〉
特別支援アドバイザー派遣事業	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。 〈教育庁特別支援教育課〉
キャリア教育向上研修会	生徒の卒業後の生活に必要な力を育むため、現状や課題を把握し授業内容の改善等に生かせるよう、学識経験者や企業、福祉施設の方等を講師として研修を行い、特別支援学校教員のキャリア教育に関する知識技能を高め、より一層の資質向上を図る。 〈教育庁特別支援教育課〉

事業名	事業の内容〈担当課〉
障害者就業・生活支援センターによる就業等支援	県内16か所に設置した障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業及び生活に関する指導や助言、職業訓練のあっせんなどをを行う。 専門の支援員を各1名、さらに企業数の多い地域に3名配置し、企業での雇用を支援する。 〈産業人材課〉
特別支援学校早期訓練（委託訓練）	障害者テクノスクールにおいて、特別支援学校高等部3年生の生徒に対して職業能力の開発、向上を目的として委託訓練を行い、実践的な職業能力の習得を図る。 〈産業人材課〉
医療的ケア児保育支援事業	保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 〈子育て支援課〉
保育士配置改善事業（再掲）	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
放課後児童クラブにおける障害児受入推進事業	放課後児童クラブにおいて、昼間労働等により保護者が家庭にいない障害のある子どもの受け入れを推進するため、専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に対し市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
特別支援教育経費補助事業	私立幼稚園が障害のある幼児を受け入れるために行う補助教員の配置、設備整備、研修受講等の経費に対して補助する。 〈学事課〉
学校卒業後における障害者の学びの支援事業	県内の公民館等に学びの場ができるように、市町村における障害者対象講座の開講を支援するとともに、市町村関係課職員を対象とした研修会等を開催し、学校卒業後の障害者の学びについて普及していくほか、生涯学習講座を作るにあたって必要な知識や人的支援を紹介する。 〈教育庁生涯学習課〉

【用語解説】

◇インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムについては、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、次のように示されています。

- 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

施策の柱Ⅰ 全てのこども・若者を支える

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止対策を推進するとともに、社会的養護を必要とするこども・若者及びヤングケアラーへの支援に取り組む。



I-6-① 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

1 児童虐待防止

子どもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重大な課題です。県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数が10年前と比較して約2.2倍になるなど、児童虐待件数は高い水準にあります。

そのうち、子どもの前で親などが家族に暴力をふるう面前DVや暴言、差別などの「心理的虐待」が最も多い割合を占めています。

警察から児童相談所に通告した児童数は増加傾向となり、児童の安全確保を最優先とした対応を図るために関係機関が連携し、それぞれの役割を果たすことが非常に重要となります。

本県では、平成29年に「千葉県子どもを虐待から守る条例」を制定し、同条例第11条に基づく基本計画である「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」を令和2年6月に全面的に見直し、児童虐待防止施策を推進しているところです。

児童虐待を防止するためには、まず児童虐待の発生そのものを予防することが最も重要です。令和4年の児童福祉法の改正では、市町村における児童福祉及び母子保健に関し、包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、全ての妊娠婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行うこととされており、子育てに不安等を抱える保護者が孤立することを防ぎ、早期に支援の手を差し伸べることが大切です。

また、虐待は子どもの命に関わる問題になることから、早期に発見し、迅速に対応することも重要です。このため、児童相談所の体制を更に強化する必要があるとともに、これまで以上に市町村、学校などの教育機関、警察、医療機関等の関係機関が緊密に連携し、児童の安全確認及び安全確保を最優先として対応を取ることが重要です。

また、性被害の被害者等となった子どもの事情聴取については、繰り返し重複した事情聴取が行われる場合には児童にとって過度な心身の負担となるおそれがあるほか、誘導や暗示を受けやすい児童の特性により供述の信用性に疑義が生じる可能性もあることから、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性担保のため、関係機関と連携を図っていく必要があります。

児童相談所については、職員を大幅に増員した結果、経験の少ない職員が多くなっていることから、職員の資質の向上を図るとともに、業務の適正な執行を確保するためのマネジメントの強化が必要となります。

さらに、行政機関だけでなく地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりが必要であり、県民に児童虐待についての正しい知識と理解を深める機会を提供し、児童虐待防止に対する意識を広めることも大切です。

2 社会的養護が必要な子どもの権利の保障

令和4年の児童福祉法の改正において、社会的養護が必要な子どもの権利擁護に関して、里親委託、施設入所等の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が法定化されると

とともに、意見表明等支援事業が創設されました。また、社会的養護が必要な子どもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されたことから、より一層計画的に推進していく必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 母子保健施策と連携し、児童虐待を未然に防止します。

- ① 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう、実践的な研修を行います。
- ② 子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子供の孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業について、市町村における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を推進します。

2 児童相談所の体制・機能を強化します。

- ① 中核市が、滞りなく児童相談所を開設できるよう支援します。
- ② 児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部改正や、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を踏まえ、児童福祉司、児童心理司、保健師などの配置を行います。
- ③ 職員が業務に必要な基本知識を習得し、基本原則を踏まえた対応ができるよう、研修を確実に受講できるように機会を保障するとともに、研修の充実・強化を図ります。
- ④ 職員の業務における効率化や適正性の確保のため、ＩＣＴの積極的な活用を図るとともに、児童相談所の業務を支援するシステムの改修等を行います。
- ⑤ 子どもの権利が尊重され、安心して生活できる施設の整備を進めるため、児童相談所一時保護所の新設・建替えを行います。

3 市町村や関係機関との連携を推進します。

- ① 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務となっていることから、その設置・運営を支援するとともに、児童相談所や関係機関との連携を推進します。
- ② 市町村の要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な子どもやその家庭について、関係機関が情報交換や支援内容の協議を行う重要な役割を担っており、効果的に機能するように、研修やアドバイザーの派遣による支援を行います。
- ③ 警察との連携においては、全ての児童相談所に警察職員を配置するとともに、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところであり、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ④ 医療機関との連携においては、虐待を疑わせるような子どもの受診等に対応するため、医療機関やその従事者と児童虐待対応のネットワークを構築し、情報共有と研修等を通じた対応力の向上により、児童虐待の早期発見や未然防止を図ります。
- ⑤ 学校などの教育機関においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制の構築、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、更に児童虐待に係る研修の実施による知識の共有を図り、教職員の児童虐待に対する円滑な対応を目指します。

- ⑥ こどもやその家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行う児童福祉施設である「児童家庭支援センター」の設置を促進します。また、児童家庭支援センターの専門性の向上を図り、児童相談所や市町村等と連携し、こどもやその家庭に対して専門的な相談、援助ができるよう支援します。
- ⑦ 檢察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していきます。
- ⑧ 警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。

4 社会的養護が必要な子どもの権利擁護を推進します。

- ① 子どもの権利擁護の推進のため、児童養護施設等へ入所措置等を受けたこどもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要により児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用するとともに、一時保護所や児童養護施設等へ入所することの意見表明等を支援します。

5 児童虐待防止に係る周知・啓発活動を実施します。

- ① 一人でも多くの県民が児童虐待防止に対する理解を深め、関心を持ち、自発的に相談や通告ができるように、年間を通じた広報・啓発活動を実施します。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や子ども家庭110番などの電話による相談・通告の窓口、児童虐待の通告義務、子育てに関する相談窓口等の周知を行うとともに、秋のこどもまんなか月間である11月を中心に、児童虐待防止活動への理解と協力を求めて「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。

6 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。

- ① DV防止のための県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。
- ② 家庭に向けた、児童虐待・DV防止啓発用パンフレットを作成し、就学時健診及び1歳半健診の際に配布する他、小・中学生、高校生のいる世帯の保護者向けにも配布していきます。

7 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。

- ① 女性サポートセンターを中心とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。
- ③ DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、

同伴するこどもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室でこどもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図っていきます。

8 早期発見・早期対応

- ① 教職員を対象に研修を行うとともに、「教職員のための児童虐待対応の手引き」を用いて、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。
- ② スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事等の理由により、児童の養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設等において一定期間、児童を預かる事業です。 子育て短期支援事業には、児童を一定期間預かる「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と平日の夜間又は休日に不在にする等の場合に児童を預かり、生活指導・食事の提供を行う「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類があります。〈児童家庭課〉
中核市の児童相談所設置に向けた支援	船橋市と柏市における児童相談所の設置に向けて、研修生の受入や人事交流の他、各事務の引継ぎ対応や各種研修への参加受入など、必要な支援を行う。〈児童家庭課〉
児童相談所虐待防止体制強化事業	児童相談所の相談・支援体制を整備し、児童虐待事案への対応力を強化する。 <ul style="list-style-type: none">・子ども家庭110番の対応・児童安全確認等対応職員の配置・一時保護された児童へのケアの充実・保護者への支援、指導等の強化 〈児童家庭課〉
児童相談所専門機能強化事業	児童相談所職員の資質向上や、弁護士等の専門家の配置により、児童相談所の専門性を強化する。 <ul style="list-style-type: none">・児童相談所職員に対する研修の実施・弁護士・医師等の専門家の配置など、助言等を受けられる体制の整備 〈児童家庭課〉
児童相談所支援システム整備事業	児童相談所支援システムの整備、運用を行い、ICTを活用した児童相談所業務の適正化、効率化を図る。〈児童家庭課〉
児童相談所の整備	「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、児童相談所の新設・建替えを進める。〈児童家庭課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
児童家庭支援センター運営等補助事業	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託に係る経費を補助します。 〈児童家庭課〉
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣など 〈児童家庭課〉
警察と児童相談所等との連携強化	警察、児童相談所、市町村、学校等の関係機関との連携を強化し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進する。 〈警察本部少年課〉
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。 〈児童家庭課〉
スクールカウンセラー等配置事業 (再掲)	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業 (教育相談体制の整備) (再掲)	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉
代表者聴取	検察庁、警察、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取については、事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者による聴取を推進していく。 〈警察本部少年課・児童家庭課〉
こどもの権利擁護に係る環境整備	児童養護施設等へ入所措置を受けたこどもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要な場合に児童相談所等の関係機関へ意見具申を行う仕組みを適切に運用する。 〈児童家庭課〉
こどもの意見表明等支援事業	児童相談所から独立した意見表明等支援員(こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者)が一時保護所(児童相談所)や児童養護施設等で生活するこどもの悩みや不満、措置内容に関して、こどもの意見・意向を把握し、児童相談所や児童養護施設等へ伝達、連絡調整等を行います。 〈児童家庭課〉
個別の支援を要する児童生徒への対応	人権教育担当指導主事や担当教員、管理職などを対象に研修を行い、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成する。 〈教育庁児童生徒安全課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
子どもの権利ノートの作成・配布事業	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたち等に配布します。 また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。　　〈児童家庭課〉
子ども虐待防止地域力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。　　〈児童家庭課〉
児童虐待・DV防止啓発パンフレット作成事業	家庭内で起こるDVを子どもが目撃することは児童虐待にあたり、その後の子どもの人格形成や成長過程に深刻な影響を与えることから、家庭における暴力防止に向け、保護者用に児童虐待・DV防止啓発パンフレットを作成する。　　〈児童家庭課〉
DV被害者等の子どものケア	DV被害者等の一時保護を行う女性サポートセンターに保育士や心理判定員を配置し、同伴する子どもたちの心のケアを行うとともに、子どもルームや学習室で子どもたちが気兼ねなく遊び、学べる機会の充実を図る。　　〈児童家庭課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。　　〈教育庁児童生徒安全課〉
児童虐待防止SNS相談事業	専門の相談員を配置し、国のSNSから自動転送される各種相談に対応するとともに、必要に応じて児童相談所等の関係機関へ情報提供を行う。　　〈児童家庭課〉

I-6-② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

【現状と課題】

1 家庭と同様の養育環境の整備

全てのこどもは、心身ともに健康に、自ら育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活ができないこどもに対しては、こどもの最善の利益を確保するために、社会全体でこどもを育んでいく必要があります。

平成28年の児童福祉法の改正では、こどもが権利の主体であることが明記され、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく取組を推進することが明記されました。家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が明記された一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨が明記されました。

この法律の理念を具体化するために国の新たな社会的養育の在り方に関する検討会で「新たな社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でないこどもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームで養育を行うこととされています。

また、施設については、「できる限り良好な家庭的環境」を整備し、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難なこどもなど、ケアニーズの高いこどもたちへの専門的な支援を行うこととされています。

本県の里親等委託率は令和5年度末で35.4%となっており、年々増加しているところですが、さらなる里親委託の推進が必要であり、施設についても、「できる限り良好な家庭的環境」を実現するため、できる限り少ない人数単位で養育を行うこと（小規模化）、こどもに専門的な支援が行える体制の整備、人材の確保・育成を行うこと（高機能化）、こどもの養育に関する専門性を活かして地域の子育て家庭や里親に対する支援を行うこと（多機能化）などが求められています。

2 社会的養護経験者に対する支援

里親に委託されているこどもや施設に入所しているこどもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも経済的にも親の支援を受けられないことから、自立に向けた支援を充実させるとともに、自立後も里親や施設が長期に渡りこども一人ひとりとつながりを持つなど、アフターケアの取組を推進する必要があります。

【施策の方向と具体策】

1 家庭と同様の養育環境を整備します。

- ① 里親委託を推進するためには、里親制度に対する社会の理解促進を図るとともに、里親登録数を増やす必要があることから、県民だよりや県ホームページ等を活用して、里親制度の広報・啓発に取り組みます。また、県内各地での里親制度説明会の開催や「里親月間」である10月を中心とするキャンペーンの実施、里親制度を普及するための里親大会の開催など、より多くの皆さんに里親制度を知っていただけるよう周知強化を図ります。
- ② 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修を実施するとともに、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもに対してより専門的な支援が行えるようになるための研修を実施するなど、里親研修を強化し、養育技術の向上を図ります。
- ③ こどもが委託されている里親家庭を訪問して、こどもの養育や生活に関する相談や援助等を行うなど、養育に対する支援を強化し、里親の負担の軽減を図ります。
- ④ ファミリーホームは、里親と同様に家庭と同じ環境で養育を行い、里親よりも多い最大で5～6人のこどもたちが同じ家庭で一緒に生活します。こども同士の相互交流を通じて豊かな人間性や社会性を養うことが期待でき、ファミリーホームの設置を進めます。
- ⑤ 児童養護施設における人材確保を図るため、児童指導員等を目指す職員の雇用に係る補助や、就職相談会の場の提供、求人情報サイトへの施設紹介の掲載などを行い、人材確保に係る取組みを支援します。
- ⑥ 施設においては、ケアニーズの高いこどもに対する専門的な支援が求められています。施設に入所するこどもやその家族へ対する支援の向上を図るために、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施するほか、施設が実施する職員の資質向上のための研修に対して費用を補助するなど、人材育成を支援します。
- ⑦ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境を実現するため、施設の小規模化等を実施する施設に対して、整備費用に対する補助を行います。

2 社会的養護経験者に対して支援します。

- ① 里親や児童養護施設からの自立を控えたこどもに対し、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、退所後も引き続き生活上の問題について相談に応じ、必要な支援を行います。また、自立にあたって必要な経済的な支援を行います。
- ② 自立援助ホームは、こどもに安心して生活できる場所を提供するだけでなく、社会を生き抜く力を身につけるために、経済的にも精神的にも自立するための支援を行っていることから、安定的に運営できるよう支援を強化します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
里親委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度に対する社会の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、県民だよりや県ホームページ等を活用した広報・啓発を実施するほか、里親制度説明会や里親大会を開催し、里親制度の周知強化を図る。 ・里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修等を行う。 ・こどもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助等を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
施設における家庭的な養育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等における人材確保やこどもの受入体制の強化を図るため、児童指導員等を目指す者を職員として雇用する施設に対し補助する。 ・施設に入所するこどもへの支援やその家族に対する相談体制の充実を図るため、職員の資質向上に係る研修費用等を補助する。 ・施設に入所するこどもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施する。 ・施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、こどもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助する。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
社会的養護自立支援拠点事業 (児童養護施設等退所児童等アフターケア等事業)	里親や児童養護施設等を退所した児童等に対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援を行うなど、アフターケアの取組を推進する。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立したこどもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行う。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
児童養護施設等退所者に対する奨学金制度	里親や児童養護施設等を退所して大学等に進学する児童等に対し、奨学金を給付する。 <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>

I-6-③ ヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

ヤングケアラーは、子ども・若者育成支援推進法において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

日本ではこれまで、こどもが家事を手伝うことや、高齢者の面倒を見る等のケアに携わるケースは存在していました。

しかしながら、昨今は、家族人数の減少等により、こども一人にそのケア負担が集中し、過酷なケア負担を担うヤングケアラーを生みやすい環境となっており、社会問題化しています。

ヤングケアラーは、平日1日当たり平均4時間程度（中高生の場合）をケアに費やしており、本来のこどもらしい生活とはかけ離れた生活を余儀なくされ、自分のやりたいことができない、学校の授業についていけなくなる、友人との関係が築けない、進学や将来の夢を断念せざるをえない等、こども自身の生活や将来への悪影響が懸念される状況です。

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題を抱えており、家族のケアが必要となる事情も複雑で、複合化しているケースも多いことから、早期に発見し、関係機関が連携して、適切な支援に繋げることが重要です。

【施策の方向と具体策】

1 ヤングケアラーへの支援体制を整備します。

- ① ヤングケアラーの総合相談窓口を設置し、こどもだけでなく、学校など関係者からの相談に応じるとともに、窓口に支援のパイプ役となるコーディネーターを配置し、市町村、学校、福祉の関係機関と連携して、相談内容に応じた支援を実施します。
- ② 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員が、ヤングケアラーに対する理解を含め、支援策に係る研修を実施し、多機関・多職種の連携を進めます。
- ③ 教職員に研修を行い、ヤングケアラーについての基礎的な事項や関係機関などを周知するとともに、チェックシートやフロー、児童生徒向け資料を作成、周知することで、早期発見・早期対応に向けた視点や対応力を育成します。
- ④ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携したきめ細かな相談体制を構築するとともに、多様な相談機会を確保することで、相談しやすい体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 〈担当課〉
ヤングケアラー支援体制強化事業	<p>①ヤングケアラー相談窓口の設置、コーディネーターの配置 民間団体に委託し、社会福祉士等の有資格者を有するコーディネーターを配置した、相談窓口を設置する。</p> <p>②ピアサポート・オンラインサロンの設置 専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を行う。</p> <p>③関係機関職員研修 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施する。</p> <p>④広報啓発 ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、広報啓発を実施する。</p> <p style="text-align: right;">〈児童家庭課〉</p>
学校におけるヤングケアラーへの対応	児童家庭課などとともに実施したヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究の結果を受け、児童生徒や教職員への理解促進、相談体制の整備、対応方法の共通理解などの促進を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育相談事業（再掲）	「24時間子供SOSダイヤル」をはじめ、電話、メール、小（4～6年）・中・高生対象のSNS相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応する。 〈教育庁児童生徒安全課〉
教育改革推進事業（教育相談体制の整備）（再掲）	私立小中高等学校における教育相談体制の充実を図るために、スクールカウンセラーの配置にかかる経費に対して支援する。 〈学事課〉